

第9回長野県治水・利水ダム等検討委員会 砥川部会 議事録

開催日時 平成14年2月17日(日)午後1時0分から午後7時18分
開催場所 岡谷市内 ジョイントプラザマリオ
出席委員 宮澤部会長以下16名(植木委員 浜 委員 武井美幸委員欠席)

田中治水・利水検討室長

それでは定刻となりましたのでただいまから「長野県治水・利水ダム等検討委員会」第9回の砥川部会を開催いたします。開催にあたりまして始めに宮澤部会長からごあいさつをいただきたいと思います。

宮澤部会長

皆さん、どうもご苦労さまでございます。第9回目を数えました。特に2月は大変急なスケジュールで集中的に論議をさせていただきました。委員の皆さん、とりわけ高田先生をはじめ遠くからお越しの先生方におかれましては、大変感謝を申し上げますと同時に心からお礼を申し上げますところであります。また、幹事会の皆さん、それから今日も傍聴をしていただいております皆さん、また、マスコミの皆さん、それぞれ本当に大変お忙しい中をやり繰りしていただきまして、とりわけこの部会は当初予想されましたように終日、休みの日に集中をしております。そういう関係で大変多くの皆さんの家庭サービス等を含めて大変ご迷惑を掛けていることお許しいただきたいと思います。第8回では、ずっと懸案でございました一つの案でありますダム案の地質の問題。それから共通事項であります基本高水の問題。そして河川改修をご提案いただきました高田委員さんからの提案。それからダムプラス河川改修案をご提案いただきました新村委員さんのご提案をそれぞれ詰めさせていただきました。今日はそれぞれの委員さんから出されてあります問題点、論点等々につきまして集中的に論議を進めさせていただきたいと思うところでございます。また、過日、終了間際におきまして幹事会の発言について委員の皆さんからご忠言がございました。等々を含めて幹事長はじめ幹事会の方でも大変気配りをさせていただいておりますことを申し伝えさせていただきたいと思っておりますし、また、今日は集中的に各治水案を求めていく中で、それぞれ皆さんからのご意見、またスムーズな実りある成果をいただくための手配等も部会長の立場からさせていただきまして。関係各位の皆さんに感謝申し上げますところでございます。それでは、これから第9回目の部会に入らせていただきます。よろしく願いいたします。

田中治水・利水検討室長

どうも、ありがとうございました。

本日の出席委員は19名中18名でございます。条例第7条第5項で準用する第6条第2項の規定により本部会は成立いたしました。

それでは宮澤部会長さん、議事進行の方をよろしく願いしたいと思います。

宮澤部会長

はい、それでは議事に入らせていただきます。

本日の議事録署名人には、藤森委員さんと宮坂委員さん、お二人をお願いいたします。

さて、治水案。今日総合的にお話しをさせていただくわけでございますけれど、今週だけでこれだけ

私のところにも事務局を通じたり、いろいろなご意見が出されております。そんなご意見を一つ一つ検証をさせていただきたいと思っているところでございますが、ここにお集まりの皆さん、それから傍聴席の皆さんが現在おかれている砥川の状況について、正しくご認識をしていただくところからもう一度スタートする方がいいと思っております。また私は財政ワーキングからこの砥川部会に出ている委員でございますので、財政ワーキングのことも含めて、現状について若干財政ワーキングからご報告だけさせていただきますので、事務局の方から資料をお配りいただきます。砥川の状況は、今、予算的にどうなっているかということでございます。今、お配りいたしました「砥川総合開発事業 事業費内訳」というペーパーでございますが、これをご覧させていただきたいと思っております。予算関係、つまり財政関係の中で一番のポイントでございますが、現在砥川は要するに行政的にはどういうふうにおかれているかとの問題であります。これにつきましては、平成13年度全部で事業費で1億8千万。これは既に国からそれぞれのこの前財政ワーキングで示されましたそれぞれの比率等々含めますけれど、こういう内容で、測量費・用地費・修繕費・事務諸費等々、これが砥川についている予算でございます。私のところへ大分多くの方がもうダムは中止になっているのだから、ダムを検討するのはおかしいじゃないかというお話しがございまして、ダムは中止になっておりません。ここだけは間違わないでいただきたいと思っております。現在ダム案は残っております。昨年2月20日、知事が「脱ダム宣言」をされて、その「脱ダム宣言」の中で事業費をゼロにしたわけでありまして。それに対して議会では、そのまま国との協議の中でこの予算は生きておりましたので、これを修正して当初出されたとおりの金額でダム案に対する予算はそのまま生きております。そこだけご理解をしていただきたいと思っております。現在ダム案は生きておりますから、今現に生きている案に新村さんが個人のお考えを入れてダムプラス河川改修案ということで出された案でございます。この中に、新村さんの案は県の出された案、ダム案とほとんど変わらないから、それはおかしいじゃないかと、もう廃止されたのじゃないかという一般の方からのご意見もございましたが、それは違います。どうか、そこのところだけは正しくご理解をしていただきたいと思っております。正しく理解するところから始まります。現在も生きております。国も当然そういう基調で対応しております。国から来た人が、国の案に対して説明するのはおかしいじゃないかというご意見もいただきましたが、それは適切でないご意見だということ、ここでもって改めてご理解いただきたいと思っております。そのことだけ、まず財政ワーキングの方からの今の予算の状況も含めまして、まずお話しをさせていただきたいと思っております。それで、そのことだけご理解いただいて、今高田委員さんが出されました河川改修案、それから新村さんが出されております河川改修プラスダム案、これの検討を今日入っていきたくて、こんなふう思うところでございます。委員の方々から、特に武井委員さんの方からですね、前回事務局で論点を整理をいたしました。その下、論点の整理をした内容がこの本文と違っているので論点整理についてはやめていただきたいというご提起ありました。今回皆様のところには皆さんからお寄せいただきましたその案をそのままお送りしてございます。一切事務局の方でまとめておりません。十二分に案についてはご理解をして臨んでいただいているというふうにして私の方は理解して進めさせていただきますのでご容赦をいただきたいと思っております。まず、今回お二人の出された案、高田委員さんが出された河川改修案がありますけれど、委員の皆さん方にはこの河川改修案が非常に多ございました。この河川改修案をお持ちになられた方々はご自分の意見だと思っただけで構わないと思っております。それから新村さんのダムプラス改修案。これも新村さんのお名前でありましたですけど、他にも多くの方々からこれと同じ意見が出されておりました。これを二つの形の中で大きく集約したわけでございます。こういう中で現在の状況があるというふうにご理解をして

いただきたいと思います。それから、もう一つこの資料をご覧になっていただきたいと思います。「財政ワーキンググループ資料」ということでお出ししてございます。これは多くの皆さんから私のところにご意見がきております。例えばここには宮地検討委員会の委員長さんにあてられたご意見であります。検討委員会でこういうことを検討していただきたいということで、宮地委員長さんのところへある信州大学の学者の先生から出されたご要望がきております。そのご要望について、私のところで単独にどうのこうのということはいえませんが、宮地委員長さんから部会の中で検討をお願いしますということで、文書で宮地委員長さんからいただいている資料もございまして。後でまたこのことについても再度ちょっと触れさせていただきたいと思っております。財政ワーキングの方の資料としてお出しするのは放水路案のことでございます。当初皆さんの検討の中に放水路案というのがございまして、今回高田委員さんの中で出てくるかなというふうに思っておりましたのですが出てきませんでした。放水路案の問題点と言いますが、私どもの検討委員会の方へお出しになられた検討結果の方が、信濃毎日新聞でも発表された内容の案でございまして、今皆さんのところにお配りをいたしました。これは一つのこういう案として、しっかりと調べた結果こういう案が出てきたということで、これも説明をする必要もありませんので、これは皆さんにお配りをさせていただきました。放水路案も財政部会の方で検討をしていたわけございまして、こういうような一般の人たちから放水路案はどうだと、こういうご意見も寄せられておりました。その案についてそれぞれここでは約440億という総経費の金額になっておりますけれど、そのことも皆さんのところにお手元にお配りをさせていただきました。検討のまた一助にいただければと、こういうことでございます。

それではそういうような様々なことも含めまして、大きく分けましてこの河川改修案と、ダムプラス河川改修案、二つ出されております。いろいろなお見解があるわけでございますけど、まず最初にそれでは今までの経過から始まりまして、高田委員さんの方から、前回皆さんからお出しただけでした。本当に高田先生には申し訳ないんでありますけれど、案の状況について高田委員さんの方からご回答をお願いできるものはお願いして、また高田委員さんと私、中島文平委員さんからは、ワカサギの採卵について具体的な対策、それから漁業権を持つ漁業協同組合の意見を聞く必要があるが部会長の考えはどうだということで、私に投げられた案件もございまして、こういうような件も含めまして、高田委員さんとも事務局の方から連絡していただいて、本日この方々にお越しいただくような、そんなような手だても用意してございます。そこら辺も含めまして、まず高田委員さんの方から概要についての、この皆さんについてのお答えできるところはお答えいただき、どうぞ幹事会の方で答えるところがございましたら、幹事会の方へもお振りいただければ結構でございますので、そのようにお願いをしたいと思います。それでは高田委員さん。

高田委員

はい。この案、新たに作図していただきました。その前の案とこれと根本的に異なるのは、前の案が砥川橋で計画高水位の高さをまず採りまして、そこから上流に向かって河床勾配に従って計画高水位を採っていった。それで前の案は堤防の天端と計画高水位までの深さが非常に大きくなってしまいました。今回はこの砥川橋の少し下から、と言うよりも、堤防の天端高、それと橋梁の架空高、これを規定どおりに採りまして、それで計画高水を書いています。従って、掘削量は非常に少なくなっております。これで砥川橋に関してはこの絵でいきますと桁下と高水位がぎりぎりですが、ご覧のように諏訪湖の常時満水位標高759.145メートルへ向かって流れが下流の方で落ちてきます。その計算はちょっと

複雑ですのでまだやっていただけてませんが、それでいくと、この計画高水は砥川橋の下ぎりぎりにきてますが、これが下がります。下流の方は河床幅25メートル、広く採ってます。上流の方は20メートルです。従いまして、これはずっとスムーズに湖の方へ流れる形になってます。それで、この計画案で普段の諏訪湖の満水位がどこまで入ってくるかを標高759.145メートルから水平に線が引っ張ってあります。この諏訪湖の常時満水位というのはわりと厳密に守られてるようですが、これを越えないように。普段はこれより下がることは多少あるということのようです。下がった時には諏訪湖の水位を優先して天竜川への放水量をむしろ減らすという、そういう操作も行われてるようです。その辺のところは事務局の方で必要なら説明していただけたらいいと思います。橋の下は大体納まりますが、富士見橋。縦断図の2枚目です。この富士見橋はこの計画高水とぎりぎりの状態ですので、これは架け替える必要があります。以前の図面はこの富士見橋のけた下の作図が少し間違ってます、高いところがありました。それで改めて数字を訂正して書いてみますと、わりとぎりぎりのとこにきております。この橋は将来架け替える必要が出てきます。それと鷹野橋に関しましては、これは橋脚の構造がよくわかりません。これはもともと県が管理してたのを下諏訪町に移管した橋ですが、これが今のとこちょっとわかりません。河川の規定でいきますと、橋脚の厚さの合計が河川幅の5%、たしか5%以下になると思いまして、これがそういう点でもぎりぎりじゃないかなという気がします。いくつかの質問の中で私が大事と思うもの、ワカサギ漁がありますが、これは現在の漁業を行われてるとこより少し上流に移ることになると思います。農業用水の関係は現在使ってるのがそのまま生きるものもありますし、下がってしまうものもあります。これは新村案の場合でもいくつかは取りにくくなるということのようです。各断面もそれに合わせて掘り下げ量が減っております。下流の方はかなり護岸の高さが大きくなりますが、砥川の一番多い部分である勾配120分の1あたりになりますと、今の新村案とそれほど川の深さは変わりません。堤防の天端から河床までの位置は変わりません。例えば、右下にページが打ってありますが、5ページあたり見ていただきますと、現況の河床を少し掘り下げる程度になります。これで橋の兩岸の橋台とのすりつけいうのもほぼ納まる形で、川の形として、水の入れ物としての川はこの流量280トン、300トンでしたか、それを流す容量を一応満たすことができるということですから、問題は何かと言いますと、このワカサギ漁というのがありまして、川の工事は冬の間、秋の終わりから初夏に掛けて行う必要があります。渇水期です。それに対してワカサギ漁が春先の工事期間を制限します。それで、かなり工事期間が長くなるだろう。これはまだ正確にどれぐらいとは出てない、事務局の方でもまだ出しきれてないと思うんですが、これはダムをつくるのに匹敵するぐらいの時間は掛かるだろう。構造的なものとして新村案の場合のコンクリートの表面いうのは抑える形になってます。水の流れから土の表面が洗掘されない、持っていられないような目的を持っていますが、私のこれは、その役割ともう一つはその背後の土圧、あるいは交通荷重に対して土留め壁、擁壁という性格を持ってますので、これは強くする必要があります。前の図面と違いますので、改めて説明すると、そういうことになります。一部下流域の堤防の低いところは天端を盛り立てるとも出てきます。質問がたくさんありましたが、今の段階では言いました水の入れ物としての川の機能。これに関しては一応これでできるということと、それを受け止める構造的な問題、それも満足できると思います。ただ下流の方はご存じのように軟弱地盤ですので、その構造形式をどうするかというのはまだ詰めきっておりません。その辺のところは私も地盤工学の専門家ですんで最大限バックアップしたいと思うんですが、それ以外の点で私が全部質問に答える立場にあるかどうか。つまりこの案いうのは一応部会の案になってると思うんです。それで、これをそういう地元の方の意見その他を聞いて育てていくという形を採っていただき

いと思います。それはどうしても育てきれない。この部分は障害として最後まで残って致命傷になる、そういう場合はこの案は取り下げざるを得ないという、そういう状況だと思います。これはもちろん今一番の争点なってるダム案に対する河川改修案です。ダムというのは非常に大きな土地の改変、それと大きなコストがいります。それに替わるものですから、こちらもやはり相当な工事量と経費を覚悟しないとけない。そういう点は皆さん認識していただきたいと思います。以上です。

宮澤部会長

今、高田委員さんから重要な問題がご提起されました。要するにここで出されてる案、それは今高田委員さんがおっしゃられたように、正しく分析して入っていくことが一番大事なことだと思います。高田委員さんが言われたから、高田委員さんが責任を取ってくれという意見もこの中に何人かございました。そういうことではなくて、やっぱりこの案が本当に現実的に可能な案か、1億何千万という相当の費用をこの検討委員会で使ってるわけでございます。そういうような形で県民から受けてやってる案でございますので、相当信憑性のある案を私どもは出さなければならぬということでございます。それから、今高田委員さんがおっしゃいました。新村委員さんの方からも、それについてお話しをさせていただきながら、一つ一つ私は項目についてあたっていくべきではないだろうかと思っております。新村さんの案を後に回して、一つ一つ河川改修案の高田案を論議をしていた方がいいんじゃないかなと思うわけでございます。これベストだと思います。新村委員さんの案は、ダムプラス河川改修案。これについてもしっかりと論議、論点をもう少し深めていかなければならぬだろうということでございます。私の進行の仕方でございますけれど、今のそれぞれの状況でございますが、それぞれの案のところに出てきた問題も含めて検討していくというやり方ではよろしゅうございませうか。宮坂委員さん、意見ございましたら、はい。

宮坂委員

進行のことでございますが、その前に一点ご提起を申し上げたいんですが、よろしいでしょうか。高田案に関係することでございます。ここで私新たに第三案ということでご提起を申し上げたいんです。と言うのはですね、私金曜日にこれが事務局から配られてきまして全部読みました。大分時間を掛けまして。それで私も河川改修案を押ししていたわけですが、今でも押ししております。ただその中であまりにも問題点が多い。西村委員をはじめ新村委員。たくさん問題点が出ております。そういった中でですね、この高田案一つではですねちょっと少し難しいと言うか、無理があるのではないかなあということで、第三案としてですね地下放水路案。今ですね部会長さんの方から地下放水路案をいただきました。私はこれとは違います。概略をご説明いたしますと、新村委員さんですね、委員長ちょっとしゃべらせてください。新村委員さんの河川改修案。ダムに付随しております。それプラス放水路案。そうしますとですね、ここにございます今部会長さんからいただいたトンネル本体というところをご覧いただきたいんですけれども、トンネル本体はシールド工事で行い流量を140トンということになるわけですが、新村案プラスでいきますと80トンということになります。そうしますと、当然内径がですねこれ9メートルの鉄管が必要なんですけれども、4メートルということになります。私はこの第三案を出したい。なぜ今ここで出したかと言いますと、私は部会長さんの進行にいろいろやる、遅らせるとかそういう意味はもうとうございませぬ。例えば住民意思ですね。先ほど部会長さんにもデータをお配りしましたが、住民意思をアンケート結果で取っております。

宮澤部会長

いや、結構でございます。それは（宮坂委員 じゃあ、それは外します。）別にしてください。

宮坂委員

はい。それですね、住民意思をやはりダム反対という方もいらっしゃるわけで、その中で反映させるためにね、第三案、私の案をぜひですねご検討いただきながら土俵に上げていただければと私はご提起いたします。ご検討のほどお願いいたします。

宮澤部会長

はい。今新しい案がございました。これから検討するところでございますが、宮坂委員さんはこの河川改修案についてはいろいろ問題が多いんで、新村委員さんと同じように、毎秒200トンについては川で流す。それからあと残りは80ないしは福沢川に出ますと100になりますけれど、これについては放水路案で流したいと、こういう案が出てまいりました。これは高田委員さんの案に対しては逆に言えば無理だということだという意見に取れるわけです。私は今日まで二つの案でやってまいりました。まずこの高田委員さんの案ついて、河川改修ができるのかできないかについてしっかりと議論をする必要があるだろうと私は考えます。まず河川改修案について少し論議を煮詰めていただきたいと思います。部会長なりにこの詰め方について整理をいたしました。まず一番始めにですね、ワカサギの漁業の関連。それから農業用水の関連。これは皆さんの意見を全部まとめました。それから、もう一つは橋の問題、それから、もう一つは地下水の問題。それからですね、堤防の道路の安全性の問題。それから、この検討委員会で出される案はある程度の河川整備計画との絡みもございまして先ほど申しましたように予算に反映する問題であります。ですから、抽象的な案を検討委員会に押し戻しするわけにはいきません。やっぱり財政委員会としてもこういう案にはいくら掛かる、そういうようなものを含めて住民に提起をさせていただき、それに基づいて上に上げるべきだと思っております。ですので、まず法律的に、ないしは国との協議の中で、構造令等の問題で引っかかる問題ではあってはなりません。法律的に認可できる案であるかどうか。構造令との絡みの問題。それから、河川法が平成9年に改正されました。河川法が改正された内容で一番大きな問題になりましたのは河川の環境の問題であります。この問題について整理をしてかなければならないだろう。それから河川管理者に対する質問がお二人から出ておりました。それから、工期の問題が出ておりました。どのくらい時間が掛かかるんだ。例えば普通の川の事業と言いますのは、災害が起こりやすい、水がたくさんある夏の時期については事業ができません。なんでそこでやらなんているんだ、というようなことを思われる市民の方もおいでになられるかもしれませんけれど、その間には事業ができないんです。そうしますと、これを渇水期でもって仕事をするとどのくらいになるか、というような問題。先ほど高田委員からお話しになりましたように、2月の終わりから、2月の半ばからと言った方が厳粛でしょう。5月の始めあたりまでワカサギの漁業がございました。この時期には仕事ができないとうことなります。その時期のことについてをやりますとどのくらいの工期で河川改修の場合はできるだろうかと、こういう問題。それから、土砂の堆積の問題であります。それからですね、この前皆さんがお配りいたしました構造令の18条、19条、22条、その中で規定しております堤防自体の安全性もここで論議をしなければならぬだろう。そういう中でもって、とりあえずこの問題についてはどうしてもふれなければこの河川改修案をひとつクリアできないと。こういうこと

で、先ほど宮坂委員さんから、私もこの論者であったけれどこの論についていろいろ問題あるんで自分の意見として200は川で80は放水路でというご提案がございましたけれど、この問題につきましては、ふれていきたいと、こんなふうと思うところがございます。まず、そのような形で進めさせていただいてよろしゅうございますでしょうか。

はい。それでは異議なしのお声がございましたんで、まずワカサギの漁業との絡み。この問題のについて清水委員さん、武井美幸委員さん、中島委員さん、新村委員さん、西村委員さん、それから浜委員さん、植木委員さん、藤森委員さんからそれぞれ質問が出ております。このことにつきましては、私は漁業関係者の意見を聞く必要があるという意見も出ております。それから農業用水の問題。これは清水委員さん、武井委員さん、中島委員さん、それから新村委員さん、西村委員さん、浜委員さん、それから林委員さん、それから藤森委員さんから出されております。この問題につきましては、土地改良区との関係がございまして、私どもでは判断できない問題です。水利権者との話し合いがなければこの問題は前へ進まないわけでございます。ですので、この二つの問題につきましては、今日高田委員さんともご相談をさせていただきました。このそれぞれの方々についてはこの部会に招致してお話をお聞きしようということにさせていただきます。そのことについて、まず皆さんにお諮り申し上げます。私どもが答えられない、つまり私どもの権限が及ばない地域、地区、及ばない分野の問題については、この関係者の皆さんに部会へご参考人としての招致していいかどうか、まず皆さんにお諮りします。いかがでございましょうか。はい、中島委員。

中島委員

この問題は漁業者のやはり生活の問題もかかっています。ほれで、法的に漁業権の問題もかかっているわけで、当然これは我々検討委員会あるいは部会というものが勝手に決めるべき問題ではない。従って当然組合の関係の人たちの意見を率直に聞いて、そしてそれに対してどうするかと。ほいで、これはですぬワカサギ採れなきや補償してやりゃあいいじゃないかと、いう議論もありますけれども、これは補償ということで解決する問題じゃない。これは何十億という採卵をして全国へ出荷してるわけですね。そういうことに対する組合としての責任も私は絡んでるじゃあないかと、いうことがありますので、こちらの事情をつぶさに関係の皆さん方のご意見を率直にお聞きすべきであると、いうように考えます。

宮澤部会長

はい。他にいかがでしょうか。今の賛同していただくということでございましたらここでご意見をお聞きするということにさせていただきますが、いかがでしょうか。はい、宮坂委員。

宮坂委員

意見を聞く場合ですね、どちらということですか。はい。あ、そうですか。

宮澤部会長

意見を聞くということについてよろしゅうございますか。はい、それではこの意見をお聞きすることにさせていただきます。

そこでですね、今度は意見を聞く手法でございしますが、部会としてお聞きするわけでございますので、皆さんからお出しいただきましたご意見等々を含めまして、部会長の方でまとめてそれぞれの方々にお

聞きをさせていただこうと思いますが、いかがでございましょうか。いいですか。はい、それではそういうことで私の方でまとめてお伺いさせていただきたいと思っております。一応休憩を2時30分に取りたいと思っております。2時30分までにお越しいただきたいというお話しをさせていただきます。ですので、休憩あけにご入場いただきまして、お話しをお伺いさせていただきたいと思っております。

それでは、今度は3番目の問題であります。橋梁についてでございます。高田委員さんの最初に出された案。高田委員さんは富士見橋。これは国道20号に架かる橋であります。それと鷹野橋でございますね。鷹野橋。この二つの橋については架け替えが必要だということでございました。それについて県の幹事会から、ここについてはちょっとこの案の河川改修でば問題があるというようなご意見が出まして、これ勇み足だということで前回ご遠慮をいただいた経過がございます。この鷹野橋それから富士見橋、この二つの橋の架け替えについて議論が一つあります。それと同時にですね、清水委員さん、清水委員さん、それから中島委員さん、それから西村委員さんからは、医王渡橋、この間の言った2キロメートル地域の医王渡橋の橋についても架け替えを必要ではないかというようなご意見等々が出ました。ここにつきまして、高田委員さん、補足してご説明することがございましたらご説明していただきたいと思っておりますし、なければこれで進めさせていただきたいと思っておりますがいかがですか。ないですか。はい。

それでは、富士見橋の問題について議題に上げさせていただきたいと思っております。富士見橋につきましては、過日、下諏訪町の方で国の長野道路事務所と協議をした結果、当面は直す余地がないとこういうご答弁でございました。それでですね、河川改修の場合は河川管理者が行うわけでございますが、道路の場合は道路管理者というのが別においでになります。これは過日の幹事会、河川課長の方からのご説明のとおりであります。道路管理者の説明を聞かなければ前に進みません。口頭で新村委員さんの方から私どもの言っていることが信用おけないんだったら、どうか部会長さんの方で配慮してこの部会として聞くような手配を取っていただけないかと、こういうお話しが私のところにまいりました。それで、今日のこの論議に一定の報告をしなければならないということで、2月の15日、長野国道事務所・管理第一課長、係長に事務局の河川課長、河川課長が県の河川管理者の実際の立場でご意見を聞きに行っていました。その経過について県の河川管理者の代行であります河川課長に経過のご説明を願います。

河川課 北村課長補佐

よろしいですか。今、部会長さんの方から言われたとおり過日道路の管理者であります国土交通省の長野国道工事事務所に富士見橋の架け替えの予定とそれから架け替えをした場合の方法等につきまして確認をしております。

まず、富士見橋の架け替え予定についてでございますけれども、現在国道20号バイパスというものを鋭意進めているところであると。そのことからバイパスと原道への同時の予算付けは非常に困難である。それから、また富士見橋があと何年使用可能かという観点からは、その残余耐用年数っていうものは年数で示すことはできませんけれども、富士見橋は昭和9年に架設された古い橋ではありますが、点検の結果現在強度的に問題がなく、今後においても相当もつであろうということから、当面架け替えの予定はないとのことでございます。それから河川改修に伴い橋を架け替えるとする場合の架設方法についてでございますけれども、お祭りのような一時的なものは別として、一般的に橋の架設には最低3年から4年掛かり、仮に工期が2年短縮されたとしても国道の重交通を、国道の重交通を県道ないし町道へ回すことは管理責任上の問題が生ずることからう回路による方法は認めておらず、現在の直近でアプローチできるところに仮設を架け切り回すことが一般的である、とのこと。また、仮設を、仮橋を

架けた場合においては前後のアプローチのために10戸以上の家屋補償と水管橋のつけ替えが必要であり、横に、橋の横に添付されてるものがあると思いますが、水管橋のつけ替えが必要であり、相当の費用が掛かるものと考えられる。ということでございました。以上です。

宮澤部会長

ありがとうございました。もう一つ鷹野橋について検討したいと思います。この橋の道路管理者は町道でありますから町であります。この町の道路管理者としての意見を下諏訪町に求めます。下諏訪町、はい、どうぞ。

下諏訪町 久保田都市整備課長

鷹野橋の道路管理者として見解を申し上げたいと思います。鷹野橋は昭和12年につくられた橋でございます。富士見橋より若干新しいわけでございます。その後平成7年度におきまして国庫補助事業である緊急地方道路整備事業の橋梁維持修繕工事といたしまして、下部構・橋台の橋座の拡幅が行われております。橋座幅を満足させているというのであります。このため落橋防止、落橋、橋が落ちる、落橋防止構造につきましては一応の耐震設計はできているものとして判断してよいという道路防災点検結果を得ております。従って、当分の間はこの橋につきましても問題はないだろうという見解でございます。以上です。

宮澤部会長

橋梁についてご質問がございました。その問題のことにつきましてのそれぞれふれさしていただいたかと思えます。医王渡橋の問題につきましてはまだ残るわけでございますけれど、この問題については高田委員さんは、架け替えしなくても大丈夫だということでございました。そして、川幅によっては医王渡橋も架け替える必要が出てくるんじゃないかということで、幹事会の方から前回説明があったわけでございます。こここのところはそれぞれありますけれど、橋につきましては、一応止めさせていただいて、またその後ご意見があれば聞かせていただきたいと思います。思っております。

次の問題であります。地下水の問題に入らせていただきます。河川改修をすることによって地下水低下の恐れがないかということと、それからこの前もう一人、浜委員さんから地下水の影響はないということであるがその根拠を示していただきたい。そしてこの前西村委員さんからその話しが出ましたが、川から入ってくる地下水がどういうふうに影響があるかと。こういう問題につきましては、高田委員さんからお話しがあったわけですが、高田委員さんこの間のご意見と同じでいい、よろしゅうございますか。ご意見ありましたら。はい、どうぞ、高田委員さん。

高田委員

堤内側の地下水が、低いのがいいのか高いのがいいのか、私にもよくわからないんです。川からの漏水というのは堤体に与える影響として普通は防ぐ方向にいくわけです。ですから、よくわからないのは地下水位が大幅に下がるようなことはないと思うし、大幅に上がるようなこともない、この河川工事で。だから地下水位がどうなったら困るのかという論点がわかりません。一般的に言って、今言いましたように漏水を防ぐ方向に河川工事は必ず考えます。ですから、その辺で目的というか、水位が高い低いはどう普段の生活に支障を来すかということがよくわかりません。

宮澤部会長

今、高田委員さんの方からご意見ですが、西村委員さんのご質問ですが、よろしゅうございますか。今手は挙がりましたけど、どうぞ。西村委員さん。

西村委員

意見を述べさしていただく前に、いろんな問題を一つずつ解決されていくということでよろしいわけですか。

宮澤部会長

今、一応ここに出されていらっしゃる問題だけは全部私も（西村委員 一通りやってっからということですか）はい、河川改修は全部挙げないといけないと思っておりますが。

西村委員

ああそうですか。そうしましたら、これについての意見等々についてはまた後で話しができるということで、それは今高田先生の方からの...

宮澤部会長

地下水の問題のことに絞らせてください。

西村委員

問題につきまして、地下水がどうなっ...高い方がいいか低い方がいいかということがわからないという今お話ししたので、それについて説明させていただきます。過日12日に出さしていただいた質問書の中にもありますけれど、実は地下水が下がるのが困るわけでございます。今の地下水の水位をできるだけ保っていただきたい。漏水について河川から水が漏れるという現実が過日先生の方からないというお返事でしたが、私が県にお伺いしましたところ、30%程度の水がなくなってるんだよと、いう話しがございました。となりますと、農業用水とか側溝に取った水をさっ引いても、かなりの水が地下に浸透してると、いう事実があるかというふうに思います。その地下水がなくなると地盤沈下という問題があります。特に諏訪湖の周辺の地盤は軟らかいでございます。その水がなくなると当然圧密沈下が起こりますから建物の基礎が下がる。建物が傾くという現象が起こります。これが一点です。それからもう一つ農業用水にも関係するわけですが、渇水期には果樹園に実は地下水、井戸をくみ上げて果樹園に水をやっているという現に現実がございます。これはいくつもございます、赤砂地域には。その水がなくなってしまうと、当然その果樹園に水がやれない。ですから困ると、こういうことでございます。過日資料の中にも私は砥川の近辺のボーリングデータをつけてございます。こうやって見ますと、上層部0.7メートル、これはJR鉄橋の近くでございますけれど、鉄橋のすぐわきでは表面から70センチのところ地下水でございます。先生は過日2メートル以下だというふうにはっきりおっしゃいましたけれど、そういった根拠もよくわからないということでございます。地下水が下がっては困るということでございますのでよろしく申し上げます。

宮澤部会長

はい、今のようなお話しでございます。それから、ここでこの問題を論争するのはまた後にさせていただきたいと思っております。

その次にですね、堤防道路の安全性という問題がございました。これは高田委員さんがこの前の説明の中で防護壁はいらないとか、とおっしゃられたと、そういうような問題点に話しをしておりますので、これはつくればいいことだというふうに思いますので、このことについてとやかくこれを論議にはしないでよろしいかと思うんであります。そういうことでご理解をしていただきたいと思っております。ご三人の方から出ております。

それから一番大きな問題であるわけでありまして、構造令の問題であります。それぞれ委員さんから出ております。まず、護岸勾配、コンマ5ということでございますが、これは法律的には問題ないのかということで、県・国の見解も聞きたい。こういうことで、県の見解につきましてはこの前お話しがございました。それから法的に問題はないのか、県の見解をとっております。それから、高田委員さんの見解と県の今まで話した見解とちょっと相違があると。それに対して明確な回答を得たいという問題がございました。それから、安全性と親水性については県とそれから本来河川管理者である国としての見解を明確にされたいと、こういうご意見も出てました。それから、構造令に適しているのかどうかというものもございました。それから国土交通省が認めないと思うが、河川課に国の見解を聞いて欲しいと、こういうようなご質問も藤森さんから出ました。これについていかがか、高田委員さん、もし必要なら幹事会の方に振ってください。高田委員さん、どうぞ。

高田委員

先ほど説明しましたように、この五分勾配というのは擁壁の機能を持っています。それがどういうものかというのは、この建物出ていただきましてそのまま鷹野橋の方へ上がっていただきますと、その間に十四瀬川があります。そこに清水橋という小さい橋が架かっていますが、その前後が五分勾配の擁壁です。高さが大体2.5メートルあります。ですから、その上に80センチの盛土、ガードレールがありますが、その高さまで一割で土の盛土があるという、そういう構造になると思います。あとでもし時間があれば見ていただいたらそれがこの護岸構造です。あそこは当然土圧を受けますし、交通荷重も受けますから、多分内容的にはああいうものになると思います。ただ、その表面は非常に単純なコンクリートブロックですが、それはいろいろな親水とか景観、そういうものを考えたものを選ぶということは今後の課題だと思います。以上です。

宮澤部会長

このことについては県の方からも見解をとということで明確に、中島さん、それから新村さん、浜さん、藤森さんから出ておりますので、河川管理者として県の方の見解も求めますがお願いいたします。はい、北村さん。

河川課 北村課長補佐

はい。河川施設、すいません。河川管理施設等構造令っていうのがございますけれども、それについては前回委員の皆様の方にお配りしたと思っておりますけれども、その中の第19条の中で「堤防は盛土により築造するものとする」と、ということになっておりまして、いわゆるこれを「土堤の原則」と呼んで

おります。この場合ののりの勾配は護岸で保護される部分を除き50%以下。すなわちそれは2割ですけど、2割以上ってことですけれども、50%以下とするものと規定されております。これは22条に書いてございます。この勾配っていうものは、歴史的に幾たびかの洪水を経験してきた堤防の実態を前提としてその堤防の形状が定められてるというものでございます。それで、その同じ構造令の中にですね、いわゆる、それも18条になりますけれども、いわゆる堤防は洪水の洗掘作用の他に浸透作用に対して安全であることが規定されております。その現況の、従いまして、現況の堤防断面により幅を狭くすることは堤防の安全性を低下させるおそれがあるため、護岸の洗掘部の、すいません。護岸の基礎部、護岸の基礎ですね。基礎部の洗掘防止のための対策が非常に大きな要因となるということから、浸透・地滑り等の安全性の調査が必要であると、ふうに考えております。これは前回ご説明しましたとおり、その構造物に対する安全性の検討と言いますか調査が必要である、ということでございます。従いまして、簡単に言いますと五分がいけないかどうかということではなくて、それが安全かどうか。いわゆる現在の堤防を細くするということでございますので、そのための方策がしっかりとれてるかどうかということがポイントになるというふうに思います。以上です。

宮澤部会長

構造令、県の見解は以上でございます。あと国への見解を聞いて欲しいと、こういうことがございませぬけれど、これはもうちょっと煮詰めてからと思うところでございます。と申しますのはですね、皆様方に後でお配りを申し上げますけれど、河川整備計画というものをつくらなければなりません。それで、公聴会、それから学識経験者、今日で言いますと学識経験者とされている検討委員会のメンバーの皆さんであります。そういうメンバーの皆さんに諮る前に、必ず国との協議を経ないということが明記されております。県は河川管理者ですので、国との協議は必ずしなければならない。スタートの段階でしなければならないということでございます。そういう状況が河川整備計画をつくる前に義務づけられております。これは長野県だけではありません。全国同じであります。ですから、国との協議はまず一番始めにやらなければならない。どういう案を考えるにしてもやらなければならないポイントなんであります。次にうつらせていただきます。環境の問題であります。環境の問題のことにつきましては、清水委員さん、武井委員さん、中島委員さん、新村委員さんを始め多くの皆さんから出されました。この問題について多くはですね、河川の河川改修に伴った、とこういうことでございますが、これが一番また大事な問題になってくるわけでございます。この前高田委員さんの方から新村委員さんとあまり環境は変わらないよというようなお話しがあったかと思えます。これで高田委員さんは同じですね。何かありましたら。はい、高田委員さん、どうぞ。

高田委員

このA3の横長の新村案がありますように、この前、新村委員がOHPでしたか、パワーポイントでしたか、子どもが川で遊んでる絵があって、その背景に緑のヨシがきれいに写ってる写真がありました。あれは現状でして、この河川改修案見ていただきますと、あれは全部取ってしまうことなります。ですから、あの写真をもとに私の案が非常に自然を嫌った案だということは全くあたりません。ですから、実際上は県のこの河川整備としてできあがってるところは多分手をつけられないと思いますんで、あんまり土がたまってないようなところでヨシが生えてるところ、それは残ると思いますが、原則的に河床は平らにしてしまうという点においては同じです。ですから、問題はその後どういふふうにするか

物、あるいは景観を考慮した河川に育てていくかということです。多分ほっときましても蛇行して澁筋以外のところには草が生えてくるようになります。ですから、その点では私の方の案はできるだけ早く河床掘削して、20メートルの河床幅取りますから、荒れてしまう形は否めませんが、時間と共に回復するという点においては時間遅れがあっても同じだと思います。森林と違いまして川の自然というのは3年から4年周期で考えてやれば良いと思います。川というのは出水の時に既存の植生なり河床なりを破壊する。それに打ち勝ってまた回復するという、そういうのが川の自然ですので、私の方は時間遅れがあっても回復するという点においてはあまり変わらないと思います。それともう一つは新村案と私の案で比較図が今日は出てませんが、大部分を占める120分の1の勾配区間、これは千何百メートルありますが、映していただけですか、比較案。120分の1の勾配のところでの標準的な断面を比較してあります。出ませんでしょうか。あれがそうです。上が現状の河川改修、新村案です。下が私の案です。あの区間の堤防の天端から河床までの深さというのはほとんどあまり変わりません。両案とも。私の案がコンクリートで固めたという表現で批判されてるんですが、コンクリートの長さは私の案の方がずっと短いんです。五分勾配ですから。その点は先ほど申し上げたように構造的にしっかりしたものにしないといけないという、そういうもんがありますが、上の案ですとコンクリートの長さは4メートルぐらいになります。片側、私の方は3メートルちょっと。ですからコンクリートの面が見えるという点においては新村案の方が大きいということをお願いしたい。以上です。

宮澤部会長

はい。住民の中に川が潤いと安らぎの場であって欲しいという望む声があると。可能な限りそのような具体的なプラン、工法を示していただきたいというのが植木委員さん。今日ちょっと授業の関係がございまして今日欠席されておられるということで、私の方へその問題が出ておりますので、このことについてはいかがでございましょうか。先生いかがでしょうか。

高田委員

両方とも新村案でも私の案でもベースはおんなじだと思うんですが、そこでどういう形にするかというのは、皆さん地元の方でいろんな案考えていただいたらいいと思います。私もこういうもん到现在までかかわってきまして、こうしたらどうかなというような案を持っていますが、これはむしろ地元の方で考えていただいた方がいいと思います。

宮澤部会長

はい。今、そのようなことで環境問題のことにつきましては皆さんの案からありましたけど、他にどうでしょうか。はい、中島委員さん、どうぞ。

中島委員

今、宮澤部会長さんからも話があったように、私はこの問題ってのは、環境問題ってのは一番根本の問題だと考えてます。このダム反対運動が起こったというのは自然環境を守りたいと、こういう多くの人たちの意見があって、そうしてダム反対運動が起こってるわけですね。従ってその根源にあるものは自然を守る。そしてみんなが自然に親しめる場所を壊してはいけないんだと。こういう発想の中からこの運動というものは起こってくる。従って今高田委員のおっしゃったこの案でいきますとですね、ま

ず砥川を拡幅しなきゃいけない。断面を広くしなきゃいけないっていうことなりますね。ほれでしかも60度というような土手をつくらなきゃいけない。ここにまったく親水性の余地っていうのはない。コンクリで固める量が同じだとか、そういうようなことを言ってますが、実際はそれじゃあ60度という土手の上に立って下を見た時に、どのようなそこを、それを見る人たちが感じるのか。しかも掘削をするということが行われるわけです。従って非常に深くなってそして土手の勾配が急になると。こういうことで、ほいじゃあ、どうやってその川へ子どもたちが入って遊ぶのか。いやあ、ダムをつくればいいじゃないかと、簡単に言うけれども、そうじゃない。やはり子どもたちが安全にいつでもその川に親しめるような環境づくりというものは、これはどうやってもやっとなきゃいけない。だから従って、これは高田先生の案っていうのは基本的に私は無理がある。280トンをどうでもこれを通さなきゃいけない。そのためには堤防の安全という、安全も考えなきゃいけない。土手を削るということは土手が細くなる。土手が細くなるということは土手が弱くなるわけですから、そこには相当の強度をもったコンクリ擁壁で固めなきゃいけない。ほいで、私はその表のり面だけじゃなくて、これは裏のり面も相当の強度をもたせなきゃいけないだろうというように思っています。私は専門家ではないからそういうどの程度の強度をどうように裏のり面に補強を入れなきゃいけないか。そういうことをわかりませんけれども、いずれにしてもそれを入れなかったら砥川はもたない。従ってますますこのコンクリの占める部分っていうのはどんどんどんどん大きくなってしまいうんですね。先ほどちょっと堤防の問題出ましたけれども、ちょっとついでにしゃべらしていただきますが、この砥川の堤防の歴史というものを考えてみてください。これは自然に昔の人たちが苦勞をしてそして自分たちの土地を守るためにあの堤防を築いてきました。そうしてちょうど私がこれは終戦前後だと思います。私が中学になるかならないころかと思いますが、この堤防はですねはら付けという工事をやってるん。いわゆるわかりやすく言えば土手を広める工事をやってるんですね。ほいで、これはですねその沿線の人たちがその土地を無償提供をして、そしてはら付け工事をしてあの砥川の土手の強度というものを守ってきた。そういう、それはみんな無償でやってるんですよ。私んところは大体あそこは100メートルから接してますから、それを計算をすると今のお金で言やあ千万単位のお金ですよ。そういうようにして土手を守ってきた。その土手を今更280トン無理やり通すために広くして、断面をとるために急路勾配にして、そして裏のり面もそういう補強をしていかなきゃいけない。そういうことの中から自然環境の問題なんか全然考えられない。だから私はこの前も指摘しましたように、学者先生たちはあの検討委員会の中で砥川は排水路であると言っているじゃないですか。ね。これはまったくおかしな考えですよ。ね。先生方が砥川は排水路である。町民はそんな排水路だなんてだれも考えちゃいない。ね。このことをよくわかって。町民感情というものをもう少し理解してもらいたいし、そうして皆さん方が、やいろいろの自然の会の保護者の主導的な立場にある。そういう皆さん方がなぜ現状下諏訪町の町民が本当に親しみを持っている河川をそういうように悪くしていかなきゃいけないのか。私は全然わからない。私はこの、こういう改修案の出てくる根底の中には、皆さん方が砥川を排水路としか考えていないという根底があるから。ほいじゃあ、その根底はなんなのか。その根底は私は言いますけれども、『脱ダム』宣言の意に添うような結論を検討委員会の学者の皆さん方は出したいだけに過ぎない。ね。そうじゃないのか。

宮澤部会長

まあ、中島委員さん、あんまり断定的なことは、今日はですねご意見はもちろんそれは自由でございますけれども、そのためのことではなくて、環境の問題のことについてはわかりました。ですから、その

ことはよく留意させていただきたいと思います。ええ。お気持ちはご委員さんとしてのお考えはよくわかりますが、申し訳ございませんが、この環境問題について絞って論議をさせていただきたいと思っております。ちょっと私の方で今整理をしております。環境問題は現状として環境がどういうふうな状況になるか。これをもうちょっと住民の人たちに知らせなければならないと思います。と言いますのは、今の状況はわかります。ところが、それが完成した段階でどういう河川の状況、例えば階段ができて河川に親しむような、要するに先ほど植木委員さんがお話しになりました潤い、そして安らぎの河川としての考慮したそういうような具体的なプラン、そういうような工法をどこにもっていくのかということもある程度示してないと、この議論は私申し上げますけど、この前と全く同じ議論が繰り返されてると思います。ですから、ここでは整理をされて一歩前へ進んでるわけでございますから、どうか、同じ議論は申し訳ございませんけどご遠慮していただきたい。要するに環境についてどういうふうな形になってくか。まだちょっとですね高田委員さんのお話しだけでは一般の市民の人たちはイメージづくりができない、というようなご意見があると思います。ですので、イメージ図ができれば具体的に出していただきたい。どうでしょうか、この次までにですね、幹事会もお手伝いいただいて、高田委員さんの案をヘルプしていただいて、もうちょっと細かいところまで詰めていただくような作業をしていただきたい。こういうふうに考えますがいかがでございましょうか。今のご提案に対していかがでございましょうか。はい、じゃあ武井委員さん。

武井秀夫委員

今、部会長さんが整理された中で一つ質問があるんですけども、今中島委員の方から環境問題が出ました。これは2600メートル地帯の河川改修案に対する町民感情としての自然保護論なんです。この環境論っていうのは、これはじゃあ部会長さんにお聞きしたいんですけども、これはダムを予定地の東俣溪谷の環境論もあるわけなんで、そこに言及してよろしいですね。

宮澤部会長

いけません。どうしてかって言いますと、ここは河川改修、一つ一つの案を申し上げて、その中の河川改修の中の環境で今お話しを申し上げてるんです。ダムの問題はこの後で新村さんの後でもってやります。そこでお話しをしてください。

武井秀夫委員

ちょっと待って、ちょっと待ってください。ちょっと待ってください、部会長。中島委員の方から自然保護運動あるいはダム反対運動の根底... (宮澤部会長 あのうち武井さん) ちょっと待ってください。

宮澤部会長

ここはですね論争の結果のことでなくて(武井秀夫委員 いや、そうでなくて)もうまとめの場に入っている。(武井秀夫委員 そうじゃなくて私に発言さしてください)はい、どうぞ。

武井秀夫委員

いいですか。中島委員がそのことを指摘された以上は、私たちは要するに自然を守ろうということはもちろん理念として根本にあるけれども、ダムありきという政策がこれが民意を吸収していないトップ

ダウンのやつであるから、じゃあその前にこういう会議を早く開いてやりなさいといったことであって、自然保護はもちろん根本です。だけれどダムありきという姿勢があったから7年8年20年、こういう不毛の論議をやってるんです。そしてもう一つ、中島委員のおっしゃったことで各検討委員の皆さんが「『脱ダム』宣言」ありきで、それに従ってやってるのには根本にあるとおっしゃった。この発言が非常に不穏当な発言だと私は思います。そして、この問題に関して前回新村委員が高田先生の案に対して私はおこしてあれ言いますけれども、「この川とかかわったことのない多くの人たちの手によってこの川を掘り下げる、またコンクリートの排水路となるような形をもっていくことは、私は残念に思う」と言っております。こういうような発言は検討委員の皆さんを侮辱する発言であって、およそ公人としては考えられない発言だと思うのです。それに対して部会長は、やはりちゃんと陳謝・撤回を求めるべきだと私は思うんです。ですから、検討委員がそういう形で決めつけられたら、遠くから多くの検討委員がやって来られる理由はなくなる。そんなことがまかり通ったんだったら、この部会の精神は根底から崩れると私は思います。いかがでしょうか。

宮澤部会長

中島委員、武井委員、両方にお伝え申し上げます。お二人とももう少し心静かになって、この検討委員会の趣旨を十二分に理解してお願いいたします。それから、新村委員さんの発言については、私は一人の意見として何の支障もないと思います。以上です。

(浜委員 部会長) はい、今のことについてですか。はい、それでは結構です。どうぞ。

浜委員

高田委員さんからですね新村案との比較について、ほとんど変わらないというお話しがございましたが、この平面図を両方見てみますと、部分的には高田案との相違点、堤体の角度は別にいたしましても、相違点はあるんでしょうけれども、高田案の場合にはこの2.6キロをすべてのところを不透水性のコンクリートブロックで固めるというふうに見えるわけです。新村案の方は一部医王渡橋下、福沢川合流地点とそれから赤砂橋、それから河口の部分ですね。この3点ほどの改修ということになりますが、今自然環境の問題を論じているわけですが、そうしますと私はその自然環境というものをこの砥川2.6キロ全般を見ますと、相当新村案、高田案には相違があるんじゃないかというふうに私は感じるんですが、その辺高田委員さんのご見解はいかがでございます。

宮澤部会長

ちょっと、いいですか、浜委員さん。先ほどこの環境問題のことについていろいろ今異論が出ております。ですが、今日お集まりの委員さんの中でイメージ図がなかなか書けないんです。ですので、私は先ほど申し上げました。高田委員さんと幹事会の方もお手伝いいただいて、新村委員さんとの環境の問題の問題について、もう少し次の部会の日までに具体的なわかるようなものを出していただきたい。こういうふうに申し上げたつもりでございます。それで、できたらその段階で、と申しますのはですね、平成9年の河川法の改修で国と協議をしなければならぬ。河川をどういうふうにいじるかというところで、学識とか公聴会とか皆様方に意見をお聞きする前の協議の項目の中に「河川環境」という項目が入っております。そういう現時点でおきますと、その問題のことについてはもっと明確にして論じ合えないと、残念ですけどこの問題は表に出てこない。こういうふうに申し上げたかったからであります。

それで提案をいたしました。その時に武井委員さんからそういう話しが出てまいりました。それで私はご両方、お二人にどうかもう少しご冷静になってやっていただきたいと、こういうふうにお話ししたところであります。それから新村委員さんの先ほどの問題は、地元に住んでいる河川管理者の下にいる町長として、河川管理の中で、ないしはいろいろな行政の中でそういう意見は当然あっても私はいいのではないかと思っ、新村委員さんの意見が検討委員会、私どもも含めてそのことは別に著しく愚ろうしたというふうに取りませんし、部会というのはその地域の皆さんのご意見、そこに住んでいる人たちの考え方、感情。こういうものも吸収して、それを検討委員会でもって上げていくということが使命でございますから、私は当然だと先ほど申し上げたわけでありませう。河川環境の問題については、そろそろこのくらいですね、次回の部会の時までに明確にそのことを出していっていただくという送付事項にさせていただきたいとこんなふうにおもうところでございますが、このことについてはいかがでございますでしょうか。はい、高田委員さん。

高田委員

今、浜委員さんからの新村案の改修区間がこの1ページに書いてるこの黒く塗ったところということで、私のとかなり違う。それで、そういう意見ありました。中身を見ていただきたいんですが、5ページ6ページ7ページ。この黒く塗ったところは護岸が非常に貧弱なところ、あるいは掘削して川幅を広げないといけなところ。そういうところが塗ってあると思います。この各断面、200メートル間隔の断面見ますと全部掘削します。かなり掘削量があります。もちろん私の案よりは少ないですが。だから、6ページ7ページ見ていただきましても、今の河川の河床部の掘削というのは全断面で出てまいります。もちろん一部引堤に近いようなところもございませう。県が今進めてる河川改修自体も相当な工事量であるということは認識していただきたいと思ひます。

宮澤部会長

はい。ですので両方とも先ほど申し上げましたけども、新村さんが示されてる200の河川改修案。それから、280の河川改修案。この環境への影響の問題のことにつきましては、次の部会までに高田委員さんと、それから新村委員さんと、それから幹事会でそれぞれしかるべき方法を取りたいと思ひますが、いかがでございますでしょうか。これに反対のご意見を求めます。じゃあご了承したものとさせていただきます。

2時半というお約束でございますが2分前でございます。これから2時35分まで、失礼しました。2時40分まで休憩を取らせていただきたいと思ひます。会場を入れ替えてる都合もございませうので、これでちょっと休憩を取らせていただきたいと思ひますが、いかがでございますでしょうか。はい、それじゃあそうさせていただきます。

<休憩>

宮澤部会長

再開させていただきたいと思ひますので、委員の皆さんはそれぞれテーブルの方へお願いいたします。よろしゅうございませうでしょうか。時間になりましたので再開させていただきます。

先ほど河川改修案。この問題につきましてそれぞれの皆さんから意見が出されました。その中でワカ

サギ漁業に対する問題点。それから農業用水の問題点についてのご質問が、課題がご提出されました。それで先ほどご部会でご了承いただきましたように、今日は漁業関係者の皆さん、それから水利権者の皆さん方の代表の方にお越しをいただきました。これから部会の参考にさせていただきたいと思います。そんなことで、これから進めさせていただきます。まず、それぞれの皆さん、今日はどうも本当にありがとうございました。当部会についてそれぞれマスコミの皆さんを通じて皆さん方にお耳に届いてるかと思いますが、砥川の総合治水を今それぞれ検討しているところでございます。その中で河川改修案が提出されました。この河川改修案の中でワカサギの問題。それから農業用水の問題が議論をされました。そういうことで今日は皆さん方にお話しをお伺いをさせていただきたいということでございます。よろしくお願いたします。皆さん、この紙でいうと2ページ、2ページからどうぞご意見を見ていただきたいと思います。

それで、まず漁業関係者の皆さんおいででございますか。はい、じゃあまず漁業関係者の皆さん、ありがとうございます。諏訪湖漁業協同組合の原組合長さん。中沢専務さんがご出席をいただいております。まず、この河川改修案でまいりますと、現在よりもこの河川改修案では今の湖水よりも約350メートル奥まで河川改修案でいきますと入るということです。今の150メートルのところから、150メートルぐらい余分にくるとどんなような影響が考えられるか。ぜひともご意見をお伺いしたいということが一点でございます。それから、ワカサギというのはどういう条件で育っていくのか。ワカサギ漁業の状況についてもお話をいただければ有り難いと思うところでございます。それでは、まず原組合長さんでも中沢専務さんでも結構でございますから挙手をしていただきましてそれについてのご意見をお願いしたいと思います。はい、どうぞ。

諏訪湖漁業組合 原組合長

諏訪湖漁業組合長の原です。今日こういう席にお呼ばれして、こういうお答えをするということでございますが、大綱を述べさせていただきます。

諏訪湖にはワカサギ、一番主力にもっておるワカサギ事業というのはもう何十年も続いて、全国各湖沼、都道府県で言えば約40都道府県・地区にワカサギの卵を発送しております。その中でこの諏訪湖の中で5河川がございまして、五つの川から採卵事業をやっていただいております。その中の一角にこの砥川が入ってるわけでございます。この砥川というのは諏訪市の側に3カ所、岡谷の側に2カ所あって、下諏訪に1カ所。それから横河川というところで岡谷側に1カ所あります。この横河川っていうのは水量の関係、岡谷の水量の関係で漁がえらい当てにならない、と言えは語弊があるかもしれませんが、大量の川でございませぬ。この下諏訪のこの砥川については、とても漁を諏訪湖漁業協同組合とすれば重要視してるととても大切な漁場なんです。そこをただ一般に言われるようにダムの関係で川を改修されて漁場が採れなく、漁獲が上がらなくなれば、諏訪湖の漁業組合の運営にもこれは大きくさわる場所なんです。そういうことを皆さんに認識をしていただいてこれからこの川について論議をお願いをしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。専務に代わります。

諏訪湖漁業組合 中沢専務理事

こんにちは

宮澤部会長

専務さん、よろしくお願いいたします。

諏訪湖漁業組合 中沢専務理事

諏訪湖漁業協同組合・専務理事の中沢といいます。

近年、非常に気象等も大きい変化のある中で、諏訪湖への流入水量というものが非常に減ってきております。今日の部会とちょっと違うと思うんですが、そういう点で貯水性ということもお考えいただきたいというのがまず第一の論点です。これは今日の論点から外れるのでまたの機会にさせていただきますが、今、組合長の方から若干の話がありましたが、諏訪湖の浄化等の問題においてもすべて何か生産性というものからかけ離れ、ただ単に治水というようなふうに私ども考えられるんですが、この諏訪湖にとって、諏訪の平にとって、諏訪湖というものは地域の活性・経済性に非常に大きなウエイトを占めていると認識をしております。そういった中でその一端を担う諏訪湖のワカサギというのは今組合長の方からもありましたが、非常に大きなウエイトを持っている一つの産業であると考えております。その生産性である主点は諏訪湖の漁協の50%を諏訪湖の卵にゆだねております。さらに、生魚、生で売る魚の中でもその半分、フナ・コイとありますが半分以上をワカサギにゆだねております。そういった観点から諏訪湖からワカサギを取ってしまうとなくなるといっても過言ではない魚種であります。そういった観点で諏訪湖で採卵をし、自湖へ放流し、それを魚族をさらに増やし、保護するという観点。それから、それを他の都道府県へと出荷をし生産性を上げるという観点からも非常に重要な産業であります。その中で砥川は先ほども話がありましたように3分の1の相当量を示しております。それが先ほどの改修案を見させていただくと、河口部分の水深が1メートル20ないし50に深くなるということになるとワカサギの、失礼します。ワカサギの遡上に大きな影響が出てくると危惧されるわけです。そういったことがまず第一点。それから先ほど委員さんの中からもありましたが、自然環境保護、親水性という点で言っても、昔は上流部にはカジカ、下流部にはフナ・コイ・ヨシノボリ等がい、子どもたちがその魚影を追い、自然の中にいそしむという部分であった河口部から300メートルというものが失われてしまう。そういった二つの観点から、特に生産性という観点からワカサギの遡上に障害があるという観点から、ぜひ河口部を70センチぐらいの深さ、現在状況のような方向でもっていただきたいというのが当組合の考えております案でございます。治水という観点ももちろんのことだと思いますが、諏訪を取り巻く20万市町村の憩いの場である諏訪湖がより多く魚が増え、山紫水明の湖に保持するためにも、一河川であります、ぜひ自然を保護しながら生産性にも結びつく改修をとお願いいたします。以上です。

宮澤部会長

はい、ありがとうございました。2、3私の方から質問をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず一点はですね、この手の河川改修の事業をいたしますと、非洪水期に工事をするということが義務づけられております。この諏訪湖の場合は非洪水期と言いますと、大体10月から、10月の半ばから5月の終わりまでを除いた区間は洪水期。今の時期が非洪水期と。こういうふうに一般的に理解をしております。その中でワカサギ漁が行われてくるのは2月の半ばから5月の始め。こんなような形で理解をしております。なぜこんなお話しをするかと言いますと、工事の時間がどのくらいになるかと、こういうことで聞いているわけでありまして。それで、ご質問をさせていただきます。この時期のですね時

は当然今のお話しは工事をしてもらっちゃ困ると、こういうご意向だということで確認をさせていただきますが、いかがでございましょうか。

砥川採卵組合

どうも、ご苦労さまでございます。

砥川の採卵組合の者ですが、今のことでございますが、採卵が始まるのが大体準備にしてるのが1月の、2月の末から採卵が始まるのが3月の始めに、今年はちょっと早くなるではないかなあという2月のおしまいころのことではないかなと、いうことでございます。それから、この時期のことでございますが、工事の時期のことですが、2月から5月いっぱいまではどうしてもこれやってもらおうと上から濁りがくるとワカサギが全部くだちまいます。それから、採卵の池の中に卵をふ化するように入れてあるんですが、それに泥がかぶればみんな死んでしまうと、ということがございますので、どうしても5月いっぱい、5月以降にさせていただきたいと。2月に入る前ころまでにというように要望したいですが、お願いします。

宮澤部会長

はい。ありがとうございます。じゃあ次の質問をさせていただきます。

大変ぶしつけな、失礼な質問をさしていただくということはお許しいただきたいと思います。と言いますのは、これを詰めていくのは私どもの義務でございまして、どうしてもふれなければならない問題があります。もし仮にこの事業の時にワカサギの補償をさしていただくとして、多分この10月から5月までの事業をやっ、河川改修案で全部改修しますと約13年掛かります。これは私の試算ですから若干違ってるかもしれませんが多分13年間掛かります。13年間の間ワカサギ漁をなんらかの形で補償するという大前提に立って、これをご許可いただけるかどうか、についてはいかがでございましょうか。

諏訪湖漁業組合 原組合長

じゃあお答えします。13年間という、それから補償というお言葉が出ました。私らはその補償とか13年間ということじゃなくて、先ほど言いましたように約40都道府県にワカサギを出荷している、この信用度をどういうふうに皆さん解釈願えるかということが一点ございます。いったん諏訪湖のワカサギを毎年買っていたらいてるお客さんにも、こういう工事だから注文いただいたけどできませんよと、いうことで一生末代これが帰らないと思います。ほいで、補償とかそういう問題はもう組合とすればえらい考えてもらわなくて、とにかく今を現状をやってきたいし、この世の中で今この不景気の中で各都道府県でもこのワカサギに頼ってるとこはとても大きいんです。これをただ随一諏訪湖がこういうふ化事業をやっ、皆さんに全国県の発送をしている。これを理解をお願いをしたいと思います。

宮澤部会長

ありがとうございます。

最後でございますが、常満のですね水位が先ほど申しましたように現在大体150メートルくらいのところへきておりますね。湖水との接点がですね。それが今回の河川改修案でまいりますと、これは河川改修した後のことでございますが、案でいきますと約350メートル。ということは180くらい上

流にさかのぼるというふうにご理解していただいていると思います。150から180くらい。という時になった時の要するにワカサギ漁への影響。これについて座ったままで結構でございますので、どうぞお話しただければと思います。お願いいたします。

諏訪湖漁業組合 中沢専務理事

じゃあ座ったままで失礼します。

ワカサギの生体場から産卵に、遡上という言葉があるとおり、ワカサギは産卵のために遡上をします。遡上には流水、流れが必要のわけなんです。停滞した水の部分では遡上をしません。今、他の河川、六斗・宮川・島崎川等採卵を行ってんですが、その時期諏訪湖の水位がある程度高い時は川に瀬ができませんので若干の水位を下げてください川に瀬をつけていただいと。これが現状でございます。そういう意味からしますと、現時点より150メートル相対河口より350メートルの地点まで上がると遡上に非常に障害が出てくるだろうと、こういう推測がされます。そんな観点からぜひ現状の水深くらいを保持していただきたいというのが私ども組合としての考えでございます。以上です。

宮澤部会長

ありがとうございました。

まだいくつもお伺いをしなければならぬことがあるわけでございますけれど、この部会の進行上、委員の皆さんから出されたご質問についての内容は大体今のことかなと思います。改めて原組合長さん、以下採卵組合の小林さん、西村さんを含めまして、ありがとうございました。

続きまして、今度は農業用水の問題のことについてお話しを承りたいと思います。事前に事務局の方から砥川の縦断図を見ていただいたかと思えます。縦断では河川を相当掘削するという案になっております。そこで、水利権者でありますそれぞれの皆さんにお伺いをするところでございます。どんな問題がご提起されてるかというのを私の方から申し上げます。農業用水の取り入れが困難になるがどう解決するのか、具体的な方法はいかがかな。それから、農業用水、改修しただけで利水の問題が解決しなければ大変なことになる。改修により既得水利権の取水はどうなるのか。それから、水利権者の了解は得られるのか。水利不能となる農業用水について復旧方法をどう考えているのか。掘り下げに伴う取水口の問題。今の問題と同じでございます。その具体的なことはどうかと、いうことでございます。それから、現在の農業用取水口の取り付けする必要があり、堤防の外側に新しくかんがい用の水路をつくることになると思うが、これはいかがなものか。それから、農業用水をつくることによって家屋の移転が必要ではあると考えるがどうか。農業用水の取水口がかなり今よりも河川断面が低くなりますから、上流部になるということになるけれど、これについてはいかがなものかと。こういう内容のそれぞれの河川改修案に対してのご意見が出てございます。と言いますのは、河川改修案ですと今まで以上に、要するに川底を掘削しますので、今取っている水利の場所が上流部に上がるということになります。そういうことでご理解をいただきたいと思っております。

今日、お忙しい中を駆けつけていただきました方々は、蚊無川用水の林さん。それから郷林堰と河原堰の、これは町でありますからこの責任者は町長さんということになります。それから上赤砂堰の古田さん、小松さん、中村さん。宮田堰の花岡さん、西村さん、小松さん、西村さん。それから、東側堰の花岡さん。東下側堰の花岡さん。この方々でございますが、今私が言わないで呼ばれなかったおいでになりますか。それではですね、今の私どもが読み上げました問題点はそういうところでございます。それ

それぞれのセギのお立場でどの程度ご容赦いただけるのか含めてお話しをさせていただければと思います。まず、どなたでも結構でございますが、セギとお名前を言っていただいてからご意見をお願いを申し上げます。いかがでございましょうか。はい、どうぞ。

糞屋用水 花岡氏

糞屋用水堰の花岡と申します。

何十年となく自分の会社の横を流れてる用水溝の管理を私がやっておりますし、また、戦後間もなく砥川の旧河川にうちを建てて朝夕晩からの状態を観察しております。それで、根本的にこの話とするのに対して考えなきゃいけないのは、砥川の川がどんな機能を有してるかという分析でございます。まず、私の考えを申し上げます。砥川というのは非常に勾配が角が見事な勾配を角度を持っておりまして、そうしてその次には川幅でございますが、これが大体高さが3.1メートルに対して約21メートル。約7倍の幅でもっております。それからもう一つは直線であるということです。それによって過去にいろいろの、それこそ戦前においてはただ人夫の方が担ぎ上げて栈橋でもって川の土砂を上げたのが戦前までの状態でございます。それから、戦後は一回下でもって人海戦術できれいにして、その後ダンプが上げたぐらいで、ほとんどあんまり管理をしなかった。にもかかわらず、どんなお水も全部無事に流れたわけです。それで、一番私が思うのは、砥川というのは諏訪湖に接するまで勾配があつて音があつてザーザー流れております。つまり、諏訪湖と、相当大きなおけ。大きな貯水路を持つおけの上の上っぱねにとよが乗っている理屈です。砥川っていうとよが乗っているわけです。そうして、そのとよが途中でへこんだり下がったりしてたじゃちょうど屋根の雨どいみたいに建てつけが悪ければ途中でこぼれてしまうし、へこんでれば砂たまるし、そっくりけえってればだめだし。あれだけのわずかな勾配でもうまく建てつけなければきれいに水が流れてしまうというように、砥川というものは諏訪湖の面積、面に対して、それから富士見橋からの辺に角度から決定づけられてるんです。角度が。もうしなつてもいけない。すぐです。もっとも直接でなければいけないわけです。とよと同じでございます。それから川幅もそうですが、あれが広すぎても流量がどうにかなくなって途中で堆積しますし、またあんまり幅狭すぎて深くても流量がなくなる。これは理論的にも同じです。結局なるべくならば、勾配がある程度急で、それで川幅がある程度広い方が断面面積が少なく、そして角度があれば土砂の運搬力が優れておりまして、そして途中で堆積しないから清水町のどこでも洪水が起きない。今まで結局観念的にもう天井川だっていうと即危険だ。それから随分先入観あつて危ないとか、いうかもしれないけれども、砥川はその構造上その角度っていうものは決定づけられて、それが天井川であるが故にかえって今まで事故が起きなかったし氾濫も起きなかった。これは河川工学上言っても私正しいと思います。諏訪湖の面から果たして富士見橋までの、これは私は基準線と申しますけど、県では計画角度と申します。ほれで、その角度でやってけばなんらワカサギの採卵にも差し支えないし、ほれで現在の用水溝の穴も、口もちょうどブロックから13段下の角についております。2.約1メートルの下にちゃんとありますし、それから私のとこの2番目の上の糞屋用水溝もちゃんとブロックの2.1メートル下にちゃんとつけられて、全部計画的にちゃんとできておるんです。ですから、この前のあれです。平成11年の9月30日の約100年に一度に相当するという300トンも水出たという時も私観測しておりました。その時に私のとこの川のブロックは1つ半を残して楽々流れておりましたよ。ですから相当な総流量があるんです。その時に私注意しておきたいのは、ちょうど清水町の辺のところ県がずーっと川を改修と言うよりも掘り上げて、その両方の土砂を両岸へ積み上げたんですよ。どこへも持ってかなんで。その時

に大水が出た。そうして100年に一度に相当する数が流れたけれども、なんら、わずかそこだけ掘り上げて計画角にふさわしいぐらいの灌水した結果でもって、なんら非がなく、楽々通ってしまったわけです。ですから、十分にこれは砥川、改修すればちゃんと立派な機能すると思います。その大水が出た時でも鷹野橋のところは河床が普通よりも1.5メートルも高く上がって、しかも川の幅は半分ぐらいはヨシがそれを占めております。下方にもそういうところがあったんです。それにもかかわらず楽々と通ったわけですね。ですから、砥川というものはもう決定づけられてる、河床の角度っていうものは、ちゃんと、ですから清水町のところにも河床ブロック、要するに基準線、計画水位の計画河床に対してちゃんとジャカゴの沈床ブロックが入ってるじゃないですか。ちゃんとやってありますよ。私測ってみました。ほしたらちゃんと3.1メートル下のところにめったブロックが入っております。ちゃんと県はそのとおりにやってるんです。ですから、もったきちんと整備をしてそういったように流量においても、どうも観測点だってあんなとんでもないとこやってるかもしれないけども、分水界の以内のところに雨量計をうんと設置して実際に実測したり、ほれから砥川ももっと私が言うのは暫定期間5年でもいいですから、ちゃんと全部立ち会って実測してほれで本当の数字を出さないと、どうしても何かおかしな数字がひとり歩きのような気がしております。ですから、今のところはちゃんと...

宮澤部会長

花岡さん。お気持ちはよくわかりますが、私ども実態はよくわかっております。ですので、今の河川の状況をですね、今の状況を河川改修は先ほどご説明したかと思いますが、花岡さんのところは下流から約500メートル地区のセギのところにあるわけですね。今はほとんど底と一緒に一緒のところからついておりますわね。そこから相当数低くなりまして、そのためにですね、上から取ったりするようなことが出てくるわけです。私どもも現状の河川で洪水が起こったからやってるわけじゃありません。100年に一度なり、その災害の洪水時期のことを想定して安心の中でもってすすめてるわけでございまして、現状でいいという話してないところからスタートしております。ですので、その時にどのような状況が想定されるかということでもって進めてるわけでございまして、この前最高に降った時ですね。あれが大体秒160トンくらい流れたわけです。(糶屋用水溝 花岡氏 そんなもんですよ)ええ。今私どもが想定しておりますのは、トン、280トン想定しております。ということは、相当量が多くなるもんですから、それによって川に変化をつけなければならない。ないしは違うところで違う対策を採らなければならない。ということで、そのためにですね一つの案として河川を改修するという案が出てきてるわけです。その河川を改修するためには底を今よりも何、50センチとか、もっととか、そう掘らなければならないとちゃう。そうすると皆さんが今使っているセギで水が取れなくなっちゃうわけです。それで、それを上流部へ移さなければ水が取れなくなってしまうわけです。そういうことをご許可いただけるかどうか、ということをお聞きしたいんです。

糶屋用水 花岡氏

私は長い経験から見て、そんなに掘り下げる必要はないと思うんですね。きちんと今の状態をまだまだ埋まってる所が十分にあるから、きれいに整備して、そして持続した方がいいと...

宮澤部会長

あの、花岡さん、今のままではだめなんです。(糶屋用水溝 花岡氏 だめですか)ええ、申し訳ご

ざいせんが。高水時というのはですね、今の状況の180でしたら、160でしたら別にこんな議論何もすることないんです。要するにそれが280を想定して総合治水が始まっているんですが、そのところで今言ったその状況を科学的に分析をしているつもりなんでございます。ですのでご意見はよくわかります。それで多くの意見の皆さんからも出ておりますが、今日花岡さんにお越しいただいたのはそういうお立場ではなくて、それはまた公聴会の時にでもお話しいただければ有り難いんですが、そうじゃなくて、今日お聞きしてるのはそういうことではないんです。セギの責任者として今河川が低くなった時にどういうふうにお考えかということ、下側堰の代表として花岡さんが来ていただいたというふうにも私ども理解して、今ここでお聞きしているわけです。

糺屋用水 花岡氏

わかりました。

宮澤部会長

はい、それでどうですか。そこで今のセギの花岡さんとしては上流にもってくことも辞さないというお考えでよろしゅうございますか。

糺屋用水溝 花岡氏

なんつってもあれですね、そんな必要があるかどうかと思うんですよね、本当に。一つの議論としてですね...

宮澤部会長

お考えはわかりました。今の件についてのお応えをお願いしたいんですが、いかがでございましょうか。

糺屋用水溝 花岡氏

そうですね。落差がまだありますから、下がっても用水は取れると思いますがね。改修してもっと取り口ぐちを低くしてもね下の方が低いからね...

宮澤部会長

それじゃあ、(糺屋用水溝 花岡氏 取れると思います)わかりました。じゃあ次の方お願いします。その間に事務局でちょっと今の論点を花岡さんのところへ図を示しながらご説明いただけますか。お願いいたします。はい、じゃあ次の方お願いします。

東赤砂堰 花岡孝氏

はい。私、東赤砂堰の一番下の花岡孝と申します。

セギのことですけど、今は農業用水って言ってますけれども、セギっていうやっぱり小さな大事な川ですので水利権者としてもこれから早く言えば、うちがなんぼ建って田んぼがなくなっても、早く言えば一年じゅう通ってる小川のような扱いして、いつもそばに水の通ってるような環境づくりच्छうような、これから考えでいきたいと思います。ぜひとも一年じゅう水の通ってるような、水が流れるよう

な川の方策の取り入れ口をぜひとも考えてもらって、そんなような早く言えば一年じゅう水が通ることによって微生物もいて、いつでも水が年がら年じゅう通ってる。こういう大事なセギってというのは農業用水でありながら住民の市民の大事なせせらぎの川として重要視した考え方で安定した水の通ってるような方策できちとした安定した、いろいろ工事をしなくても一年じゅうきちっと水の通るような、ましてや動力を使わなくて、自然落差を利用した安全の水の通るような取水口をぜひとも検討してもらいたいと思います。

宮澤部会長

はい。私さっき間違えてしました。今東側堰と東下側堰の花岡孝さんですね。ああわかりました。すいません。先ほどの花岡さんと私ちょっと間違えてしまいまして、すいませんでした。それから、今一番下流部にあるこの、とそれから鷹野橋のすぐ下にあるセギの代表の花岡さんでございました。すいません、私お顔と名前が一緒にならないもんですから、ご容赦いただきたいと思います。それから次の方はどうでしょうか。セギ名もお話しただけなら有り難いんですが。座ったままで結構です。どうぞ。

宮田堰 西村氏

宮田堰の西村と申します。いまここに何人が来ておりますので聞いていただければいいと思いますけど、私ども砥川から取水することによりまして、水田あるいは果樹園等農業を営んでる者であります。水利権のお話がありましたが、農業をするのには水は絶対必要なものであります。水利権は大変大切なものだと思っております。また、取水口が下がる、下がると水が取れなくなりますし大変困るわけです。そして、だからだと思えますけれども、上流部に取水口がなるということでございますが、上流部へいくと大変水管理等が大変になってまいります。ぜひ現状のままでの取水をお願いしたいと、こんなふうにも思っているところでございますので、よろしくお願いいたします。

宮澤部会長

それでは、今宮田堰の皆さん、花岡さん、精一さん。それから西村さん、西村さん、小松さん。この四方がでてらっしゃるんですが、統一したご意見ということでもよろしゅうございますか。いいです。もし同じだったら結構ですけど。

宮田堰

大体同じですが、水がちゃんと一年じゅう通るようになっていただければ結構ですが。

宮澤部会長

はい。ありがとうございます。。それじゃあ、少し上流部へいってもいいってことですね。はい、わかりました。その次は先ほどの花岡さんはどこの堰の花岡さんですか。糶屋ね。はい、わかりました。それでは、その次にですね上赤砂堰の方おいでになりますか。上赤砂堰の代表の方おいでになりますか。どなたでも結構でございます。古田さん、小松さん、中村さんがお越しいただいているはずでございますが。よろしいですか。お聞きを申し上げます。私の方でどういうふう...少し上流の方へ移ってもいいということでしょうか。それとも、今の状況のまんまにしとけていうことでしょうか。そこだけお聞かせください。ちょっと意見をお願いいたします。すいません。どなたかマイクでお話しただけませ

んか。これ議事録残りますもんですから、上流に上がってもいいのか、それとも今のまんまなのか。

上赤砂堰

現状でいいです。

宮澤部会長

現状で。はい。それからですね、その次に移らせていただきます。蚊無川用水の林さんがお見えでございますが、はい、よろしくお願いします。

蚊無川用水 林氏

蚊無川用水の林でございます。ちょっと質問したいんですが、この蚊無川というのは医王渡橋のすぐ下ですね。取水口がすぐ下なんです。それは、上から取ると言いますとどういう方法があるのでしょうか。

宮澤部会長

はい。林さんの用水のところはですね、ここの河川案の案で申しますと60センチくらい今から下へ下がるという計画でございます。それを真横にもってまいりますと、約、医王渡橋のあたりに今の取水の口が高さ的になります。そこら辺のところから要するになんらかの形で取れるような形をするということでございます。はい。

蚊無川用水 林氏

要するに基本的に水が入ればいいはいいいんですけれども、その辺の管理の方法っていうのがまた問題なろうかと思うんですが、ちょっと聞いたところによりますと、動力でやるというような方法もお伺いしたんです。動力の場合はいわゆる電気代ですか、はどのようなふうになるんですか。

宮澤部会長

誠に申し訳ございません。この場合の電力代のことについてはちょっとすいません。幹事会の方でこれわかりますか。はい、河川課長。

河川課 北村課長補佐

動力のことに関しては事業損失という形の中である期間、おそらく10年程度だと思いますけれども、そういうものの補償までは出した例がございます。10年程度。以降はずっとっていうわけにはいかないということです。

宮澤部会長

それともう一つ、ついでにお答えして、今の動力源が減価償却を終えた後の買い替えはどうなりますか。

河川課 北村課長補佐

買い替えは補償としてはありません。

宮澤部会長

林さん、よろしゅうございますか。壊れた時は自分たちでなおしてもらってということで、あとそういうような状況になるのかなと思いますが。

蚊無川用水 林氏

なるほどね。そうなりますと、私一人ではちょっとね、その返事はできませんですね。たしかに水は欲しいけれどもそのための費用は我々が払うということなるわけですか。なるほど。それより他に方法はないんでしょうか。例えばもっと上の方から取るとか。

宮澤部会長

ええ、今の河川改修案ではですね、(蚊無川用水 林氏 ええ)上の方から取るということで、上の方から流してくるという案もあります。(蚊無川用水 林氏 はい、はい、はい)要するに医王渡橋よりも上から。(蚊無川用水 林氏 わかりました。私ちょっと今...) どういう、ただ、現地も私もある程度5、6度歩きましたけれど、どうやって取るのかちょっと構造的に何とも言えないとこなんで、今ちょっと答えは言えないとこなんですけど、そういうことも含めてです。

蚊無川用水 林氏

はい。今ちょっと動力のことちょっと勘違いしましてわかりました。それで上から取るという、言いますと、あそこに子どもたちが遊ぶ島がありますよね。医王渡橋のすぐ下には、ちょっとど忘れしてしまいましたが、浮島があります。その辺から取るということなんですけど、そうした場合ちゃんと取れるのかどうかっていうのがちょっと心配ですね。以上です。

宮澤部会長

わかりました。次にですね、今状況、そういうようなお話をいただきました。それから次のセギはですね郷林堰と河原堰。ここは委員さんではありますけれど、これは町長さんがこの責任者ということでございますので、委員とは離れて公正な立場でのお話しをお願いいたします。

郷林堰・河原堰 下諏訪町町長

それじゃあ、下諏訪町とすれば郷林堰と河原堰がございます。今林さんからもお話しが出ました。このセギがいわゆる下がることによってポンプっていう話しが出てきました。ポンプだとすればたしか高田先生のお話の中にあっただと思いますが、川の中へ入れるというお話しでした。果たしてそういうことが可能かどうか。と言いますのは、大雨の時すぐこれは土砂がたまってしまうと思いますよね。その時の管理っていうのは一体だれが、いつ、どうやってやってくのか。もうその辺で私は大変このセギの移動っていうのは難しいもんだと思っておりますが、その点についてお聞かせをいただきたいと思っております。

宮澤部会長

それはわかりました。それで、今の郷林堰と河原堰の責任者としてのご意見をお願いいたします。

郷林堰・河原堰 下諏訪町町長

私とすれば、到底このいわゆるポンプを入れるなどという説はだめだということです。はい。

宮澤部会長

はい。ありがとうございました。そうすると花岡さんはどこのセギの関係の方、代表の方というふうにご理解したらよろしいですか。最初にご意見を言われた方は。

糞屋用水 花岡氏

私のところは、これは歴史的に私の祖父が水車を回して米をといてこうじを作ったような歴史がありましてね、それから、その下へ流れる下流でございますけれども、現在のところは平林さんて方が1軒だけ水耕をやっているだけで、あとは排水路のようなもんです。だから、もう一つ、二手に流れが分かれておりまして、そうして今言った排水路以外にもう一つ私の会社の前で流れて、それから昔のフナイデ川という外のところに流れてる川ね。あそこに接続してます。ですけど、やっぱりある程度の流量がないというと河川が汚染すると思いますね。

宮澤部会長

(わかりました)花岡さんは糞屋用水の花岡さんだというふうにご理解してよろしいですか。今事務局からメモが入りまして、すいません。最初の中に入っておりませんでしたんで失礼いたしました。それぞれの、大変お忙しいところを関係者の皆さんお集まりいただきましてありがとうございます...ご意見何かございますか。はい、どなた。赤砂堰の方ですか。ご意見どうぞ。

上赤砂堰 古田氏

はい。今聞いてたらね、砥川の富士見橋あたりからね、あっちから取られたらね、赤砂の方はね水がかからなくなると思う。かかるようにやってもらいたいでね。

宮澤部会長

はい、わかりました。はい、はい。(上赤砂堰 古田氏 ちょっともう一回、まだちょっと)ちょっと待ってください。他の人の意見をちょっと...はい。

上赤砂堰 古田氏

そしてね、浮島の下の方のね中間はどうなるかね。今聞いてみりゃね、ポンプアップするってもんでね、私たちは水がかからないもんでどうすりゃいいだい。そういうこともあるもんで、電機じゃだめだでね。今までのとおりにしてもらいたいと、かかるようにね。あんまり下げちゃうとね水がかからないです。あのセギは生きてるで。ほんとに大事なもんでね、こういうところでもって決めるわけにいかないです。他のしょうもいるもんで。ね。皆さん言うけれどほんとに大事なもんで。

宮澤部会長

古田さんよくわかりました。ありがとうございました。(上赤砂堰 古田氏 かかるようにしてもら

わなきや困るでね)はい。

上赤砂堰 古田氏

今言うようにね、もしだめなら電機で上げるっちゅうよ。電機はだめですよ。だれ言ったか知らないけど。あんなふうにやったらかからんですよ。ほいでここをね田んぼがね水がおおっちゃってね、そんなに水もちが悪いとこですから。よく、頼みます。下諏訪、岡谷っちゅうとこは水もちが悪くてね、水がかからないです。昔からさんざけんかしたとこです。ここは。ね。そういうように言われたってね、でたらめなことっては困りますよ。私百姓の代表だから。おおげさにじゃないです。かわりにあれすりゃということも言えないです。それだけです。終わりです。

宮澤部会長

はい、古田さん、大変心のこもった発言をありがとうございました。

ちょっと先ほどですね委員の方々にはということで責任者の場合の町長さんは別問題としまして、それは委員の立場でまたおありますので、はい。

どうも皆さん、それぞれの関係者の皆さんありがとうございました。皆さんのお気持ちはそれぞれの委員さんがしっかりと受け止めたというふうに私は判断しております。そんなことで、本当に貴重な時間を、また突然お呼びをするようなことをさせていただきまして感謝をもうすると同時におわびを申し上げます。そのようなことで、あらゆる角度から検討をしております。どうかこれからもご意見を言っただきたいと思えますし、どうかまた公聴会の席では先ほどご意見もございましたが、ぜひともお話しをいただければと、こんなふうにも思っているところでございます。皆さんのご意見はしっかりと受け止めて部会進行、それぞれのこれからの中で生かさしていただくことをお約束することをおもちましてお礼とさせていただきます。今日はありがとうございました。

それで、会場の関係でございますので、ここで5分休憩を取りたいと思えます。よろしく願いいたします。

< 5分 休憩 >

宮澤部会長

よろしゅうございますでしょうか。大体よろしゅうございますか。

新たにですね多くの委員さんから意見が出されましたことにつきましてはそれぞれお配りを申し上げました。お手元に届いてますでしょうか。一つは今日林委員さんがお越しになられないということで林委員さんの案。それから小沢委員さんと佐原委員さんからの追加。それから最初からあります資料の中には小沢委員さんの質問に対するご回答、等々それぞれ皆さんのところへお配りをさせていただいております。それと、高橋委員さんの二つの案に対するご意見、等々がお手元に新たにお配りをさせていただいてると思えます。ご確認をください。それからですね、県内ダムの事業改定状況。それから下諏訪ダムの国庫補助・起債・一般起債の資料。それから、償還金期限、これ、これですね。それから、ダム本体事業にかかわるカーテングラウトの工事について。それから、砥川水系の総雨量と流出量の関係について。それと、このひとつ地図ですが、ちょっと見にくい地図ですが、これが先ほどの富士見橋の前後の状況という資料が配られているかと思えます。

それでは、続けさせていただきたいと思います。

現在、今、ちょっと農業、ワカサギの漁業の皆さんのご意見、それから農業用水のご意見はそういう状況でお聞きをいたしました。論議はまたいろいろあると思います。それは一応ふれてからそれぞれ話しをしていただきたいと思います。

それでは続きまして、次の議題に入らせていただきます。河川管理の責任についてという問題点が二人の方から出ております。これは、新村さんと、浜さんでございます。お二人からの意見は、ちょっとこれはたまたまです。高田委員さんが発表される時に、ご自身が責任を持つということをおっしゃられたということでもありますけど、いろいろな検討をしてということの中でのことでございますので、これはだれがどう言った、こう言ったというような問題ではないわけで、それだったなら、こんな提案をする人はいなくなってしまうから、これからは私の言い方も河川改修案ということで、ただこの前です。ちょっと何ですか、植木委員さんや他の委員さんからあんまり幹事会に意見を求めてくれるなど、こういう意見がありました。私のところへもそういうような要望がございましたので、私もなるべくその委員さんの中での話し合いという形にしておりました。私のところへは、例えば高田委員さんにだけこの高田河川改修案を全部かぶせて質問するのはどうかと思うよというご意見も岡谷市の方からもございましたし、多くの方からもきておりますので、私はできたらそういうところについて正しく情報をですねいただければということで、高田委員さんにすべて答えを求めんじゃなくて、やっぱりその道の研究をしてきている河川管理者という立場とか、幹事会の関係の人にも意見を求めていった方がいいんじゃないかなあと、こういうことで、もし新村さんと高田さんの案が今こういうような状況で集中的になってお二人の意見を聞かなければ前へ進まないというような状況になってしまいますので、たまたまご提案はそういうことであつたけれど、先ほど高田委員さんからもございましたように、これは大いに検討していただいたり、育てるものは育てていただきたいと思います。こういうご意見だというふうに私は理解をさせていただきたいと思うところですが、そういう進め方でよろしゅうございますか。いいですか。そういうことで、高田委員さん。ええ。これから私ども高田委員案とか新村案というふうに言わないで進めさせていただきたいと思いますので、その点も含めてよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、もう一つですね、河川管理者の方にですね質問がございます。災害基本法によれば国は災害時に万全な処置をする責務。県は総合調整する責務。町村は実施する責務で、最終責任は町村、市町村が負担するということになっていると。高田委員さんに対する法律的な裏付けはあるのかというご質問でございます。この前、この責任の分担についてのことについて、これはちょっと河川管理者の方からどういうふうになってるのか、もう一回ちょっとご説明をいただきたいと思います。はい、どうぞ。

河川課 北村課長補佐

それじゃあ、すいません。災害対策基本法じゃなくて、河川法の方ということでお答えさせていただきますけれども、

宮澤部会長

いや、これは災害基本法って書いてありますので、災害基本法の上でのご質問を、じゃあ室長お願いします。

高橋危機管理室長

危機管理室長の高橋でございます。

災害対策基本法におきましてはですね、国・県及び市町村、それぞれですね住民の方々の命や生命・財産を守ると。あるいはもうちょっと広い観点からですね、資産なりなんなり守るという形でそれぞれ責務を決めております。ただ、災害対策基本法っていうのはかなり粗い法律で、責務は決めておるんですけども、実際具体的にですね、じゃあ河川をどの程度改修したりですね安全を保つかというのは、例えば河川法に決められてますし、その他ですね、例えば道路の防災ですとかですね、あるいは住宅、建物についてはたいがい安全に関しては建築基準法があるとかですね、それぞれそういう実際には区別の法律で規定されてると、いうことございまして、ちょっと書いてある質問趣旨がですね今一步はつきりしないんですけども、今回のこの砥川の問題でありますれば、川を管理する責任は基本的には河川法によりまして国または県ということになるかと思えます。ただ、そこから溢れ出てどうするかというようなこととなりますと、例えばそれは市町村の市町村長の人命を守る義務というのが災害対策基本法なり、あるいは地方自治法なりで出てくると、いうことでございます。以上でございます。

宮澤部会長

今、明解な答弁がございましたが、よろしゅうございますか。

それで、今後は、河川管理の問題は今そういうことをご了解をいただきたいと思っておりますが、次に工期の問題でございます。この河川改修案ではどのくらいな工期があるのかということでございます。この工期のことにつきましては、これは工学的な実際の実務のことでございますので、これは幹事会の方から意見を求めたいと思えます。先ほどのワカサギの例もございました。そこら辺も含めてご答弁を願います。

河川課 北村課長補佐

はい。工事の完了までの工期ということでお答えさせていただきますけれども、河川改修の完成の工期っていうのは、もちろんご承知のとおり地権者でありますとか関係者のですねご了解が得られ、しかもそこで用地の取得ができるということが前提になりますけれども、その事業費や国庫補助の可否。それから県の財政状況などによって大きく工期が変わってくると、ふうに違ってくるといふふうに思っております。それで、ちなみに今ここで工期いくらかっていうのはちょっと不明な部分がありますけれども、現在の県が事業費で持っております例えば県単事業と呼んでますけれども、県の単独の河川改修費というものは年間予算約20億でございます。それで、1カ所あたりの工事費がどのくらいかと言うと、今の20億を県が単費でやっております個所で割りますと1カ所あたりの平均的な予算っていうのは大体1千万程度ということになっておりまして、仮に県単工事ということとなりますと、相当な年月が掛かるというふうに思われます。以上です。

宮澤部会長

相当っていうのはちょっと議論の対象になりませんので、具体的の今の状況と期間でお話しいただけませんか。無理ですか。はい、河川課長。

大口河川課長

今の話しの中で言葉足らずな点がありましたのでご説明いたします。要は当初額が決定、知事さんの河川改修案でいくという話しになった時の当初額が出てこないと期間がいつ、先ほどのワカサギの工期もありますけれど、そこらも含めて総合的に出さないと工期決まってまいりませんのでということです。

宮澤部会長

そういうことではなくて、この河川案は今案が出てくるわけでありまして。その案を実現するためならば何年掛かるかということのご質問だと思います。ですから一つはワカサギの今話しが出ておりました。ここでワカサギの時期、例えば2月から5月という先ほどございましたですが、その時期を外すということになりますと10・11・12・1月で仕事をするということになります。そうした場合は何年掛かるかと、こういうことになります。それから今ワカサギの補償はできないってことでございますから、一切その時期に工事をするということです。そしたらどうなのかっていうことです。それじゃあ後でもってまたそれを答えてください。どうも今ちょっと答える資料がないようでございますので、次にいかさせていただきます。土砂堆積の問題であります。この問題につきましては、清水さん、中島さん、新村さん、西村さん、植木さん、浜さんから、それぞれ寄せられております。その内容については河川洗掘がなるのでたまりやすい。それから諏訪湖の水との接点が上がるのでその部分底のところには堆積がたまるのではないかと。それから、先ほど古田さん、セギの古田さんでございますが、例えば魚がとていなくなった、今年は特に上で工事やったもので全然いなくなったなんていう、そんなことも言っておりましたけれど、要するにこの土砂堆積の問題のことについて幹事会の方からお願いいたします。はい。

諏訪建設事務所 米山ダム課長

土砂堆積の件であります。平成11年度の洪水の出水の状況をご存じかと思いますが、諏訪湖へ約2万立米(m³)出ております。それから医王渡橋のところも2千立米(m³)近く堆砂した経過がございます。土砂対策全般の質問に答えさせていただきますが、医王渡橋のところから諏訪湖までの間に土砂の堆積を過去しております。洪水に対しては洪水出水後に流速が低下することによりまして各勾配の変化点に堆積する状況が砥川にはございます。これについてのメカニズムは明解に答えられませんが、過去の実績の中では医王渡橋の下流とかですね、清水橋前後、それから赤砂橋、それから諏訪湖の中に流入している状況がありますが、いずれにしても、どこかで堆砂を取らなければいけない状況がございます。もう一つの大きな問題点としますと、洪水期に土砂が堆積する可能性があるかどうかということになります。これについては非常にまた輸送力という点についてメカニズムがはっきりしておりません。ただ、過去の中で洪水期に土砂が堆積して河川堤防から越水したという事例がございません。以上です。

宮澤部会長

この説明はいろいろなのがございまして、例えば鷹野橋までは諏訪湖の水位があると書いてあると。この鷹野橋のところから既に堆砂が行われる可能性があるという、こういう意見も出ておりますけど、そういうようなことについてはどうですか。どうぞ。

あのですね、西村委員さんのだったと思いますけれど、大体この水位がですね鷹野橋のあたりまで諏訪湖の水位がくるのではないかと。ですので、そこら辺のところには相当の堆砂が起こるのではないかと、こういうご質問だったと思いますけれど。はい、どうぞ。

諏訪建設事務所 米山ダム課長

いわゆる河口部の堆砂の状況についての質問に対してであります、先ほど諏訪湖の状況としますと、平成11年度の状況としますと、諏訪湖の中に2万立米(m³)が堆砂をしました。今、前年の河川改修案では諏訪湖の中まで堆積土砂を取り除き現況の河床を掘り下げて取り付けないと水位の低下が測れません。ですから、その水位のまずはこの改修案でいきますと、諏訪湖の中50メートルまで約50センチ前後掘り下げなければいけない状況があります。諏訪湖の沖の方の深浅の状況でいきますと、約ほとんどレベルなり少し、もう少し上がってるような状況がございます。出水の前にその河床を掘り下げていかなければいけないという状況と、そういった常時水位が高いのでよどむために、河床の堆砂、河口部の堆砂というのは予測されますので、その維持管理は必要になるかと思えます。

宮澤部会長

大体、皆さんの質問の中、全部答えられてない部分もあるかもしれませんが、ご容赦をさせていただいて、次に移らせていただきます。後でトータルの...今の点で。はい、どうぞ。中島さん。

中島委員

医王渡橋の堆砂の件ですけれども、これは私は非常に心配するのは、高田先生の案では医王渡橋の架け替えは必要ないと、言われてるんですが、平成11年の時に、今ちょっと報告もありましたけれども、私は洪水が終わった後の現場を見にいきました。ほれで、あすこのですね橋から5メートルから30メートル、河川の3分の2右岸より、ここへ土砂が大量にたまりました。だからそういう状態が起こった時に、はいじゃあ果たして現状の橋のまま280トンの水量を流せるのかどうなのかと、いうことに非常に疑問を持ちます。ほれで、あすこへ土砂がたまった原理っていうのはこういうことなんですね。あすこは浮島によって右岸と左岸に川が半分、分かれているわけですね。ほれで、ちょうど橋のあたりでその流れがぶつかり合います。ところが右岸よりの水量の方が多いわけです。そして左側から水量、来る水とぶつかり合う。ほうすると、その右岸よりの水の方が勢いよく左岸側にぶつかってくわけですね。従って、その下に渦ができるんです。そして、そこにこの大量の土砂がたまるということなるわけですね。だからその時に、この前流れたのが大体160トンと言われてはいますが、ただ280トンの水の状態の中でそこに堆砂がおこった場合、あの医王渡橋という橋の架け替えは必要ないのかどうか。ちょっとそこらを疑問に感じてます。そこらについてちょっとお答えをいただければ有り難いです。

宮澤部会長

はい、高田委員さん。

高田委員

この断面でいくと、医王渡橋のところで17メートルでしたか。17.5、幅。17.5メートル、20メートルに2.5メートル足りません。ここはどうなるかというのは、浮島のところからここへは河床勾配が非常に高い。それで、医王渡橋のところで土砂が堆積するというのは、先ほど米山さんからご説明があったように勾配の変換点でたまと。ですから医王渡橋のところの礫はかなり粒径が粗いと思い

ます。ここへきて洪水が、洪水量が減った時に堆積すると私は思います。だから非常に強い流れがここにある時というのは河床の砂が、砂礫が踊ってますので、それで先ほど米山さんが言われたように、洪水中に土砂がどんどん堆積して行って河床が上がって行ってあふれたりするということはないという、そういうことで私は大丈夫と思ってます。

宮澤部会長

よろしいですか。はい。はい、その件についてですか。はい、武井委員さん。

武井秀夫委員

医王渡橋のところの右岸ですか、その今中島委員がおっしゃったところは、11年6月30日以前の、この間も質問したんですけども、このところの約3分の2は、私いつも観察してるんですけどもね、あそこは6月30日以前にも既に3分の2くらい堆砂があったと私は記憶してるです。ですから、それはどういうことかと言って地元の人々の青年に聞きましたら、火災の時に消防ポンプ車が降りるためにそこそこは取っていないんだって言って証言をしてくれた記憶があるんで、それは今中島さんおっしゃった、たしかにあすこもうんとたまったんで、これは9月の洪水期には困るよと言って私も投書などをして、そうしたら一週間後くらいにたしかに堆砂を処理なさったんですね。だから、6月30日以前に既にそのところの河床整理が十分に私には行われていなかったと記憶するんで、その直近のことをこの前もお聞きしたんですが、6月30日の直前の河床整理は一体行われていたかどうかによって、この堆砂の問題や巻き込まれて出てくるってことは整合性が出てくると思うんで、それを建設事務所の方からお答えいただけたらということなんです。それが関係してくるということですよ。

宮澤部会長

今の件、幹事会の方から答えを求めますか。それ、さっきの関連ですか。

中島委員

今の件についてね、今の武井委員さんの方から、消防の水利のためにあすこを高くしたと。その経過は私も知ってます。ほれで、当時の七分団長が何か火災があった時にポンプが入れるような場所が欲しいんだと。砥川の中に。そして、そこを残してもらった経過はあります。けれども、それはその後やはり河川管理上の問題があってそれは除去してるんですね。ほれで、平成11年の砥川の状況というのはですね、私は29日から30日の大雨の出る前にその現場を見ていますけれども、あすこには多少のたまりはあったけれども、そんなに大きな堆積は、堆砂はなかったんです。ほれで、洪水がすんでから見えた時にそこに大量の堆砂があって、そして私は当時町の水防会議の委員をやったもんですから、そして県からも三人臨時の水防会議に出させていただいて、ほれで私がおその時にこれから台風シーズンになるからこれは早く除去をしていただかなければ困るよという提案をしまして、それですぐそれは除去をしてもらったと、こういう経過がありましてね、あすこはやはり私は流れている最中でも土砂がたまると、いうように私は見てるんです。

宮澤部会長

はい。今、土砂の問題は、ご認識それぞれいただけたという形でよろしゅうございますか。それと今

の問題についてちょっと答えをお願いします。幹事会の方から。

諏訪建設事務所 米山ダム課長

出水期前に写真を撮っております。状況としますと医王渡橋の下流側に、右岸側にカーテンがありまして、そのカーテンは出た状態になっておりました。出水後の状況は中島委員さん言われますように堆積しております。それは速やかに取った経過がございます。非常に浮島を中心にですね、いわゆる右側に、これは横断図を見ただけで、高田委員さんの案のこれは横断図で言いますとですね、その4になります。この一番、2600になります。先ほど来のお話しの中の右、一つの横断図の中に二つ断面があります。一番下側の2600の断面ですね。この二つに上流からきた水が分かれます。特に右側に水流が流れ、流量が流れていきまして、過去46災の時にここ決壊したわけでありまして、このところから下流側の左岸側の方という先ほどもありましたけど、やはり左岸側の水もここに入ります。今の計画、改修案ではここで1メートルの落差をこの下流でつくります。そんなような形でここについては非常に複雑だと思います。推測がちょっと難しい状況が幹事の方では、今の状況ではどうなるかっていうのは把握できませんから、複雑な状況があります。以上です。

宮澤部会長

はい、関連ですか。はい、武井委員。

武井秀夫委員

先ほど答弁を求めたっていうか、私の言っているのは、中島さんのおっしゃってるのはわかるんです。それ6月30日以降は私もここに新聞持ってきてありますけど、私も投書をいたしまして、これを早く除去しないと9月の洪水期や台風時期が困るよと言ったことと、おそらく中島さんが指摘されたことと、これは重複してることだと思うんです。私が確認を求めたのは、要するに平成11年6月30日以前にも私はここに堆砂があって、今いみじくも中島委員が証言してくださったように、第七分団のポンプ車が入るためにそこは除去していなかった事実があるんで、ですから6月30日直前の直近の河床整理は、医王渡橋の下のところの河床整理はいつなされたかという事実関係を確認してるんです。

宮澤部会長

答えをお願いしますけれど、あんまりですね個々のその問題、じゃなくて、この案に対しての問題点でございまして、申し訳ございませんけれど、開かれた、ダイナミックな論議をしたいと思っておりますので、個々の実証をしてるわけでもございませんので、そこだけお気をつけていただきますように私の方からお願いします。じゃあ、その問題だけわかりますか。後でいいです。それじゃあ後で答えてください。ちょっとこれから先にいきたいんですけど、後でまたいろいろ皆さん出てくると思っています。例えば先の橋梁の問題。例えば富士見橋の架け替えの問題はああいうような形になりました。それじゃあ仮に迂回路が取れないということになると仮橋をつくらなきゃいけない。じゃあ仮橋はどうだって。そういう理論もあると思っております、こういうような図も用意をしたわけでございます。ですので、一度ガツとふれてしまってから皆さん方のご意見に入っていく方が私はいいいんではないかなと。今、ワカサギの皆さん、それから土地改良の皆さんからご意見もいただきましたし、そういうようなことも含めてまた議論をしていただきたいと思います。次のこれ、いろいろございましてもう少しでございますので、

皆さんからいただいたものを全部要約するのもこれ大変でございまして、あたらなきゃあ、おれだけ何でふれなんだってまた後で怒られそうでございますので、ふれさせていただきたいと思っております。今度は堤体。つまり堤でございます。この安全性について相当いろいろな意見が出てきております。この点については、どうしてもふれておかなければならない問題でございますので、このことについて、清水さん、それから新村さん、西村さん、中島さんからご意見が出ております。まず、これは将来にわたって安全であるか。ダムの方の安全率は4倍ということを書いてあるが、この高田案の護岸の倒壊のおそれとか、安全度はどういうふうに設定しているのか。それからこの案、河川改修が大丈夫だということなれば、これはやっぱり河川管理者の基本は先ほど室長が言いましたように国も入っておりますので、国の見解を求めたいという清水さんの意見。それから、底を削ることによって堤防の基礎が危うくなるのではないか。それから堤防が急勾配になることによって安全性は下がるのではないか。それから砥川の下流部、これはこの間の説明にもありましたが、中央構造線それから糸魚川 - 静岡線のこともあり、地質が極端に悪いけれど護岸構造がもつのか。これは新村さんからです。それから階段はどうするのか。それで降水時には本当にもつのかと、こういう案が新村さん、西村さんから出ております。それから最後に西村さんから、地震時にこれだけダムのところで安全かという議論が出た後であるけれど、先ほどの理由で地震時期に大丈夫かと、こういう疑問が出されております。これについて高田委員さんでお答えになられるところありましたらお答えいただきたいと思し、そうじゃないのは幹事会の方に振っていただきたいと思ます。どうぞ。

高田委員

堤防の耐震性に関しては、二つの段階があると思ます。一つはダム・河川改修案、それは現在の堤防の耐震性に対してちゃんと検討されておられません。私が提案してる河川改修案の方は堤防の、大きく見た堤防の耐震性というのは始めに言った部分と同じです。それにプラス護岸側の勾配が急になってる、その二段階の検討がいる。護岸の勾配が急になった部分に関しては先ほど申し上げたような擁壁としての耐震性、これはチェックしなければならない。しかしこの堤防全体の、特に下流部の堤防全体の深い地盤を巻き込む変形に対しては、これは私の提案だけの話しではないということです。それと水圧。洪水時には中流部で水深が3メートル近くなります。2メートル70とか3メートル。3メートルの水深というのは水がこの堤防に直接ぶち当たってるわけじゃありませんので、これは水平方向に4.5トン。流れをかく乱とかそういうのがありますから5トンぐらい。これは先ほど部長が言ったダムの安全率が4。これは滑りに対しての安全率ですが、この堤防のそういう滑りに対しての安全率というのは5以上あります。ですから、下の地盤を巻き込んだ地震時の滑りというのは、別に検討項目としてあります。

宮澤部長

はい、今、高田委員さんからご説明がございました。今、高田委員さんがおっしゃられた耐震性の問題で幹事会の方でデータを持ってたりあれがありましたら手を挙げていただきたいと思ますが、なければ、はい。ちょっと待ってください。ありますか。はい、北村さん。

河川課 北村課長補佐

堤防の方の地震に対する安全率っていうようなお話しだと思うんですけども、堤防っていうのは基本的に土堤になっておりまして、それは土堤の勾配っていうのは先ほど言ったように経験的にいろいろ

過去の経験の中からつくられてきていると、というような状況でありまして、通常起こりうる現象に対して経験上のいわゆる断面を採っているということになっております。従いまして、ダムや構造物のようにですね安全率をいくつという形で設計されているというものではないと。堤防についての地震に対する評価っていうのは、いわゆる壊れ、例えば堤防でですね地震がきて壊れちゃってもですね、いわゆる地震の時と洪水の時が一緒に来るっていうのはなかなか想定しにくいんで、土堤であればいわゆる洪水期の前にですね、例えば崩れたとしてもすぐ盛ってやればいいんだと。盛ってやって洪水に対する安全を確保していくと、ということから、安全率がいくつとかというような評価をするのではなくてですね、かなりそれは難しいんで、いわゆる土の場合なんで、先ほど高田先生の方も言われたように、下の部分のことが非常にこれは難しいんで、いくつとということでは設計するということではないと。評価するとすれば例えば地震がきて堤防の天端が少し崩れた時にですね、いわゆるそれはどのくらい沈下するんかということの評価する。いわゆる地震がきて堤防、土堤が崩れちゃってもどのくらい沈下するんだということの評価して耐震に対するチェックをしていくんだと、ということ、評価することになります。もう一つは土手じゃなくて、今、擁壁っていう高田先生の方のお言葉ありましたけれども、いわゆるそういう構造物でやる場合にはですね、それはそれなりの安全率を持ってですね計算をします。これが土手と例えばコンクリートでつくった場合の地震に対する評価っていうものは違ってきますと、ということでございます。先生そういうことでよろしいですか。

宮澤部会長

はい。それじゃあ、西村委員さん。

西村委員

安全については私は非常に心配しているわけですが、先ほど高田先生の説明の中で、ダムが4の安全率に対して堤防がいくつと言いました。私聞き逃したもんですから。その数値だけ教えてください。

高田委員

滑り面の設定はいくつもあります。基礎地盤を巻き込む滑り。それと私はさっきこの堤防の安全率5と言いましたのは、ダムの4というのは底面での滑りです。水平滑りです。それに相当するこの堤防の水圧に対する安全率というのは5程度はある。そういうことです。だから、いくつもの破壊形態を設定して、それに対して全部チェックする必要はあるんですが、一番単純な形で、例えば洪水時に水位が上がって横から押されて堤防がずれないかというような、そういう安全率が5と申し上げた。

西村委員

わかりました。水圧に対する安全率ですね。私は実は友だちに土木設計している人がおりまして、この土手に対しての安全率っていうのを計算を実はしてもらいました。普通フィルダムとか、というものは1.2でございますね。この現状の土手自体がもう1.3くらいだと、ということで、高田先生の言う擁壁をつくられた時は1をはるかに下回るんで、地震がきた時にはこの堤防はもたないと、こうはっきり申し上げておりました。それに対してまた川による洗掘があります。これは特に擁壁の際は掘られるわけですから、それを考慮するとさらに危ないと、こういうふうに申し上げておりましたが、これを私はその専

門家じゃないもんですから細かいことを質問されてもわかりませんが、そういう数値が出たということで、これについてはまた県の方でもしっかりその数値を出していただき...地震がきて簡単に壊れてしまうような堤防をつくっていいのかどうか。これは問題だろうというふうに実は思います。

宮澤部会長

はい、ご意見、わかりました。私の方からちょっと確認でございますけれど、北村さん、河川管理者として、今出されてる河川改修案は土堤でしょうか。それとも土堤じゃないんですか。そこだけ明確に教えてください。今、最初二つの例を耐震の時に言われましたけど、土堤の話しをされましたけど、この今のところは土堤ですか、それとも土堤じゃないのか、今私わからなくて今ちょっと聞いたんですが、いかがでございますか。土堤ですか。これは。この出ているこの河川改修案は土堤だと判断されるんですか、河川管理者として。それとも土堤じゃないと判断するんですか。それによって全然今の解釈が変わってきますけど、いかがですか。どうですか、はい。どちらでも結構です。

諏訪建設事務所 米山ダム課長

土堤です。先ほど高田委員さんがお話しもありましたけども、土堤の前に洗掘による防止のための護岸があるということです。ベースは土堤です。

宮澤部会長

よろしゅうございますか。ベースは土堤ということでございます。ベースは土堤として理解していいってことですね。はい、じゃあそういうことでございますのでお願いいたします。よろしいですか。この安全性の問題のことですが、はい、中島さん。

中島委員

今、地震による問題が出ましたけれども、私もそのことを非常に気にしています。と言うのは、あの堤防、高田先生の案では急な堤防になるわけですね。ほれて、しかも砥川の底っていうのは、うちのはあすこに田んぼがあるもんでその大体の地層わかるんですけれども、砂利の層とグリの層だとか、そうしてその下にまったく泥の、例えば稲干す時にくいを刺すんですが、うちんところは硬いもんですから鉄棒で刺すんです。ほうするとゾゾゾーンと一定のどこまでいくとズドンと入っちゃうんですね。だからああ下には泥の層があるんだなという私は判断をしてる。だからそういうことがですね、いわゆるコンクリート擁壁の根っこの部分がですね、高田先生の案だと非常に急傾斜になるもんで、勾配が急になるもんですから、しかもその急勾配になるということは水流も速くなる。そうしてその根っこが洗われやすい状況が出てくると、いうように私は判断してる。そうすると今の硬い部分だけで土砂の流れがね止まってくればいいけど、その下まで洗掘、仮にされたというようなことがあればね、非常にこの堤防は弱くなるし、そうして角度が急であるために私はそのコンクリート擁壁の転倒ということをちょっと心配するんです。いわゆる川の内側に転倒する可能性もあるんじゃないかと。こんなことを心配してるんですが、ここの点についてはいかがでしょうか。

宮澤部会長

よろしいですか。幹事会でも高田先生でもあれですが、じゃあ高田委員さん。

高田委員

河川堤防の破壊というのは一番大きいのは洗掘、中島委員おっしゃられたとおり洗掘です。特にここは流速が速くなりますから、流速はダム河川改修案でもこの私の提案したのも流速は同じように速い。その洗掘されないためにどうしたらいいかというものです。新村案という名前はもうあまり使いたくないという部会長ですが、私も同様ですが、一応呼び方として、新村案の5ページ6ページあたりもめくっていただいたらわかるんですが、この洗掘に対する危険性というのは同じようでありまして、中島委員のおっしゃるとおりこの案の方が勾配が小さいからましたという、後の影響が小さいということはあると思います。こういう中にこのフトンカゴのような根固めをやはりおんなじように入れてます。私の方もこの図には書いてませんが、これとおんなじようなものをつくりたい。幸いなことに砥川の場合は直線であんまり曲がったところがありませんので、水のあたるところが洗掘という心配は少し少ないので対策の効果はあると思います。河川堤防の一番大事なところは前も申し上げたと思いますが、堤脚の洗掘と浸透破壊です。浸透破壊に関してはさっきからちょっと議論なってますが、堤脚の洗掘に対しては図には入ってませんが全部手当てをする。下流の方の軟らかい地盤のところになりますと、地盤が軟らかいので重い護岸の基礎として矢板を打たないとたないということにもなります。その矢板自体は、軟らかいもんですからその前に根固めの重いものを置いて洗掘を防ぐというのと、擁壁的な護岸の沈下を避けるという考え方を今は採ってますが、それは要するに技術的な問題でどんだけやれば安全かという程度の問題です。これは検討課題です。

宮澤部会長

はい。安全性の問題、ここら辺でひとつ息を入れたいと思っておりますけれど、もう一つですね他の問題へ入る前にですね、先ほどの河川の中で伝統文化のことでございますけれど、赤砂地区の御柱祭りの川越えができなくなって、この行事ができなくなってしまうと、こういうご意見がその後また提起されております。この中で西村委員さんから、ぜひとも御柱祭りの現状と言うか、そこのところを地域を知らない、私どものような検討委員の皆さんに、こういう地域伝統の文化はどのような考え方であるかということを知りたいと、こういうご提案がございました。このことにつきましては高田委員さんにも事務局の方からそこら辺のとこどうでしょうかという話してございますが、お越しになってご意見をお聞きしたらどうだろうということで事務局から私の方へも高田先生からのご回答も連絡ございまして、ここでその人たちの、とを呼んだらどうかと、こういうことのご提案でございますが、いかがでございましょうか。はい、武井委員さん。

武井秀夫委員

西村さんのおっしゃることは、赤砂の小宮という部落のお宮の川越えだと思うんです。諏訪大社の御柱祭りの川越えっていうのは茅野の上社の上川のとこをやるのがまさに伝統文化のすごい川越えであって、もちろん伝統文化を守るという点では私もひげを取りません。御柱祭となると小宮の問題と、お祭りの話しになっちゃいますけどね、要するに諏訪大社の下社・上社の御柱祭っていうのは規模が違うわけですね。それで、ダム予定地の御柱道路の架け替えということがそこにかんがりのネックとして私もそれは今までも主張しておりませんけどあるんです。そうすると伝統文化という点では共通項なんですけれども、じゃあ東侯のところの伝統のある御柱道路の架け替えはどうなんだと、ということと相殺はでき

ないんですが、比重が違うということなんで、西村さんのおっしゃることはわかるんですが、それは部落の方々が上川をまねて川越えをなさったんで、私たちはそれを下諏訪の全体の、あるいは下社全体の中の大きな行事だと私は、西村さんには悪いですが、認識をしていませんでした。ですから、むしろそれを言うんだったら御柱道路の架け替えを、架け替えじゃない、取り付け道路のために変更するという方がはるかに伝統文化に対する侵害だろうと私は思います。

宮澤部会長

はい。今、武井委員さんからございました。西村さんに提案理由をもう一回ご説明いただきます。

西村委員

はい。私は、本年度赤砂町内会の実は会長を受け持っております。この河川改修案が出た時に実は気がつかなかったもんですから、後で質問事項をまとめるという中で考えていた時に、そういえば御柱があったと、いうことでございます。今武井委員がおっしゃるように大きさはたしかに違います。本祭りの御柱と小宮の一本柳神社という神社があるわけですが、我々地域に住んでる人間としては大きい小さいは関係ございません。そこのお祭りのいろいろ思い入れっていうものはほとんど一緒でございます。何年前からその赤砂の小宮が行われたかっていうちょっと私調べてこなかったんですが、一本柳神社っていうのができた時から御柱をやって、たまたま砥川を挟んでいる地区が赤砂地区だけであったということで4本の柱をそれぞれ里曳きをいたしまして川、砥川がありますので本来ですと鷹野橋というこの橋を引っ張って渡ればそれはいいんでしょうけれど、川越をするというその伝統がやっぱりあります。御柱街道を変えるという今話しがあって、そちらも伝統文化に影響があるんだということは、曳航自体はルートが変わるだけであって、私どもの言う川越えという一つのイベントがなくなってしまうということです。これは大きな違いだろうというふうに思っております。従って地域に根ざしている伝統と文化を河川改修によって捨てるということんなれば、命を守るためにあきらめるということんなればそれは仕方がないんでしょうけれど、地域の皆さんがそれで納得するかどうか、そういうことで提案を差し上げました。本日今日実は町内会長という立場で西と東と、私東を受け持ってるんですが、西の青木さんにも実は来ていただいております。町内会としても当然責任を持ってこれ対応してかなきゃいけないと、いうふうに思っておるもんでございますので、できればその経緯というものをちょっと説明を、その御柱の内容をちょっと説明をしたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

宮澤部会長

はい、宮坂委員。

宮坂委員

赤砂地区、私武居地区です。新村町長さんと同じところですよ。これは武居地区にも恵比寿神社というのがありまして、4本の柱を引っ張り出すわけですよ。それで同じ赤砂さんと同じようなことをしております。私どもの地区でもですね、まず木落としがございまして。それから承知川を越えます。これもあります。これ木落としっていうのそんなに問題ではないんですね。お子さんたちを楽しませてあげるといってやっています。今、西村委員がおっしゃったように、ちょっとルートの変更があるからそれは困ると、いうこともおっしゃったんですが、我々の場合ですね例えば木落としで、木落としする土手がで

すね何かの加減でこれはだめだよと言えればこれは動かします。そういうふうに臨機応変にできるわけですね。従いまして、これは赤砂さんだけの問題ではないと、いうことで、私は赤砂さんの、赤砂地区さんの意見をここで聞くということは必要はないんじゃないか。この部会においてそれはそぐわないんじゃないかと思います。

宮澤部会長

今、西村委員さんのご提案について、今お二人の武井さんとそれから宮坂さんのことは、その地区のことであんまり呼んでまでお聞きをすることではないんじゃないかっていうご趣旨の意見だと思いますけれど、どうですか。はい、浜委員さん。

浜委員

お祭りについてはね、結局その地域の方々の持つ価値観というものだと思います。それと、ルート変更でそのお祭りの曳行、曳行ができる場合と、例えば河川改修で五分の土手をつくってしまうことによって、川越えという一つの神事ですよ。そういったものができなくなる。できなくなることで、ルート変更によって曳行ができるということとはまるっきり違うと思うんですよ。ですから、やはりその地域に根ざしたお祭りというものに対する思い入れ。その地域の人たちの思い入れというものを少しの時間でも割いて聞いていくこと、これはやはり砥川という川の今までの歴史・文化というものに大きな影響があることでありますから、ぜひ少しの時間で結構ですから割いてその辺のところも聞いていただければ私はいいいんじゃないかと、こんなふうに思っております。

宮澤部会長

武井委員さん、先ほどご意見お聞きしたので多分同じ意見だと思いますので、どうしましょう。率直なところ申し上げますけれど、要するに西村委員さんがここに出ていて赤砂地区の区長でもあると、いうことでその意見は今お話しをお聞きしました。その思い入れもお聞きしました。今浜委員さんから同じ趣旨の意見もございました。ここにお呼びしてお聞きをすることは、その気持ちを十二分に理解してもらおうとこういふことだと思いますけれど、そういうようなことを含めてそのお気持ちは今西村委員さんからお聞きした、それぞれの話しの中であえて西村さんの他に同じ地区の対岸の人をお呼びする必要があるかどうか、こういう問題になってきているかと思っておりますけれど、どうでしょうか。はい、清水委員さん。

清水委員

結論から先に言いますと、やっぱり来てお話しを伺っていただきたいと、こういうふうに思います。先ほど来も水利権者、それからワカサギに関係する漁業者の皆さんにも来ていただいたわけですから、一つは片手落ちになりやしないかということが一点あります。それからもう一つ、町、下諏訪町の総合計画の中にですね、砥川と親しむ自然を守るということがうたわれてるわけですし、これここ10年間の町の基本的な計画として位置づけがされてるわけですね。そういう観点から言いましても、沿線住民が川に親しむということはこれは大事な事なんですね。ですから、そういった観点からもぜひ呼んで声をお聞きしていただきたいと、こんなふうに思います。

宮澤部会長

清水さんね、清水さんの気持ちうんとよくわかります。それで、そういうような形で次々に出てきた人たちを全部こういうような形でお呼びしてですね、それでご意見をお聞きすると。ここの中に先ほど中島委員さんもおられましたけど、中島委員さんは宮田堰でしたか、のメンバーでもあると。そういうことで西村委員さんが赤砂地区のその委員のメンバーで自治会長さんであるということになりますと、西村委員さんのやりとりの中で十二分にその意見は反映できるのではないかと、こういうふうを考えるということで私は今申し上げただけであります。それは、皆さんの意見は全部聞きたいです。逆に言えば町民、流域関係の住民の意見は全部そこにお座りになっていただいております。これが私どもの本当の気持ちでございます。しかし、そういうことになってまいりますと、本当にどうするかと、その線をどこで引くかという問題が、じゃないかなあと私は思っておりました。ですので、今のご提案を西村委員さんがお出になってらっしゃるので、それでもってそのお話ができないでしょうかということでご提案を申し上げたわけでありまして。それでないと提案される度にどうかっていうようなことに、これからなってしまうような気がするわけなものですから、そんなことで部会のメンバーの皆さんが代用できるところはそうしていただいた方がいいんじゃないかなあと、こんなことを今、反対の意見の方もおいでになられますものですから、私が申し上げたというところでございます。はい、笠原委員さん。その件についてでございますね。

笠原委員

はい、はい。僕、部会長さんのものに賛成でございます。ほれで先ほどワカサギの遡上とかそれから農業用水っていうのは直接改修案のそれにかかわることですので、これは聞くのが当然でいいと思いますけれど、今のようなたしかにお気持ちはわかりますけど、僕もそういうのはお祭りもあんまり嫌いな方じゃないし、ぜひ守れるもんなら守っていく方がいいと思いますけれども、部会長さんが言われたように、これ一つ一つそれにかかわってるのをやったらですね、これいくつも出てくると思いますので、それは皆さんがそういうことも考えるということで特にお呼びする必要はないと、いうふうに思います。

宮澤部会長

今、同じ意見ならあれですけど、私言ってるのは西村委員さんがそのことについて説明していただくものはやぶさかじゃないってということなんですよ。そういうことを申し上げてるんですよ。西村さんのご意見として。そのことについて新たに呼ぶ、今笠原さんもそうだと思いますけれど、お呼びしてその人にとりわけその意見を求めるほどのこと、あるのかなと。西村さんがご説明できるもんなら西村さんからご説明していただければいいと私は思っておりますが、西村委員さん、どうでしょうか。

西村委員

そうしていただけるんだったら私が説明をさせていただきたいと思いますが、実は立場的に私はどうしてもダムが最有力だというふうに言ってるわけです。そうしますと意見が偏りはしないかと、こういうふうには実は思っているものですから、私でなくて同じ町内会長の立場にあるの方がよかないかと、こう思ってるわけです。ですから私がしゃべってよければしゃべります。

宮澤部会長

いかがでございましょうか。やっぱりここで委員さんというのはそういうような形でご意見を述べても私はいいと思うんであります。はい。新たに呼ぶということになりますと、これは一つ議事録をおこしましてですね、そういうような形でこれから今度は違うような形になった場合、同じようなことが出てまいります。そういうようなことも含めてよくこのところは大事なところでございますので、はい、どうぞ。

高田委員

だから現状をできるだけ変えないで欲しいという、それは多分結論だと思うんですが、私外部の人間でどういう行事で、川の幾何学的な形状、必要条件というのが全然わかりませんので、その辺を話していただいたら必要十分じゃないかと思えます。

宮澤部会長

よろしゅうございますか。実はこのご提案に対して高田委員さんと私も事前に出されてきたもんですから、高田委員さんにもご相談をしてお呼びしてもいいんじゃないだろうかと、こういう結論を私と二人は出してたわけです。でも今日そういうようなご提案の中で委員の皆さんからその都度という話もありましたもんですから、今高田委員さんに最後の確認をしたんです。高田委員さんからもそういうような形でおわかりいただけるなら西村委員さんからお話しさせていただくということでよろしゅうございますか。西村委員さん、決して西村さんが一定のお考えを持っているから、こういうことも引っ張られてきたってということじゃなくて、みんな冷静に心静かに承ると、こういうことにしていただいて、西村委員さんの方からご説明をしていただくということでご了承いただけませんかでしょうか。よろしゅうございますか。浜委員さん、清水委員さん、同じ意見だということでございますけど、そういう経過だけをお含みいただいて、これから以後ですねそういうような度にならぬということの中でお呼びするということになってまいりますと、これはまた大変ですので、委員さんでおいでになられるわけでございますので、西村委員さんもご了承いただいたということで各委員さんにはご了承いただきたいと。各皆さんのご意見もそういうことでございましたし、笠原委員さんのお気持ちも、そういう気持ちもよくわかるけど、ということではございましたが、そこら辺のところでご了解いただければと、こんなふう思うところでございます。じゃあ西村委員さん、もしそのことございましたら、改めてどうぞ、お願いいたします。

西村委員

それでは、私の方で地域の歴史と伝統の継承についてということで、その事実を話しをさせていただきます。こういうことをしているんだと。こういうふうな形で川に親しんでいるんだと、いうことで私の方資料を使いながら説明させていただきますが、せっかく西の町内会長さん、しゃべるつもりでいたのに、拍子抜けだったろうというふうに申し訳なく思っておりますので、しっかり議事録に残しておいていただければ、申し訳ございません。

それでは、実はプロジェクターに、目で見ていただくのが一番わかるんだらうということでございまして写真を用意してございます。皆さん御柱ご存じであろうかと思えますが、中には全くわからない方がいらっしゃいますので、それぞれ順を追って説明をさせていただきます。

赤砂地区、一本柳神社というものがあります。そこの御柱、申(さる)と寅(とら)の年に行われております。小宮祭と言ってますが、これがその伐採状況でございます。次お願いします。伐採したのを

山から出してくるのを山出しというふうに申しておりますが、町民総出でというような形でやっております。次お願いします。公会所の庭を使つての、マツの木でございますけれど、その皮をむいている状況です。次お願いします。この綱打ちという、御柱を引っ張るための綱をつくるわけですが、これを綱打ちというふうに言ってるわけですが、この左側が砥川でございます、公会所も砥川のすぐわきにあるんですけど、土手を、堤防を利用させていただいて綱を打っているところでございます。次お願いします。できあがった綱を各所に奉納をするという形でございます、それを皆さんで担いでいく状況ですが、今日利用しているこのマリオさんにも飾らささせていただいたというようなことでございます。次お願いします。これが里曳き祭になりますけれど、こういったように子どもたちあるいは長持保存会等々、皆さん集まってこれは笠踊りをしているところでございますが、神社の境内の中で奉納をしているということで、子どもたちも非常に楽しみにしております。次お願いします。里曳きが行われている状況です。当時これ平成4年の時ですからちょっと前ですけど、当時も果樹園、今も果樹園もありますけれど、子どもたちそれから大人たちも一緒になって引っ張ってるということでございます。次お願いします。これも里曳きの風景です。皆さん楽しい顔をして引っ張ってるということです。次お願いします。これが川越えということでございまして、実は鷹野橋のところを越せばいいんですが、この、先ほど利水の中で糶屋堰というこうじ用水の取り入れ口。あれが左っかわに写っております。ちょうどむこうにあるところが糶屋の取水口、そこです。今元綱をわたしているという状況でございます。次お願いします。これが木落とし、木落としと言うか土手落としと言うんですかね、いよいよ御柱がはなを出してこれから落ちますよというようなことでございます。次お願いします。ちょっと縦長でございますが、わずかな高さでございますけれど結構な勢いで落ちてくるということで、その状況がわかるかというふうに思います。高さが約4メートルくらいでしょうかね。45度くらいのところでございますが。次お願いします。これも川の中を御柱が引っ張られているということでございます。次お願いします。神社に引き立てた御柱を最終的には立てるということで、立て御柱。次お願いします。最後に立てて宝の投げ下ろしで終わると、こういうことでございまして、やっぱりこの流れの中で川越しというのを一つのやっぱり大事な要素であるということでございます。これがコンクリートの擁壁で急になっていくとおそらくできないと、いうことでございまして、そういう形になればそれも断念せざるを得なくなるだろうというふうには思いますけれど、こういったことで7年に一遍の御柱が行われているという事実だけを皆さんに見ていただきました。

宮澤部会長

はい、ありがとうございました。今、先ほど環境の問題も含めたところに出てくるかと思いますが、今のその問題でございました。それから私一つ落としてしましまして誠に申し訳ございませんけど、裏のり面の件についてのご質問が出てきております。裏のり面についての問題は中島さん、西村さんあたりから出ております。裏のり面のことについて、どういうふうにするのか。つまり中じゃなくて今度は民家の方でございます。そこら辺のところをコンクリート積みで恐怖感を感じないだろうかとか、いうお話しが出てきております。ここら辺のところについてお答えをお願いできればと思いますが、高田先生でも幹事会でも結構でございますが、よろしくお願いいたいと思います。はい、高田委員さん。

高田委員

一般的には私はあまり心配してません。裏のり面をさわらないといけないところというのは、この図を

見ていただいて何力所かあります。全般的にはあんまり問題ないと思うんですが、私は気をつけんといかんと思うところは、清水橋から下流あたりの堤防、天井川部ですね。裏のり面はさっき言いましたように、表のり面からの水圧とかそういうものが裏のり面に伝わって、それで崩れるということは考えられません。裏のり面が急になってなおかついくつかの断面では高くなって、その擁壁でもつかという点は、これは今の裏のり面の勾配をそのまま上へ上げるだけでは多分だめだと思います。そういう点で何力所かの区間は、今ある擁壁構造を変える必要は多分あると思います。それが高くなって圧迫感というのは、そういうところが出てくることはところによってはあると思います。私はそれは否定しきれないと思いますが、右岸側はあんまりそういうところは少ない。むしろ右岸側は清水橋のあたりからでも道路がありますからあまり大したことないんですが、左岸側は家との境界としては狭いから、多少そういうことがあるかもしれないと思います。

宮澤部会長

はい。よろしゅうございますか。その件について、中島委員さん。

中島委員

今の説明で高田先生のお考えはわかりましたんですが、実際にはですね、この川の断面積を広げるわけですね。従って今まであった土手のこの幅というものを狭くする。ほうすると狭くすれば当然その川、土手の強度というものは落ちるわけであって、たしか表のり面はコンクリ擁壁にして、多少上の部分っていうのは土砂のままですとされますけれども、そうしますと、当然全体の強度としては弱くなるわけで、従って私は裏のり面の強度というのは絶対必要だろうと。そうでなかったら、280トンからの水が流れた時には私はもたないだろうと、いうように思いますし、またコンクリ擁壁の上の部分からですね、その土砂の部分から水が浸透しますね。浸透しますと当然土手は弱くなるわけですから、そういうところから崩壊が起こった場合、裏のり面の擁壁というものがなければそれはすぐ裏はえぐられてってしまうと。裏がえぐられれば当然擁壁の強度っていうのは全く弱くなっちゃう。もう私は自重だけでも壊れてしまうと、いうように考えてます。従ってそこらがどうなのか。幹事会の専門の皆さんにもお聞きしたいし、そして高田先生のご意見もお聞きしたい。

宮澤部会長

大体、今、高田さんからお答えいただいた点であります。今の点、高田委員さんからあって、幹事会にも求められてるので、幹事会も用意をしといてください。お願いします。

高田委員

おっしゃることは、そのとおりです。上から水が入る。その表のり、つまり川側の方はこれは水が入らないように護岸構造はきちんとしないとイケません。裏側はこれは水が逃げるようにしないとイケません。だからこれは普通の土留め擁壁の役割ですから、これは目の粗いもんを詰めて、それで地下水位が堤体の中に上がらないようにする。今中島委員がおっしゃった心配は、この堤防の天端付近に降った雨が中へ浸透するということだと思います。それは表層の土の種類。これは超過洪水に対する洗掘防止に対しても大事なんですが、表層は砂じゃなくて、粘性を含んだ土、つまり透水性の低い土、それを選んで天端を仕上げる。それで私は大丈夫だと思います。道路部分は舗装してありますから中へ浸透する

いうのは表面排水の取り付け方で工夫できると思います。水の問題は処理できるんですが、この擁壁たしかに清水橋の下流あたり、かなり裏のりが高くなりますから、そこの擁壁としての構造をどうすれば安心できるかという、それが大事とっております。

宮澤部会長

いいですか。幹事会の方、補足がありましたら。求められてますけれど。はい、諏訪建設事務所。

諏訪建設事務所 米山ダム課長

はい。今、高田委員さんのお話の中でですね、いわゆる不透水の護岸でさらにはのり面の方を雨等が入らなければ地下水位が上がらないという、いわゆる堤体の中にございました。これを上げれない構造にするためには一般的には土台にさらに矢板を打ちまして浸潤的に入らないという構造を採らない限りは、護岸の後ろにですね裏礫を入れます。ですからハイウォーターの水位が上がった時はこの堤体の中に水位が上がるといことで、今まで一般的に築堤護岸の排水を良好にするという築堤を行っております。

宮澤部会長

中島委員さん、よろしゅうございますか。はい。

中島委員

今の説明を聞きますと、ほうすると高田先生の考えでは、コンクリ擁壁、その上の天端までのですねところは不透水性のもので覆うという考えということですか。理解して。ほうしますとですね、ほれでなおかつ土手のいわゆる通路の部分、道路と言うか、道路として使ってるところもありますし、散歩の土手として使ってる部分もありますが、ほうすると、そこをいわゆるこのコンクリを混ぜたですねやはり土砂でやるというお考えですね。

高田委員

いや、それは選択肢の一つです。砂っぽい土しか使えない場合は、わずかにセメント入れて粘着性を持たすというもんが必要かもしれませんが、本当のところは使いたくありません。上から水のみし込む量というのはそれほど大きくない、大きくしないようにできるということです。米山さんが今言いました堤体の浸透というのは、これは水位が上がった時にたしかに堤内に下から回り込んだ水が入っていきませんが、上の方まで上がりません。ですから、それは擁壁を壊す力まではいきません。それがこの表面を護岸工で覆う役割なんです。

中島委員

ほうするとですね、いわゆる今の砥川の土手っていうのは非常に弱い浸透性の砂利でできてるわけですね。従って私は相当のあれがいっぱいになった時には相当の水圧が加わるであろうと。ほうすると果たしてほんとに先生が言われるようにそういう護岸がもつのかどうなのか。これはまだちょっと私疑問が残ります。ほれでもう一点はですね、やはり先端までそういう不透性のもので覆ってしまう。あるいはその天端のいわゆる通路の部分ですね。これもいわゆるコンクリートに砂利混ぜたようなもので、最

近林道なんかよくそういう工事をするんですが、そういうようなやり方をするとすることはですね、実は砥川が今の現状で見ただけでわかりますけれども、非常に緑豊かな土手であるわけですね。そういう緑豊かな土手というものがどんどん失われてしまう。ほうすると、そこに果たして親水性があるのか。環境問題はどうか。こういう問題が出てくるわけであって、私どもの求めているのは結局砥川を本当に下諏訪、砥川っていうのは一番医王渡橋から下流というのは町民が親しむ場所であるわけですから、その一番親しむ町民が目にするところをコンクリで覆われてしまうということが非常に残念だと。だから、私はそういうような形にならないような砥川をつくっていかなくちゃいけない。これからそういうような環境の問題ってのは河川法の改正の中でもしっかりうたわれてるわけですね。

宮澤部会長

はい。中島委員さん、それは環境の時にお聞きいたしました。今、私が各委員さんから出た項目をまとめさせていただいたものでは、河川改修案についてはこのくらいかなあ。あと2、3落ちていることがあるかもしれません。あったらまたお話ししたいと思いますが、次のダムプラス河川改修案にも意見が出ております。あくまでも公平平等でいきたいというのが筋でございますので、ここで10分の休憩をいただきまして、今日は6時までということでございますけれど、残りの時間それに当てながら、先ほど宮坂委員さんから冒頭お話しありましたのでどの程度の案か、それを検証させていただきたいと思っております。すいませんが、ここで10分。6時10分には正確に始めさせていただきますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

< 10分 休憩 >

宮澤部会長

それぞれご準備される方はお願ひいたします。

時間でございます。再開させていただきたいと思ひます。まず、新村案についてでございますが、新村案と言ひますか、河川改修それからそれとダム案でございます。経過についてはそれぞれ皆さんのところでございますが、私の方から一つ地質の問題で検討委員会の委員長からご検討を願ひたいということが三点きております。それで、読み上げますが、三点の中でダムサイト、左岸の岩盤の中に多数の高角度の傾斜を持った熱水変質脈が存在する。しかも熱水変質脈の多くは基盤中の、基盤...岩盤中の亀裂。このダムサイトの場合は断層に起因するものである。というこのことについてでございます。このことにつまましては今委員長から先ほどございまして、これはこの間の国土交通省の説明で理解したということでございます。二つ目。熱水脈の方向には北西、南東の方向と南北方向の二方向が卓越していると。こういうお話しでございまして。これについても委員長から国土交通省の説明でよく了解したということでございます。3、ダムサイト、左岸側の山地の岩盤の中にはクリープ性の緩みゾーンが存在する可能性が高いということで、この件については国土交通省の中で想像はあれだけれど、若干このことについての調査を幹事会の方に依頼して欲しいと、こういうことございまして、私の方から幹事会の方に、この問題につまましては次の24日の部会までにご報告をお願ひを申し上げます。今、ダムプラス河川改修案のところに入っておりますので、この地質の問題につままして検討委員会の方からありました点につままして再度の確認をお願ひしたところでございます。私の方で河川改修案と同じようにまとめさせていただきまして。その中でこの問題でございますが、新村案と県の今まで計画書との違い

をもう一度確認して欲しいと、という点が小沢委員と、武井秀夫委員さんからおふたりから出されております。この点につきまして、まず新村委員さんの方からお願いをしたいと思います。はい、新村委員。

新村委員

それじゃあお答えをしたいと思っています。このことにつきましては、まず一つには、砥川の中流に大型の砂防ダムを建設する必要があるだろうと。これは具体的には樋橋または落合のあいさあたりかなと、というようなことが一つ。それからダム本体への景観の配慮。これはこの間もちょっと申し上げましたとおり、本体のいわゆる従来に見られるようなコンクリート打ちっ放しでなし、というような形での木材等を利用する。これが違いが一つ。それからダム湖の景観の整備。言うなればピオトープなどを設けてやってくと。最後はいわゆる下諏訪ダムの早期着工・早期完成と。これらが県の違いというように私は今思っているとこです。以上です。

宮澤部会長

はい。今、新村委員さんの方からご説明がございました。よろしゅうございますか。はい、それからですね、今まで議論をいろいろしてきた問題もございます。例えば堆砂の問題、それからヘドロ問題がございます。それは一応過日もあたっておりました。それから松島委員さんから第四期層断面の実体があるのではないかということもこの前あたらせていただきました。それでは、財政負担の場合で、全般的にどのくらいな財源が予定されてるかということでもあります。この件につきましては財政ワーキングとのかね合いもあるわけでございますが、まず新村委員さんの方でお答えされるところがございましたらお願いしたいと思います。はい。それでは、今の幹事会の方で下諏訪町の関係のところがございますので、下諏訪町の方から手が挙がっておりますので下諏訪の方からお答えいただきます。

下諏訪町 久保田都市整備課長

財政的なものは県の幹事会の方でお答えをいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

宮澤部会長

それは、ちょっとまたこの間と同じ問題になってしまいますので、財政ワーキングの方としましては、この前ダムの木を使うということにつきましては、木を使った型枠があると。この財政ワーキングの方として確認をしましたのは、新村案の型枠を木でやるという問題については、型枠工事なのでこのことによってダムの問題のことについて余分に費用は掛かるということはないだろうと。こういうことだけ財政ワーキングの方では具体的に話しをしました。あと、河川改修につきましては、今新村案で改修される額はどのくらいかということできておりますが、あした財政ワーキングの方としては新村の河川改修案については明日検討委員会が終わった後検討しよう。ということでございます。それからダム周辺の公園の問題のことについて、ということにつきましては、これはまだ財政ワーキングで議論を重ねるまでの具体的な案が示されていないということなので、この案についての検討は財政ワーキングでは不可能ではないだろうかかと、こういう状況であります。今、財政ワーキングで検討している状況についてはそういうところでございます。よろしゅうございますか。この問題の財政のことについて出ておりますが。それからですね、もう一つですね、ダムの案と終わった時の案。これのことについて金額は同じかということが出てきておりますが、いかがでございましょうか。これのことについてはお答え

に、なかなかこれ難しい問題だと思うんですが、これはどなたでございましたかね。佐原さんですかね。おわかりになりますか。検討課題ということでよろしゅうございますか。ちょっと新村委員さんの方ではご回答できないという状況でありました。幹事会の方はいいですか。はい、幹事会。下諏訪町。

下諏訪町 久保田都市整備課長

はい。今日資料が配られておりますので、参考までに県内のダムのあれがありますので、それをご参考いただければよろしいんじゃないかと思えます。

宮澤部会長

ちょっとご説明していただけますか。県内ダムの事業改定状況と、こういうことでございますね。裾花ダムから最後の余地ダム。これじゃないですね水上ダムですね。こんなような状況にあると。当初事業費と、よろしゅうございますか。はい、北村さん。

河川課 北村課長補佐

本日資料として提出いたしました、県内ダムの事業費の改定状況という1枚の資料があるかと思えますけれども、それで県が今まで、現在管理しているダム、それから現在着工と言いますか計画しているものを含めまして比較したものがその資料でございます。そこにダム名とダムの形式とそれから当初の事業費、それから最終の事業費、それから完成の年度ということで整理してございますのでそれをご参考をお願いしたいと思います。

宮澤部会長

はい、よろしゅうございますか。それからですね、ワカサギの採卵に与える影響はどうかと、このことについてということが武井委員さんからございますが、これについてはいかがでございましょうか。この改修案でいった時のワカサギの採卵に与える状況について、どうぞ。はい。

新村委員

ワカサギの影響について申し上げます。ダムをつくることで水が足りない場合でも採卵に必要な水量の補給は可能になってくると。河川部分の改修案は河口からかなり上流まで現在の河床を維持するだけでなく、部分改修のために工事についても時期を選ぶことができるので採卵に対する影響はほとんどない、というように考えております。

宮澤部会長

はい。それから、これは今までもやってきてきたことでございますが、いくつも載っております。その中でこれは初めてでありますね。河口から500メートルから1600メートルの部分が改良されていないが、この時期は堤防が弱いと考えるけれどこのところは大丈夫なのかと、こういう内容の意見かと思えますが。はい、新村委員。

新村委員

まず、これにはダムをまず完成をさせるということが最大の条件です。それから一定の給水の安全度

を確保しながら河川改修に入っていくという形になろうと思ってる。現在の河川環境を維持し一体化が図れるように、できるだけその形態を変えずに、流下断面を確保できない箇所や根入れが不足してる箇所は改修をしていくと。湧水と漏水とは全く別のものであるというように解釈をしているので、水漏れの箇所があるならばそれを維持・管理で補修するのか、この計画に加えて改修するかは河川管理者の選択であるというように思っております。高田先生の案につきましても天井川そのものが解消するわけではないというように判断をしております。以上です。

宮澤部会長

はい。それから、それは2500メートルのところもありましたですけど、今の説明で同じだと思えますので。これは確認でございますが、福沢川の220立米(m³)。これも入れたということの理解してよろしゅうございますね。はい。あとはですね、そんなところでございますが、今までダム案につきましてはいろいろとお話しがございました。それぞれのところのことにつきまして今まで出されてきたところでふれたところについては今お話しを申し上げたところでございます。そんなような状況でございますけれど、トータル的に新村案のことについてご意見がありましたら。はい、中村委員さん。

中村委員

ダムの予算のことでお伺いしたいんですけども、これ見てもらうと結構上がっていますけども、4.2%町と市で負担ということになると思うんですけど、そのこの取り扱いはどういうようになります。水道料へただプラスされるのか。それとも他の形での補助を考えるのか。そこをちょっと聞かしてもらいたいんですけど。

宮澤部会長

はい。この問題のことについては資料提出者は河川課でございます。河川課の方から今までの状況について下諏訪ダムと同じケースの場合の回答を求めます。

河川課 北村課長補佐

事業費が変わった場合にアロケがどうなるかというご質問でよろしいですね。それはアロケはかわらないです。同じ比率です。

宮澤部会長

わかりましたんですけど、例えばここに今出されたところですね、これはもう明確なのは、一番こと似てるのは重力コンクリートダムですけど、例えば仮に奥裾花ダムがございますね。松川ダムが一番上ですか。松川ダム、昭和49年。当初は33億、これが38億3500万ということになったっていうことでございますけれど、こういう状況の中で具体的にその費用は村、町が負担したのか。それとも今のさっきはそれが水道に関係するのもあるのかとかって、そういうような話しも含めて実例が過去にありましたら出してください。わからなかったら後日で結構です。

河川課 北村課長補佐

ちょっとわかる範囲でそれでは。裾花ダムにつきましては水道と電気が入ってます。それから松川に

つきましてはこれも水道が入って、電気と水道が入ってます。奥裾花も電気と水道が入ってます。それから奈良井は水道が入ってます。内村はちょっとすいません記憶ないです。

宮澤部会長

ということは水道料金上がってるってことで理解していいんですか。

河川課 北村課長補佐

そういうことです。

宮澤部会長

それもし具体的な話のあれがありましたら次の部会までに出していただけますか。他にも問題点がございますから。よろしゅうございますか、それで。それじゃあ、そういうことでこの問題のこと、中村さん、よろしゅうございますか。はい、次の時に出していただくと。はい、佐原さん。

佐原委員

私の請求に対してこういうものを出していただいてありがとうございました。余地ダムまで見ますと当初事業費が最終事業費に比べて2倍以上になったのが17ダム中7ダムで41%です。それから下諏訪ダムより一つ前の余地ダムまでを合計しましたら当初事業費1225億、最終事業費2294億、で1.872.87%増加してるんですね。それで前山梨県のことを報告しましたら部会長さんの方からその内容はどうなってるのかということで確認するようにというお話しがありましたので、山梨県庁の財政課に電話しまして確認しました。そうしますと、記事の二日にわたる記事の内容について、それから数字については間違いがないという返事でした。それから当初事業費、最終事業費の中身について確認しました。例を取って説明してくれましたので、これから申し上げます。例えば当初事業費が100億円であった場合、それが設計変更などで最終事業費が150億になったとします。そうすると膨らんだ分が50億円です。膨らんだ分の2分の1。つまり25億円が国庫補助の対象となるそうです。残り25億円の2分の1。つまり12.5億円が起債、つまり地方債の発行が認められるそうです。残りの2分の1。12.5億円が一般財源になるという話し。それから起債の利子っていうのが当然掛かると思いますが、これはその中に入るのかと聞きましたら、入らないで公債費で処理をする。つまり起債の利子は当初事業費にも最終事業費にも入ってないという話しでした。もし長野県の場合で240億でできなかった場合。その膨らんだ部分はどういうふうに配分で処理されるのか。これをもう一点伺いたいと思います。

宮澤部会長

はい。佐原さんありがとうございました。細かく調べていただいて。そういうようにわかりやすくできたらお答えもお願いしたいなあとこういうふうに思いますが、よろしく願いいたします。もし今日無理だったらまた後日で結構でございますので、ペーパーで出していただいても結構でございます。はい、どうぞ。

河川課 北村課長補佐

本日お配りしました下諏訪ダム事業の国庫補助・起債・一般財源という帯グラフの黒い、ちょっと黒いような資料があるかと思えますけれども、これをご覧いただきたいと思えます。

宮澤部会長

この財政のそれぞれのパーセンテージの裏でございますね。

河川課 北村課長補佐

この表を説明いたしますけれども、まずマル1番、47.9%と書いてございます。これが国からくる補助のお金です。普通2分の1、2分の1と呼んでますけれども、この47.9というのは、例えば今回の場合、下諏訪の場合水道の部分がありますので、それを細かく計算すると普通は2分の1と50%と言うんですけども、その計算をするとちょっとこの端数が出てくるということでございます。それからマル2番につきましては県の補助。簡単に言いますとこの部分が2分の1が県、て言いますか、県と利水者の負担金の話しになるわけですけども、そのうちのこの31.9%が起債、起債をしますけれども起債について国から交付税措置がされるもの。それから3番が起債がききますけれども交付措置がされないものと。この二つマル2とマル3が足したものが起債の部分になります。それからマル4が県のいわゆる一般財源の分。純の部分で県単費の純の部分です。それからマル5が利水者負担金というふうになります。これは事業が例えば今のお金が増えたり減ったりしてもこの率っていうものは変わらないです。それから利子のお話しございましたけれども、利子は交付税、起債の部分に掛かってまいります。その利子っていうのは年度によっていろいろ違いますんで、ちょっと数字は表せませんけれども、起債の方に掛かりますのでマル2とマル3の部分に単純に言えば掛かるというふうにご理解いただければよいかと思えます。以上です。

宮澤部会長

はい。資料とかまだいろいろな問題、まだございます。ダムにつきましてはとりわけ時間を今までも割いてまいりました。同じ質問はちょっとまた後にしていただいて、新たに皆さん方から言われたことは全部これで答えてきたつもりなんでございますけれど、他にありますか。はい、松島委員さん。

松島信幸委員

私の方で質問出したのはですね、今の新村...ダムプラス改修案、これに関係することになりますと、この下諏訪ダム、その安全関係で第四紀断層の実体が明らかになっていないという時点で今は前進しとるということの、これについての括弧1から括弧5まで書いてあります。それはどういうことかって言うと、この前の国土交通省の関係で振り返ってみますとですね、国土交通省の特に第四紀断層に関する説明は全く説明されていませんでした。中村地質担当官と言われましたけれども、たしかにそれは本人ですけども、現在はたしか国土開発技術センターの職員でありまして、いわゆる国土交通省の職員でないわけです。ですから責任ある説明を必ずしもされているわけではない。特にダム地点でのボーリングコアのことについては各地のボーリングコアの説明はよくさせていただいて、それは大変参考になったんですけども、ダム地点のことについて直接説明されたわけではない。第四紀断層については既に調査は十分に詳細にできてるといって、そういう一辺倒の返答だけで、私の方の懸念材料に対してのことは、もうちょっと調査を進めてそれを明らかにしてっからというような発言は一切ありませんでした。

そんなようなことですね、実際にこの前出した資料の中では国土交通省の方にも見ていただいたはずですが、少なくともあの資料の中で2キロ地点においては第四紀断層と見ていいようなものはあるわけです。ですから、これを無視して安全だっていうだけでいくんじゃなくて、その第四紀断層についての評価をちゃんとして、その中で進めるべきだと私は思います。それを現在のですね、もし国の意見を問うとするならば現在の土木研究所の地質担当官は別の人ですから、その人に聞いてちゃんと責任ある回答を得ていくべきだと思います。それからダム地点のですね熱水変質脈。これは全く問題ないと今までおっしゃってくるわけですが、これは完全に断層起原の熱水変質脈ですよ。そのことは報告書にもちゃんと出てるわけなんで、そのこと、それがその熱水変質作用っていうのはもう既に、例えば今わかってる範囲内においても1千万年から8千万年くらいの前の出来事なんですよ。ダム地点のすぐ上に霧ヶ峰の一番最古期の溶岩が乗ってるんですけども、それには熱水変質は与えていないわけですから、でも熱水変質が終わってから後も調査横坑なんかで見ると熱水変質脈中に断層が生じているわけですから、そうすると地質的に見るならば、霧ヶ峰の溶岩、それがカバーした後から断層活動が起こってるわけですよ。そうするとそのカバーした時間っていうのは80万年とか60万年くらい前の話しですから、それから現在に至るまでの間の糸魚川 - 静岡構造線の動きに伴ってダムサイトの部分に熱水変質脈が集中してるわけですから、糸魚川静岡構造線によって影響を受けた断層運動が熱水変質脈を使ってやっているという疑念が今んところは十分残っているわけですよ。ですから、そういうようなもの実際にもう一回例えば調査横坑へ入れていただいてそんなようなものを確認させていただくとかですね、そういうような、なんかもうちょっときちんとした形で安全というものを明らかにしていけないと、この間の国土交通省の説明でもって、もう安全が確保されたようになってくと大変誤解を招くってしまうと思います。その辺のところをどう取りはからってかかっていうことを、一応検討していただきたいと、そういうように思ってます。

宮澤部会長

私、松島委員さんの意見を押しつけているんじゃないかという、傍聴の方からもそういうご意見をいただきます。私自身も松島委員さんの意見を押しつけているつもりはないんですが、この前、国土省からきてお話を聞きした。そして逆に、国土省から松島委員さんの方にどうしてそういうふうに不安なんですかって、逆にご質問がございました。その時に松島委員さんの方では、いえ、最後つめた時に、私は私で納得いかないっていうことを言われて話し合いになりませんでした。議事録おこしていただければと思います。お考えはお考えで私はものすごく大事なことだと思っております。それでこれは高田委員さんもおっしゃられましたですけど、地質学の問題と土木工学の問題の立場からの見方は違うようにあるよと。その立場でお話があった時に、これ地質の考え方ももちろん大事でありますけれど、ご理解していただくところではご理解していただかないと私は前へ進まないんじゃないかなと思うんです。それでですね、これが完全に危険だと、松島さんはできないということをお話になられたので、この間の来られた国土交通省はできると。地質的に安全ですということは確実に言われたと思うんです。私だけ聞いたんじゃないと思うんです。そここのところについてはどういうふうに思われますか。はい、どうぞ。

松島信幸委員

まず一点ですね。今、部会長さんがですね、私が前の部会の時に、危険だからできないとこういふ

うに言ったと言いましたけれども、(宮澤部会長 ええ、一番最初にですね)ええ、最初にね。それは私も、そんなこと言った覚えがないのにそういうふうに言われるのはちょっと困るので、議事録を見ました。そんなことは一言も言ってありません。心配であるというようなことは言ったかもしれませんが、

宮澤部会長

あのですね、松島さん。それはですね、あの時に私が言ったんじゃないで、浜委員さんとそれから中島委員さんからはっきりとその趣旨のご意見が出て、それでそういうことだったら私どもも考え方を変えなきゃならないと、こういうことでもって国土交通省から来ていただいたんじゃないでしょうか。はい、松島委員さん。

松島信幸委員

だから私が今言ったことは、私自身が危険だからできないとそういうことは言ってないっていうことを言っただけですよ。その次、第二点。今の国土交通省の、この前の9日の話の中で、今の部会長さんの私に対する問いかけはやや間違っていました。こういうことを私は言っとるんです。第四紀断層がある懸念が十分にあるから、とってその資料も出してあるわけですよ。渡してあるわけですよ。それだから、これはもうちょっときちんと精密な調査を深めた方がいいんじゃないですかってことを言ったんですよ。そしたら、中村さんは、いやもう十分に精密な調査がされとるのでそんな必要はないような意味のことを言われました。ですから、私は第四紀断層のことについての懸念を申し上げとるんであって、ダムサイトのボーリングコアがどうのこうのっていうことで申し上げとるんじゃないんです。だからその辺のところ、第四紀断層があるかないかということは、また土木の方の問題とはちょっと切り離して、これは結局大事な問題だと思うんですね。その大事な問題を全く抜きにしてこれを通り抜けていくということは、ちょっとやっぱり、大きな心配が残るんじゃないかなあと思います。

宮澤部会長

あのですね、この河川整備計画の作成ということについての、基本的な流れを松島委員さんはよく理解されていると思いますが、河川計画案を策定して決定するというまでにいろいろのプロセスがございます。そのプロセスのなかでそれぞれの意見を聞いて、それぞれの中でもってできあがってきています。そういうふうな形で、そここのところもご理解をした上で、今ダムのことについてのご意見ですか。それとも2キロメートル下の地質のことについてのご意見ですか。どうぞ。

松島信幸委員

じゃあ、ちょっと私の方でもそのことに関係してお聞きしたいんですけども、これはもう部会長さんにお聞きするってよりかも、県の方でもいいんですけどもね。もう河川計画ができちゃってると。だからその時点においては調査が精密にされてるから第四紀断層についてはもう心配ないと、こういうふうなふうに理解されていて、それでもうゴーサインが出てると、こうなんですよね。それでですね、しかし現実にそこに第四紀断層があるよという、そういうこの心配事があるって、その心配の材料がこれとこれとっていうふうに出したわけですよ。だからその心配する材料を出したことについて、検討、再検討は私は必要だと、こう申し上げておるんですね。でも、もうゴーサインが出ちゃってるからそんなことは必要ないよと、こういう意見じゃないわけですよ。

宮澤部会長

全然申し上げてるところが違います。過日もですね、国土交通省も申し上げたとおり、これからそういうような形の中で再度調査をしながら進めていくんだというふうな話があったと思うんです。ですから持論は結構でございますけれど、そこら辺の流れも十二分に理解した上でですねご発言をこちらの方に疑問を投げさせていただきたいと思います。調査をしろということはですね、この今の状況の中で調査をしなければ前へ進めないというと、ちょっと次元が、この間のところの話とちょっとまたね、その、もう調査しないということじゃないわけでありましてね。それで、松島委員さんに逆にお聞きしますが、そうすると、地質は危ないんですか、危なくないんですか。工学的に、この間のやつを聞いてみて、いかがなんですか。どうですか。はい。

松島信幸委員

はい。工学的な意味のことは、それは私の分野ではないですから、国土交通省の言うことはいいと思います。私の言っとることは第四紀断層の調査が、今の部会長さんの意見だと調査を今度はするって言うんですよね。

宮澤部会長

いや、私がそういうふうに申し上げたんじゃなくて、松島さんよく聞いてください。この前国土交通省の中でやったの、どうか聞いてください。これからも、こここのところの調査は引き続きやるって、これ県の方も言ってるし国土交通省も同じこと言ってると思いますが、これでもってやめちゃうってことじゃないですよ。

松島信幸委員

はい、そのことで...

宮澤部会長

はい、どうぞ。

松島信幸委員

そのことを確認、私の方でも確認させていただいてもいいわけですよ。調査をするという。

宮澤部会長

ええ、それは今までご説明が何度もあったと思うんですが、私がここでもって今言ってることじゃなくて、私はこの会の流れの中で説明を受けたことを申し上げてるだけです。私はそこまで言う権限ありませんから。

松島信幸委員

それはもちろん、だから、そういうように私も、正しく受け止めればいいわけですよ。

宮澤部会長

はい、お願いしたいと思います。

松島信幸委員

それじゃ、調査があると。そういう...

宮澤部会長

もう一度幹事会に、このことについてですね再度ご意見をお願いします。私が言ってもあれでございますが、今の松島委員さんのお答えに対して、もう一回、明確にお願いいたします。はい、どうぞ。諏訪建設事務所。(諏訪建設事務所 米山ダム課長 ちょっと、プロジェクターお願いします)

諏訪建設事務所 米山ダム課長

まず、松島委員さんの地表の中で見られるその第四紀の話がございますが、第四紀断層調査というのはひとつのマニュアルがございます。そのマニュアルに沿ってそれぞれ調査をしております。これは県もやりましたし国の方からもチェックを受けました。さらに過日、諏訪圏域の、諏訪圏の活断層図というのが国土地理院から出されております。これは平成10年度調査・編集したものでございます。過日、国土地理院に問い合わせをしました。活断層調査グループ、ここに5名の方おられます。今泉先生、山梨大学。東郷先生、法政大学。沢先生、鶴岡工業高等専門学校。池田先生、東京大学。真下先生、東京大学。この先生方が長年にわたって文献等含めて調査して、今回、喧々諤々(けんけんがくがく)として第四紀断層をいわゆる航空写真から見て、さらにはトレンチもやっている中で、非常に権威のあるものを国土地理院として出しております。それから文部科学省でもこれを権威あるものとして位置づけております。これを国土地理院からコメントをいただきました。その中に下諏訪ダムの周辺にはいわゆる知れた、よく知れております諏訪湖の諏訪断層群ってのは、これは先ほどの糸静線それから霧ヶ峰断層群がございますが、周辺にはございません。以上です。

宮澤部会長

よろしゅうございますか。今の明確ですけど。はい、松島委員さん。

松島信幸委員

今の図面は都市圏活断層図という図面です。都市圏活断層図2万5千分の1は、今出ておる諏訪湖北岸断層群ですね、春宮・秋宮のところを通過する。これについてはトレンチはしてありません。それはできないんです。なぜできないかっていうと住宅が密集しておりまして。それで諏訪湖の中をボーリングして調査した結果は、それはこの前、私、資料として出しときました。それは同じ...あの地図は国土地理院ですけども諏訪湖のボーリング調査は当時の地質調査所で行ったものです。あそこに掲げておられる今泉さん他、あの方たちから、もちろん話は聞いとります。これは、今回の下諏訪ダムとかそういうことの詳細な調査とは全く違うものであるという目的で出しているものです。だからその図面を使ってですねダムサイトを例えば2キロとか3キロ、またはダムサイトそのものにですね、活断層、第四紀断層があるとかないとか、そういう問題の解明のためにつくったものではありません。そういうものの、もう全然次元が違うものなんです。それをですね、ダムサイトみたいなああいう詳細な調査をしな

きゃならんところのものにこういう図面を持ってきて、それですね、これは第四紀断層がないよとか、そんなことで言ったんでは、これはえらいことであります。もう全然別の次元です。

宮澤部会長

幹事会の方の説明が悪いのか、私よくわかりませんが、国土交通省の説明はよくわかりました。それは、第四紀断層はもしそういうことだったならば全く調べないと言ってるんじゃないと。これから進める中でもってもちろんやっていますが、今の段階108本掘った段階の中ではそういうようなものは一切発見できませんで、これは地質的にも大丈夫ですと。こういうふうに私は聞いたというふうに理解しておりますが、間違ってるでしょうか、私の解釈は。もう一回そこんところ、幹事会の方に含めてお聞きします。ちょっと待ってください。今、ここ大事なところでまた。言ってる意味わかります。要するに調査をするということは、これで決まった段階で、これからまだ再度調査するというふうに、私は、中村地質官は申し上げたと思うんです。どうでしょうか。

諏訪建設事務所 米山ダム課長

はい。今までの調査で、今の段階で、ダム周辺にダム建設上支障となる第四紀断層はないということで地質官が明言されました。

宮澤部会長

それですね、松島委員さん。ちょっとそれで聞いてください。要するにですね、そのことについて、私もそういうような理解して、それでもまだあれだったらこれから詳細設計に入っていく中で何度も調査をいたしますよと、いうふうに申し上げた、地質官はそういうふうに言われたんじゃないかなと、まあ議事録おこせばわかりますけれど、そこら辺ところは私ども読みとったんですけれど、どうぞごしまししょうか。(松島信幸委員 はい)はい、どうぞ。その時に本当は(松島信幸委員 今、私...)地質官に言っていた方がよかったんですがね。

松島信幸委員

ああ、私はそういうように言いましたよ、何回も地質官に。私は言いましたよ。でも、私の理解は、今米山さんが答えてくれたと同じ理解です。あの時のやりとりの理解は。ですから、改めてもっと調査をなさい、するべきだ。そういうようなことは、私の耳には届きませんでした。だから米山さんが、今言ってくださったのと同じように理解しておりました。それで、その今の都市圏活断層図そのもののレベルと、ダムサイトの第四紀断層の調査レベルっていうのは全然格段の違いなんです。その格段の違いが、ただあれは国土地理院がつくったものだと言うだけで、ダムサイトの第四紀断層に対する調査に相当するというそれは、全然世界の違うものになるんです。そのことくらいは、十分にもう県の方だっでわかってるはずですよ。

宮澤部会長

県の方でわかっておりますか。第四紀断層があるという可能性が高いというふうにおっしゃられているわけです。松島さんは。だから、そのことについての調査をもう一回やれと、こういうこと言ってるわけです。そういうことでしょ。

松島信幸委員

そうです。

宮澤部会長

はい。どうぞ。

諏訪建設事務所 米山ダム課長

先ほど第四紀断層調査のマニュアルという話をしましたけれども、これは文献調査からスタートしまして、それから航空写真で、地形的な変異が、それは第四紀を切っているとか、そういう地形が、いろんな方の見方があります。そういう見方をして、少しでも線状模様といいますけれども変異があって、ずれがあるんじゃないかと。そういう地形判読をしていくことが、これは一般的にやっています。今、松島先生の言われておるのは、横坑で見たとかそういうものがそういった地形変異のところとどういう関係になるかということで、まずはその、もっと調査時点では、調査の第四紀断層の線状模様や見えたものをさらに調査したと。そういう結果を持っているからレベルが違うという話でしたが、一番大きな点はこの線状模様がどのくらいの長さにあるかということが地震発生源で大事になります。5キロつながるとか、10キロつながるかという点が重要になっております。ですから先生の言われる、委員さんの言われる横坑で見た点の、点についてはボーリングで見ている点、それから地質踏査で線状模様を見ている点、それがどこにつながるか、どれだけつながるか、延長上もすべてチェックしております。これは本来の第四紀断層の調査のレベルでありまして、先ほどのこの活断層図がレベルが違うということのような話でしたが、これはレベルは同じであります。

宮澤部会長

はい。松島委員さんね、私は決して松島委員さんのご発言を制止するつもりも押さえつけるつもりもございません。ここではっきりと申し上げときます。もう一回ですね事務局とよく議事録をもう一回確認していただきまして、その後もう一度、私の方にお話しただけませんでしょか。(松島信幸委員 それじゃ、最後)はい。

松島信幸委員

ですからね、私の言っとることはそんな難しいこと言っとるんじゃないんです。この、ちょっと、今日出したもの、先日ファクスで出したものを見ていただきゃわかるんですけども、その調査横坑内、これをこの前1本入れていただきました。これはただし時間的にちゃんと詳しく見るような時間がありませんでした。ですから、1本だけじゃなくて安全が確保される、そういう調査横坑の中へ県の人と一緒に入れてもらうくらいなことはそんなに難しい問題じゃないと。それから東俣川沿いに第四紀断層があるかどうか、これにナンバー2、括弧2ですね。これも実際に確認してもらうなり、それは前から言ってるんですけども。そういうこと。これは実際に一緒に歩いてもらえればいいことであって、そんなに難しいことじゃないと。それから、ダムサイトの周辺の線状模様の見直しですね。今、ダム課長さんの言われたのは、もうそれは済んでもう絶対オーケーだよと言われました。しかしこれにはですね、空中写真を使って見るのが一般的であります。だったら、その空中写真を私にも見さしてくださいと。

ここはおかしいんだったらそこへ行って確かめたいと。こんなことなんですよ。そんなにですね…

宮澤部会長

結構です。松島委員さんね、そこに書いてあることで、今、私新村案さんていいですか、ダムプラス河川改修案のことについて議論の中で申し上げていることで、いつも申し上げておりますけど、事務局の方にも申し渡しております。小沢委員さんの方からも、いろいろな問題のご質問ございましたら、どうぞ事務局の方って言いますか、幹事会の方にご質問してくださいと。その時に出て、その話を一緒に入ったりとかどうのこうのというのは、それはもうどうぞおやりになってくださいってということ意味です。今、ここんところでは、その今の具体的な案のことについて、今お話を申し上げているというふうに、一つ一つ河川改修案から入ってるわけです。はい。松島委員。

松島信幸委員

新村案は、ダムプラス河川改修案でしょ。だからダムに対する質問として私は出しとるわけです。ですから、同じことだと思ってます。

宮澤部会長

結構でございます。それじゃ、もう一度、今のご要望については事務局の方で、しっかりと同席しながら、縦坑、横坑どこの、ご希望のところは全部松島委員さんをお連れして、よく松島委員さんの納得のいただけるように、また国土交通省の議事録もすべて見ていただいたり、それから、その経過に至るところも、浜委員さん、中島委員さんのご発言からの経過も含めて、すいませんけど、議事録を示しながらご説明いただきたいと思います。よろしゅうございますか、松島委員さん。(松島信幸委員 はい、結構であります。) はい、河川課長。

大口河川課長

今、松島委員さんが発言された中で一つ誤解されていますのでもう一度説明します。現在の土木研究所の地質官に来ていただきたいということなんですけど、ご存じのように平成13年1月1日に建設省は機構改革がなされました。その中で、建設省がご存じの、今、国土交通省になり、当時の建設省の補足機関であった土木研究所は、現在国土交通省の国土技術総合研究所と独立法人土木研究所に変わっただけで、当時の土木研究所と今の土木研究所とはなんら変わりはありません。独立法人になっただけです。当時の地質官が今も現在も地質官です。よろしいですか。

宮澤部会長

申し訳ございませんけどですね、松島委員さんに、今のご質問についてもですね、もう一つそこで河川課長から今答弁がございましたけど、先ほどまとめたと同じようにもう一回ご説明してください。それでもし、松島委員さんの方で不明瞭なところありましたら、私の方へ直接、松島委員さん、話してください。私、責任もって松島委員さんのご質問に対して誠心誠意お答えさせていただくようにいたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

今、ダム、新村案についての問題点、皆さんから出していただいたものについては大体挙げられたと思っておりますが。何かありましたら、あれですが。はい、小沢さん。

小沢委員

私は、一貫して基本高水流量が高すぎるんじゃないかということを書いてきたんですが...

宮澤部会長

小沢さん申し訳ございません。今ですね、それちょっと後にさせていただきます。当てますので。新村さんの案のことについてでいいですか。

小沢委員

それじゃ、後にします。

宮澤部会長

ええ、はい。それじゃ、笠原さん。

笠原委員

はい。じゃあ、新村委員さんにちょっとお聞きしたいんですけども、これの、河川改修の方ですね。部分的にいろいろ掘削っていうか、浚渫でしょうかね、なんかしてありますけれども、あんまり補強ということがこれ出ていないと思います。ほいで、この間もその160トンぐらいの雨が...雨っていうか、流量が流れますと周りの方は非常に怖いと言う、いうこと。それからこの間のシミュレーションでも堤防が決壊というようなシミュレーションがございましたけれども、そういう補強ということをしてしないで、この間は160トンですけども、今度は200トン流れるということで...。ですから、200トン流れた時に今のまんまでいいのかということをお聞きしたい。それからもう一つ、環境ということが盛んに言われましたですね。それで、僕たちはですね、ダムというものがその自然に与えるそういう環境の負荷ということは、河川をどうこうするというのとはとても比べものにならない負荷であろうというふうに考えておりますが、その点新村委員さんはどんなふうにお考えですか。

宮澤部会長

じゃあ新村委員さん。河川改修のところで、今、幹事会から手拳がってますんで、幹事会で結構です。あと、ご自分のご意見をまた新村委員さんにお聞きします。はい、どうぞ。(新村委員 あの...) 河川改修のことについては幹事会で結構でございます。(下諏訪町 よろしいですか) どうぞ。

下諏訪町

はい、先ほどの話でございますけれど、まずですね補強という面では、図面をもう一度見ていただくとわかるんですが、いわゆる根入れの部分、護岸の根入れの部分ですね不足してる部分につきましては、そこに書いてあるとおり、断面図、横断面図を見ていただくとわかるんですが、根継ぎというもので不足を補う形を採ってございます。それから当然根固めという形でですねそこを固めるという形で、木工沈床等の工法をそこに書いてございますので、補強は必要などこはやるという計画でございます。

宮澤部会長

それと、ダム環境問題についてはどうかということで、新村委員さん。ダム環境問題についてのご自分のお考えで結構でございますので、お願いしたいと思います。

新村委員

はい。ダム環境につきましてですが、まずダムの今できる場所はいつもいつも申し上げてますけれども昔は農地である。昔は農地。ほとんどが農地であったと。従ってダムを反対される方々は自然環境の溪流の地がだめだという。そうじゃなくて、ずっと下の御柱で言えば棚木場という場所がある。それよりまだずっと下なんです。そこにできるわけですが、私は先ほどもこの間も申し上げましたし、今日もまた申し上げましたが、環境については十二分のほど配慮をする。これは当然のことであって、そのためには先ほども一つの案をお示ししました。公園にすることなくそうでなしにもっと親水性の深まるような皆さんで本当に楽しめるようなダムにしていきたい。このことを人一倍環境を大事にしたい。それが私の基本的な考えであります。

宮澤部会長

はい。あと、ここで出されているのは、私大体あつたと思うんですけど、あつてないのがあったかなあと思って今再度見ているんですけど。はい、武井委員さん。個人のご意見ですから、いいですか。ご意見に対してご意見いただいてもいけませんけど。新村さんに対してですか。それとも今の幹事会。それ新村さんの個人の意見ですから、それに対して議論していただいてもこの場ではどうしようもないと思うんです。お考え方の違いですから。今まで高田委員さんがお考えなられたのも高田委員さんのお考えに対してやりとりはありましたんですけど、その意見に、お考えに対してはどうかのこのことはなかったつもりでいますけれど、そこまでは踏み込まないつもりでいますけれど。はい、武井委員さん。

武井秀夫委員

いわゆる新村案に対する追加質問と言うか、補充質問よろしいですか。先ほどのですね、砂防ダムを樋橋・落合の近辺におつくりになるっておっしゃった。これは土砂対策としては非常に私はいいい案だと思うんです。じゃあそれはどのくらいの規模で、福沢川の上流に2、3年前ですか大変な巨費を掛けてできた砂防ダムがございますが、あの規模と比べてどんなことを想定しておられるのか。具体的にはどの辺のどこにお考えか。これは大切なやっぱり砂防ダムだと思うので具体的にそれをお聞きしたいということが一点とですね、...それをまずお答えいただきたいと思うんですが。それからもう一つは、浚渫案の2割、2600メートル地帯の2割を改修なさるといふ、その案も一応は伺っておりますけれども、それは工期的に先ほどワカサギの遡上うんぬんっていうことも縛りもあつたりして、工期的にはどのくらいを予想されておられるのか、その辺をちょっとお聞きしたいということと、それから引堤の部分というような部分があるんですけども、これに関してその用地買収を必要とする個所ということが新村さんの先日の説明の中にあります。それはじゃあそれは具体的にどの辺をさしてどのような用地買収というようなことをお考えなのか。まずはその点を教えていただきたいと思います。

宮澤部会長

はい。今三つの案が出ました。砂防ダムの場所について規模はどのくらいかと。また金額はちょっと

なかなか難しいと思うんですが、どの程度のものをお考えかということについてのお話が一点。それから、引堤とする場合だったら、この引堤のことについての個所ということではありますが、そのところがあるならばお答えいただきたいと。それから工期の問題はですね、先ほど高田委員さんの時にもこれ幹事会の方に振ってございます。幹事会の方で先ほども明解な答弁いただかなかったんですが、工期の問題はちょっと二つ並べてもう一回再度お話しいただきたいと。いいですか、高田先生、そこも含めて。それじゃあ二つお願いいたします。まず砂防ダムの規模のこととか、そういうようなことについて大体考えてるものがありましたら、はい、お願いしたいと思います。はい、じゃあ幹事会の方で。下諏訪町。

下諏訪町 久保田都市整備課長

はい。砂防ダムの新設についてをお願いをしたいというものでありますけれども、これは以前にも私から申し上げましたけれども、落合から上の河床洗掘が現在甚だしいものがあります。地質そのものもそうなんですけれども、過去に町の町史を見ますと24カ所の砂防ダムが入ってたわけですね。それがもうことごとく飛んでしまっている。じゃあどうかと言いますと、河床は洗掘されるは、護岸は落ちて、もう田んぼも畑もぎりぎりのところのものは現在川に化してるわけですね。そういう状況がたくさん見られます。もう一つは以前に護岸と思われた石積みが10メートルも高いとこに残ってる。

宮澤部会長

説明の経過は結構でございます。時間も回っておりますので、砂防ダムの規模、それがどうだって、そのことについてのお話しを下諏訪町の考え方を示してください。

下諏訪町 久保田都市整備課長

わかりました。砂防ダムでありますから、高さは15メートル以上のものをお願いしたいということと、個所につきましては砂防ダムにふさわしい一番いい場所を樋橋から落合までの間で選定をしていただければ有り難いというふうに思っております。

宮澤部会長

はい。それからもう一つありましたね。

下諏訪町 久保田都市整備課長

はい。引堤のことにつきましては、新村案をご覧をいただきまして、横断面図の中で引堤のハッチがされている部分がございます。この引堤は盛土等によりましてご覧の部分引堤をするわけですが、これは当然用地買収になる。あるいは公共用地の分まで引堤のすそがいつてる部分もでございます。裏のりにつきましては高田先生の案のように石積みやコンクリートをするのではなくて、2割の勾配で擦りつけようと、いう計画になっておりますので図面をご参照をいただきたいと思います。以上です。

宮澤部会長

これは民間の用地買収も絡むかというご質問ですけど、その件についてはどうですか。はい、下諏訪町。

下諏訪町 久保田都市整備課長

基本的にはですね、公共用地にかかる部分が非常に多いわけでごさいます、道路等を利用させていただきますが、一部どうしても民間の土地がかかります。それについては民間のところですね地権者の皆さんにお願いをしていくということでございます。以上です。

宮澤部会長

はい。そこも含めた上での今の案の工期について、再度諏訪建設事務所から求めます。はい、どうぞ。

諏訪建設事務所 米山ダム課長

まず、高田委員さんの案の方からいきます。よろしいですか。新村委員さん、両方。

宮澤部会長

新村案から先をお願いいたします。

諏訪建設事務所 米山ダム課長

はい、わかりました。新村委員さんの部分改修についての工期であります、おおむね3年前後というように考えております。条件設定は今の時点で、特に下流側についてまだ基礎的なものの地質等わからない点がございますが、一応おおむね3年で。嵩上げ等は出水期にもできるということで考えております。ただあと用地交渉にどのくらい掛かるとかいう点は不明で入れておりません。それから費用であります、

宮澤部会長

いや、あのう結構でございます。工期だけ求めてますが。(諏訪建設事務所 米山ダム課長 それじゃあ、それから...)

宮澤部会長

今度は高田委員さんの先ほどの時期のところ、工期のこともあったらお願いしたいと思いますが。

諏訪建設事務所 米山ダム課長

はい。高田委員さんの件であります、おおむね12年前後掛かります。この前提条件は先ほどワカサギの件がございましたが、出水期には工事ができないと。非洪水期にやります。ワカサギも配慮をして工事をやることになっております。ただ前提条件が若干変わりました、と言うのは、先ほど漁業関係者の中ですね5月いっぱいまで工事をやっては困るということがございました。この前提条件は5月の中旬以降は少し工事ができるという前提でやっております。それから、高田委員さんの方で擁壁護岸という話がございますが、これは一般河川改修をやっていく護岸改修で考えております。工期については仮設関係の点で非常にお金を掛ければもう少し早まることも可能かと思っております。以上です。

宮澤部会長

それじゃあ、それはダムの方はダムを15年からするとしたならば何年掛かるですか。15年でも16年でもいいですけど。何年間掛かりますか。今河川改修は新村案は3年だということを大体わかりましたが。

諏訪建設事務所 米山ダム課長

通常のダムの場合にですね、大体着手してから6、7年で完成しております。長くて8年で完成しております。ここの工事用道路等がございます。つけ替え等がございます。おおむね10年掛かるかと思いますが。工事用、付替道路がございますので。

宮澤部会長

それでは、河川改修案では12年から13年。それからダムプラス河川改修では9年から10年。こういうところでよろしいですか。理解して。工期の件はいろいろなところからご質問が出ましたですけど、今ははっきりをさしていただきました。よろしゅうございますか。これワカサギの2月から5月までやらなくてこれだけでいいということですね。

諏訪建設事務所 米山ダム課長

ただちょっと最後のところの5月いっぱいまでワカサギの遡上のために工事をしていけないということですね、12年のこの工期はもう少し長くなる。

宮澤部会長

もう少しってどのくらいになりますか。

諏訪建設事務所 米山ダム課長

ちょっと今試算してありません。

宮澤部会長

13年くらいっていうことで理解していいですか。

諏訪建設事務所 米山ダム課長

1年ばかりではなくて、(宮澤部会長 ああもっと掛かるんですか) ええ、掛かります。非常にこれ詰めた工程を取っております。ちょっと具体的に言いますと、護岸工事でも土台をやる根の深い部分をやる部分っていう。

宮澤部会長

それは13年から14年でよろしゅうございますか。大体。(諏訪建設事務所 米山ダム課長 ええ、はい...) はっきりとした数字を私ども求めてるわけじゃなくて、今工期はどのくらいかということいろいろ条件があると思いますので、そういう条件で一つの目安を委員さんは求めておいでになられるんだというふうに私は理解しておりますんですが、いいですか。はい。

河川課 北村課長補佐

いい条件をそろえたということで、今12年って言いましたんで、それで、先ほど今12年って言ったのは5月もうちょっといじくるよということでやりました。先ほど漁協の組合員さんから5月は困るということだったんで少し伸ばしますけれども、おおむねということでございますので13年から14年というような考え方でここではお願いしたいと思います。

宮澤部会長

大体、今、工期の問題についてはいかがでございましょうか。はい、武井委員さん。

武井秀夫委員

追加質問なんですが、工期の問題じゃなくてですね、先ほど町の方からご説明のあった砂防堰堤ですか。砂防ダムですか。それは15メートル以上だっているその説明はわかるんですが、じゃあどのくらいの土砂の立米(m³)をやるキャパシティー(capacity:容積、容量)か。容積を想定しておられるのでしょうか。これうんと大切なことなんで、これが土砂流をカットできるってということんなれば私たちとしても歓迎することなんで、その辺をいろいろ組み合わせていく上においてどんなくらいのことを想定しておられるのでしょうか。そこまでは詰めておられないのかどうか。その辺ちょっと教えてください。

宮澤部会長

もし詰めてなかったら次回のところでお話しいただければと思いますが、いかがでございましょうか。新村委員さん、そういうこと。はい。それじゃあ今の件につきましては上流の砂防ダムのことにつきましては、次回の部会までにということにさせていただきたいと思っております。よろしゅうございましょうか。はい、どうぞ。ここに上がっておりますことで新たに加わること、次回に残さなきゃいけないことございましたら、宮坂委員さんの方へちょっといきたいと思っておりますもんですから。ありましたらどうぞ言ってくださいと思いますが、どうぞ、佐原委員さん。ありましたら、はい。

佐原委員

私の1枚配っておりますので、項目だけ申し上げます。ヘドロ対策。前回下諏訪ダムには排砂ゲートがないからヘドロの流出はないとおっしゃいましたけれども、なければ余計にヘドロをため込むんで有機物が沈殿してヘドロ問題は解決しないと思います。それから2番目に100年間で60万立方(m³)堆砂。これの処理はいくらかと。例えば水資源公団の13年の予算書で牧尾ダムで86万立米(m³)で30億円。これを下諏訪ダム60万トンにすると21億円弱なるんです。これの試算をお願いしたい。それからその下に少し水問題書いてあります。これもお願いします。それから3番目、老朽化したダムの処理。前回コンクリートは半永久的というあいまいなご回答しかなかったんですけども、例えば横河川の大だくみのダムは35年で漏水して補修が必要だったと。それから酸性雨とか塩カルの問題でコンクリートの劣化が問題になってる状況ですので、もう少し具体的に。それから減価償却は何年みてるのかと。これ何年みてるかで大体耐用年数っていうのがわかると思います。それから、ダムの費用対効果の算出を財政ワーキングをお願いしたいと。以上です。

宮澤部会長

はい。他にいろいろな方々からご意見が出ております。そのご意見出ていることはこの今二つの案が示されております中で再度チェックしなければいけないものをチェックさせていただきたいと、こんなふうに思っております。高田委員さん、さっきからありました、どうぞ、はい。

高田委員

下諏訪町の方から砂防ダムの話しがありました。私前にも言いましたけど、どうも先ほどの説明途中まででしたが、堰堤が飛ばされたとか田んぼの護岸が落ちたとか言われてるのは、どうも上流の土砂対策がうまくいきすぎたんじゃないかということに危惧してます。その辺のとおをお考えなのかどうか。これも言いましたが、この砥川の場合は先ほど農業関係の方からありましたように、土砂が上から下へ流れるという、そういう形で河床が維持されてる面がある。へたにここへ大きなものをつくと下流部の河床がやせ細る。その辺のともちょっと考慮をして、もしつくるんだったら慎重にやって欲しいと思います。

宮澤部会長

はい。今追加、お二人の案。それぞれ出された問題のことについてよろしゅうございますか。私の方でちょっと落としてしましまして、実は高田委員さんの案の中です、余裕高についてふれておりませんでした。すいません。そのことについてと、それから余裕高が取れるかというのを浜委員さんの方から出ておりました。これはそのことを落としてしましました。それともう一つ国庫補助をこの案はとれるのか、県単独案でもこれはやるのかと、こういうことでございまして、これはどうも幹事会の方への投げかけだというふうに思っておりますが、ここのことについてはちょっと時間もございませんので次回に回させていただきたいと思っております。一つだけでございまして、24日、朝から一日ということで決まっております。日曜日ばかりですが、こういうような傍聴の方からご質問が出ました。なぜ急ぐんだいと、こういうお話しが出ました。これは県議会の方から知事の方に要請があったってことは、これは形式的には事実でございますが、ちょっと予算のシステムをお話ししといた方がよろしいではないかなと思っております。平成15年にですね、河川改修をするとしたら、平成14年の5月までに県の方針が国に伝わってなければ平成15年の予算はできません。それで今回特に問題が多く出されておりましたこの浅川と砥川について、浅川はたしかに3月31日で今の契約が一つ切れますからということでございまして、西村委員さんから何度も出されたように、早期に治水計画をつくってもらいたい、お願いしたいということになりますと、それ以降になりますと平成16年がスタートになります。それで、砥川と浅川については平成15年度から予定をするためになるべく早くもっていかねばならないと、こういう形で出てきたわけでございます。今傍聴されてる方、出た方が私にそれにくれぐれもふれていただきたいって言われたもんで私今ふれているんですが、そういうことでございます。ですので、決していたずらに急いでるわけではありません。私どもの意見は3月の検討委員会に一定の方向を出さなければならぬ。一つの案をとすることは私申しておりません。ずーっと。ここの検討の経過を、やっぱり話さなければならぬんじゃないかということで申し上げてきました。それでないと検討委員会の立場がなくなってしまうんです。それを受けて私どもにまたフィードバックしてくると思っております。このことを受けて河川管理者。河川管理者はたしかに知事ですが、河川管理自身は国の問題であります。ですから国と県とのこの協議というものがまた必要になってまいります。技術審査会

とか、いろいろ様々な問題を話し合わなければなりません。なるべく速やかに平成15年度からここで立てられた総合治水計画をスタートさせるようになってくると、やっぱり5月までにある程度県としての方向性を国との協議をしなければならぬ。こういうような結論が示されてるからであります。ですので、いたずらに県議会が早くやれって急いでるからやってるということではないということ、どうかここでご理解をいただきたいと思うところであります。そういう中で一つ一つ議題についてふれてまいりました。そういう中で出てきたのが一つは河川改修案であり、一つはダムプラス河川改修案でありました。で、今日、宮坂委員から新しい案が出されました。私も当初この案は出てくるだろうなと思っておりました。と言うのは、今日も皆さん方、今宮坂委員さんのお言葉を借りていけません、河川改修オンリーでは難しい問題が山積みになっているというご意見がございましたが、例えば次の24日になっておりますけれど、橋の架け替え、ワカサギの問題、水利権の問題。こういうような問題をふまえた時にですね、果たして二つの案の大きな一つとして検討委員会に出した時にもちこたえられる案であろうかと。ここら辺のところを24日の時にしっかりとご論議をしていただかなければならぬわけでございます。そういうことも含めてお気持ちはわかります。しかし高田委員さん、最初からお話しになりましたように、これは一つの案を示しておりますよと。これを進化させ成長さしてもらいたいというお話でございました。ですので、これから24日の時には今度は辛口の部分もふれざるを得ない。ここは大事なことになってこようと思います。そういう中で今日宮坂さんからお出しになられた案。これを新しい案として付け加えて検討するかどうか、こういう問題点であります。これは前は皆さんの意見として出されてきたものの中でこの二つの案に絞りました。皆さんの合意で絞ったわけでございます。その時に他にご案はございませんかということをお話しを申し上げた時に、この二つの案でいきましょうということはこの部会の結論として出していただいたわけでありまして。そういう経過で今の宮坂さんの案を案として取り上げるかどうか。固有名詞は今度やめます。河川改修プラス放水路案ということで今日新たに提案がなされました。これについて取り上げるかどうか、ご説明を聞いてからにしたいと思いたいがいかでございましょうか。よろしゅうございましょうか。ちょっと時間が30分ほどもう経過しておりますが、誠に恐縮でございますが、宮坂さんの方から案が、ご説明をお願いします。

宮坂委員

はい。突然冒頭に第三案ということで、部会長さんの方でびっくりされたと思います。また、ご説明の機会を与えていただきましてありがとうございます。

本来でしたらレジュメ等つくりましてご説明できるかと思いますが、ご勘弁いただきたいと思いたいます。それでは概略をご説明いたします。まずダムプラス部分改修案であります。失礼しました。それが新村委員さんの案でございます。私の案はですね、ダムをですね放水路に置き換えたと思っただけならばよろしいかと思いたいます。従いまして80トン。医王渡橋に280トンがきます。それから福沢川で20トンでプラスここから300トンこう流れるわけです。それで220トンにつきましては部分改修案でいったらいかかと思いたいます。それから残りの80トンにつきましては福沢川の合流点。ここちょうどこの福沢川の20トンが入る前です。ちょうどここは農地になっております。ここから水を引き込む。勾配がですね100分の1でございます。勾配が100分の1。ちなみに一番十四瀬川のそっこが400分の1でございます。ちょっとこれを頭に入れておいていただきたいと思いたいます。それで、福沢川の上から出しまして、西大路口、ここですね。違うここかな。そうですね、西大路口、ここを通ります。国道20号を横断いたしまして西大路口の道路の下を通ります。JR橋がここですね。JR橋をくぐり

ます。それでずーっと伸ばしていきます。それから赤砂橋の交差点を通りまして、鷹野橋とのぶつかる、鷹野橋と西大路線のぶつかるところまでもっていきます。ここから、これまっすぐもってくか若干まげるかどうかわちょっとそれは私にはわかりませんが、これを十四瀬川の河口まで引っ張ります。トータルで2100メートルです。この区間が。それで私専門家の方にちょっとお聞きしました。どのくらいお金が掛かるかということと、管はどのくらいが必要なのか。ということで、80トンの流量を流すには勾配が150分の1とします。その場合に内径4メートルでいけるだろうと、いうことをお聞きいたしました。それでですね、工期...費用ですけれども、1メートルにつき250万と。これは当然概算ですのでここでこう金額を言っているのかどうか、またあとから金額訂正していただければ結構ですが、250万ぐらいだろうと。そうしますと2100メートルということは、52億5千万ということになります。それで若干ネックがですねJR橋かなと思います。ここは皆さんご承知のように、JR橋が上を通ってまして西大路線はJRをくぐってるわけです。しかしですね、ちょうどこの西大路線というのは、両側の通路というか道路がですね、両側の歩道ですね。非常に両側2メートルずつぐらい取ってあります。非常に余裕があるわけで、その辺をうまく使えばいいのかなと思ってます。それからこの長所でございます。まず地下放水路は立地を選びません。立ち退き等がないわけでございますね。立地を選ばないということ。それから事業費はダムに比べて格段に安くなるということ。それから自然を傷つけることはない。なおかつ、ワカサギへの影響は全くないわけです。従い、工期につきましては通年工期ができるわけで、非常に短い区間、期間で完成が可能かと思えます。それから橋の架け替え。いろいろ問題なってます。富士見橋だ鷹野橋ですか。これは全く架け替えの必要がございません。それから家屋の移転は今の案ではないのかなと思ってます。それから新村委員さんの出されたこの案をここから河川改修使えますので、これは自然に十分配慮できますし、皆さんのご反対もないと思えます。いいところだらけということで説明しました。ただ短所的なものは、また県の方ですら検討していただければどういふ結果が出るのかなと思えます。私素人ですので一応こういったご提起をさせていただいて、できる限り検討をしていただければと県の方に、思います。以上でございます。

宮澤部会長

はい。先ほど私が財政ワーキング部会で検討した放水路案とコース的には非常に全く同じ案だというふうに受け止めておりますが、この案を再度検討して、案として出していくかということについてのご検討を24日の日に詰めることについてはいかがでございましょうか。ご意見をください。はい、西村委員。

西村委員

今、お聞きしますと素晴らしい案かなと、こういうふうには実は思うわけですが、赤砂に私住んでおりまして、西大路線が一般的に言う湖畔道路にぶつかった先がすぐ十四瀬川なんですね。そこへ放流をするのかその下をくぐらして別のルートへいくのかということになりますと、実はですね民家の移動が大分出てくるということにもなるかと思えます。そういう心配もあるわけですが、基本的に二つに絞った段階で私は放水路案はなくなったと思ったんです。今回その河川改修ができそうもねえということになって、それでダムも困るからこういう案が出てきた。それじゃあこの案がまただめになるとまた違う案が出てくしゃあしないか。そういう危惧をされるもんですから、いつまでやっても結論が出ない。これは問題だろうというふうには実は思います。ですから、ここでこの案が皆さんたしかにいいよ

ということになって検討するのはいいんですけど、これがだめになったらまた次という話しになってくと、いつまでも経ってもきりがないと、これはちょっと心配です。

宮澤部会長

そのことについて、今、問題が出ました。はい、武井委員。すみません。笠原委員。失礼しました。

笠原委員

放水路案ってこれ急に出たっておっしゃいますけど、実はこれ最初から放水路案というのも出ております。僕もそれ出しました。ですけども、高田先生のこの改修案ですね。河川改修案で280トン流せばそれでいいのかなということで二案ということでやってきたんだというふうに、こういうふうに理解しております。先ほど部会長さんもおっしゃいましたけども、河川改修案だけではなかなか難しい問題もあると。今日の議論の中で聞きました。そういうことでこの放水路案というのはぜひ検討していただきたいと思います。

宮澤部会長

他にいかがですか。はい、武井委員さん。

武井秀夫委員

今の笠原委員と全く同じ意見ですけども、やっぱりいろいろの議論を重ねてる中で様々な選択肢っていうのは段々出てきたんだろうと思うんですね。だから、白熱した議論の中でネックがあればそれに対応するしなやかな発想というのにも必要だろうから、この案は第三、第四という案が出て、私はいいと思うんで、これは検討に値するだろうと思いますので、ぜひ24日にはもっとディテールに（detail：細部）にわたって出していただきながら検討課題としていただけたらと思います。

宮澤部会長

はい。新村委員さん。

新村委員

私は西村委員と同じ意見でして、この話しの始まる時に宮澤部会長さんからいみじくもこれとこれの案でいいなと、こういうことで決まり、さらに武井委員さんからも話しの過程の中では高田委員さんのこの案は私は同調です。同感です。ちゅうことも二度もお話しになったことも聞いておりました。ですから、その上にまたさらにこういうことが出る。私はいけないとは思っていませんけれども、しかしこの論議を進めてく中では、これをまた次の案、次の案って言ってけば收拾がつかなくなる。そのことを思う時に私はいい案だとはお聞かせ願いましたけれども、これを取り上げることは私は賛成ができません。

宮澤部会長

今、二つのご意見が出ました。それぞれのご意見があろうと思います。それで、今問題になっているのは、西村委員さんが言われたように次々に、これがだめだったら次の案、これがだめだったら次の案と、

こういう形になってしまったらそれこそだめだと。今日のダムプラス河川案と河川改修案もやっぱり無理なものは無理だというふうにやっぱり理解していただかなければならないと思うんですね。これがだめだったら次また検討し、また次もってという形になってくると、今武井さんから三案、五案、幾案でもいいじゃないかと、こういうことですが、一度それぞれあたっとるんですね。例えば沈砂池でございませうか。要するにその時に洪水の水をそこへ1カ所入れればいいと、こういうお話しの中で高田委員さんがあの場所を歩いていただいたり、いろいろきた時に、ちょっとこれは不可能だよと、こういうふうな話しがありまして、武井委員さんからそのことをもっとお聞かせいただきたいということでありまして、そこで高田委員さんから再度ご説明がございました。これで、その後皆さんにいかがですかとお諮りしましたら、ありませんと、こういうお話しでございました。この問題については皆さんそれぞれプロでございますので、よく勉強されてらっしゃる方でありまして、その問題についてはいいんじゃないかなあと、こういうふうに思いました。その後、他にもいろいろな案が出てきました。河川改修案とかありましたですけれど、唯一私の方では出てくるだろうなあと思ったけどふれられなかったのはこの放水路案であります。ですので、次から次に、またこれがだめだったら、また次検討すればいい、また次検討すればいいっていうのは私もどうかいかなものかと思っております。武井さんの先ほどの意見です。それは西村委員さんのおっしゃられるとおりだと思います。そういう中でこの放水路案というもののことについては、検討してある、みる価値があるのではないかなあと、こういうふうに私は思ったりもしているところですが、そのことについての、これもあればいい、これも次もということのことでなくて、やっぱり厳選された最後の一つの案という形でこの放水路案を検討することはどうかと、こういうことですが、そのことについてはどうでしょうか。中村委員さん。

中村委員

すいません。第6回の部会の時に私こういう案があるってということで部会長に聞いたんですけども、その中でこれからの会の中で話を進めてきましょうということと言われたような気がするんですけども、その中で出てきたということですので、やっぱり案は案として私も最初放水路案出したもんですから、していただければうれしいなとは思っています。

宮澤部会長

というのは、この河川改修プラス放水路案を案としてもう一つの、要するにいろいろやってきた中で最後の案のもう一つとして加えていただきたいと、こういうことで意見ですか。その他にも、もっともってやれってことですか。

中村委員

いえ、もう時間が大体限られてるわけですから。

宮澤部会長

時間ということじゃなくて大体あたってきたようなつもりで私どもはいるんですけど、

中村委員

ですから私としてはもうある程度もう区切りつけるんだったらつけるで、次の24日だったらその時

にもう出せるものは出して、それで決めちゃえば、それ以上のことはもう切りましょうということやってっただろうでしょうか。ちょっと乱暴ですけど。

宮澤部会長

大変、あれな意見ございましたが、西村委員さんどうぞ。佐原委員さんどうぞ。

佐原委員

私も安心のために、感情的な安心のために放水路案が欲しかったらこれも検討に値するんじゃないかとして、最初から書いたんです。ですから、検討していただきたいと思います。

宮澤部会長

小沢委員さん。

小沢委員

ダムプラス改修案については、ダムの堆砂の問題とヘドロの問題と、ヘドロがたまったらワカサギだめになります。そうするとそれ以外の選択というものはやはり模索、この部会として模索すべきだろうと思います。

宮澤部会長

もう一回申し上げます。ヘドロの問題だとか、断定的におっしゃられることを今検討してるところでございまして、断定的に決めつけられますと検討する必要がないわけございまして、小沢委員さん、自分のご意見は結構でございますけれど、ここでもって検討された内容のこともどうかお耳の中に入れていただいてご発言をいただければと、こんなふうに思うところでございます。はい、他にどうでしょうか。はい、浜委員さん。

浜委員

この放水路案につきましてはね、先ほどペーパー出していただきましたですよ。160トンのやつを。

宮澤部会長

財政ワーキングの方からですね。またもう一つ...

浜委員

それでこの根拠がありますので、せっかく宮坂さんがそういうご提案をしていただいたんでね、ひとつどうですか。その費用の問題とそれから構造令上、今宮坂さんがおっしゃったような構造で本当にできるのかどうかというくらいのはねやはりこの部会で出されたことですから、少し検討をされてですね、24日の日にご発表いただいて、もうそこまでしていただきたいと。そうでないと私も出します。放水路案。持ってますから。もっとこれはどんどん出てきてしまうと、これは収拾つきません。ですから、もうこれが最後にしていただいて、ぜひこれは部会長の下です。幹事会の方にいくら掛かるのか、

今、メーター250万で52億でどうなのか。あるいは構造令上本当にその問題があるのかないのかというところくらいはですね、やっぱり調べてみた方がいいんじゃないかと、こんなふうに思ってます。

宮澤部会長

今、三つの意見が出ました。一つ一つの意見は皆さんとおりでございますが、いろいろな意見が出まして、皆さんから提案されてる中で一応この二つの案に収れんをいたしまして河川改修案とダムプラス河川改修案でやってきたわけでありまして。他に先ほど話しました貯留地の問題とか、そういうような問題。それぞれの問題も皆さん方現地を歩いた中で場所があるとかないとか、それぞれのところとか、様々な洪水の質の中でもってお考えになれた中で、一応はこの二つの案に収れんをしてまいりました。しかしそういう中で私は先ほど来ておりますけれど、この河川改修プラス放水路案はやっぱり大きな一つの案ではないかなあと、私は自分自身で当初考えました。また多くの皆さんからもそのこと出て、皆さん方からそういう意見が出ませんでしたので、私としてはこれにはふれませんでした。ですが、その案が出たということになりますと、この案も提案、ふれておく必要があるのではないかなあというふうに思うわけです。西村委員さんと新村委員さんのお話もよくわかります。そうやってやると次から次へとこういつてしまうんじゃないかと。今、中村委員さんは24日に検討する、これをまあ一つの最後の一つのもう一つの大きな案として検討したらどうだろうと、こういうお話しも中村委員さんからございました。そこで、部会長としてお諮りを申し上げさせていただきたいと思えます。これからまた宮坂委員さんが案として出したということになりますと、また宮坂委員さんそこへ集中してしまいます。いろいろな問題で大変だということで、高田委員からもクレームをいただきましたんで、今度は宮坂委員さんご提案されましたですけど、それはそれとして、案としては河川改修プラス放水路案と、こういう形の中でこれも今浜委員さんがおっしゃられたように次の24日の日の提案事項として入れていくということで、この案を当初ですね私は三つと申し上げたわけでございますけれど、ひとつ検討する案として最後の3つ目の案としてこれをのせるということで確認をしながら皆さんのご意見を承りたいと思えますが、いかがでございましょうか。よろしゅうございませうか、はい、清水委員さん。

清水委員

私は、会議の進め方からすればですね、これは当初二つの案ということに部会長もおっしゃったように収れんをされてきた。その中には、やっぱり抜本的な改革案としてはこの二つだろうというところのそれぞれの委員の皆さんの暗黙の了解があったと思うんですね。そういう観点からすれば、私は西村さんやあるいは新村委員の言ったように扱うべきではないと思えますが、しかしここで、今、それよりいい案が出たというのを、つぶすということはね、力で押し切るというようなことでは、私はいけないと思えますので、先ほど浜委員等おっしゃったようなことで取り扱いをしていったらどうかと思えます。

宮澤部会長

今、清水さんから、浜委員さんの言われたような状況で扱ったらいかがかなと、こういうお話がございましたがいかがですか。よろしゅうございませうか。はい、藤森委員さん。

藤森委員

この放水案っていうのは、当初から分水だとか、遊水だとかそういう案があって、現在は二つの案で

今日まできているわけですね。ですから、先ほど浜委員さんからもあったとおり、今回限りって言っても、ここでもってまたこういったことをやるようになると、それは不可能になると思いますね。それで、浜委員さんも前回だか前々回も東俣の水を富部地区の承知川ですか、この辺でなんていう案も出したんですが、これをやってるうちゅうと今回限りっていうわけには収拾がつかなくなるんじゃないかと思えますね。ですから、宮坂委員さんの案も、これもあれですね、私は前回にも申し上げたとおり、分水、遊水という案が出て、これは第二の天井川をつくるに等しいものだと、こんなふうなことを申し上げていったわけですけど、まあそんなふうなことでも、現在の、今の二つの案で絞っていただければ一番いいじゃないかなあと、こんなふうに思います。そしてこれは、もう一つはワカサギのことがたまたま出てきますけれど、先ほどの原組合長さんですか、これのあれによっても、諏訪湖の組合の運営に大きい支障を来すというような程度ですし、また新村委員さんのあれにもワカサギの採卵に大きな影響を与える。最悪の場合はこの事業そのものの存亡にもかかわるというような程度のことです。以上です。

宮澤部会長

はい。ありがとうございました。二つの案を続けようという案です。西村委員さん、どうですか。

西村委員

はい。私は常々申し上げているんですが、実現性があれば、それにいいだろうというふうに思っています。今の放水案を聞きますとかなり実現性が高いなというふうに実は感じております。問題は先ほど言ったように私は二つ、三つ、またこの次出てきてもらわれると困ると、ということなものですから、今の河川改修と放水路案に限定をして、この場で他にもしそういった案があったら聞いていただいて、そこである程度一線を引いていただきたいというふうに思います。聞く分に関しては私もやぶさかではないという意見でございます。よろしく申し上げます。

宮澤部会長

はい。高田委員さん。

高田委員

確かに、二つの意見に絞っていこうということはきましたが、実はこの新村案・高田案という方の高田案というのは、今日やっと皆さんに見ていただくものができた、ということです。前の部会で打ち合わせがうまくいってなかったというおしかりを受けたんですが、5日の部会があって9日です。それ見ている暇がなかったんで、そういう点ではちょっと無駄足を踏ましたという点では残念です。ですけど、今日はこれはほぼ提示する案になってます。やっとここですから、またこの放水路案、私が一番最初にも言った案でもありますし有力だと思いますんで、これに並べていただいても、遅過ぎたという感じはないと思います。

宮澤部会長

はい。新村さん。

新村委員

部会長さんが、せっかく、ご自分でもこのことが出ようと思ったが出なかったという形でお話をされてます。これ以上話を言っても無理だと思います。私は今もいろいろ話が出てましたが、もうこの案以外には、ここで決めてもらってあるかないか。なければこの案だけに絞って私も賛成をいたします。ただし、次の時にはきちんとまとまった計画をきちんとお示しいただく。ずらずらと訳のわからないこんでなくて、これならば討議ができるっていうものをきちんとおまとめいただき出していただくということを要望しておきます。

宮澤部会長

今、大体、意見を聞いていただいたかと思います。まあちょっと、藤森委員さんはまだ二つの案でいいじゃないかと、こういうご意見の方でもありました。その中で今までの経過をふまえて、今、宮坂委員さんからご提案あったこの河川改修プラス放水路案を、みんなで検討し理解していただくところはしっかりと理解していただいたと、こういうことの中で、最後のもう一つの案ということで検討していきましよう、こういうことですが、どうもこれが皆さん方の折衷案のような気が私はするわけですが、いかがでございましょうか。これはぜひとも全員の皆さんのご意見、藤森委員さんだけはちょっと賛成できないっていうご意見でございましたが、他の皆さんはいかがでございましょうか。はい、中島委員さん。

中島委員

この放水路案って、私は開渠なら、これはうちをどかすとか、土地の買収だとかいろいろの問題がありますけれども、開渠の放水路、いわゆる分水路というか、そういうものならば私は安心であるというように考えてます。けれども、トンネルの問題について。

宮澤部会長

あのね、それはですね、今の案を、今、私が申し上げてるのと違います。今この確認の重要なところでございまして、中島さん、私のご質問に対してご意見をください。

中島委員

それで、トンネルについては問題を感じますので反対をします。

宮澤部会長

反対。ということは、要するに二つの案で決めるべきだと。ここで。(中島委員 そうです)そういうことですか。今、中島委員さんから、あくまでも二つの案にこだわるべきだと、こういうご意見もございました。どうでしょうか。はい、笠原委員さん。

笠原委員

要するにこれ、今、治水を検討しているわけですね。ですから、砥川の治水について、どういう、何がいいんだということを検討しているわけで、こっちの案に対してそれを反対するということじゃなくて、案が出れば当然それは検討するべきものだと思います。それと先ほど、僕言いましたように、これ突然出てきたわけじゃなくて、もともとあったわけですね。最初から出てたんですけども砥川の改修案だけでもいいそうじゃないかということだから、それは今まで出てこなかったんですが、そっちにちょっと今日検討した結果、少しやっぱりいろいろ問題もあるよと。それだったら、こういう案もいいじゃないかということで出てきたわけですから、これはもう当然検討しなければ、この砥川部会って何だっていうことになっちゃうんじゃないでしょうか。いわゆるいい案を検討するべきだと思いますが。

宮澤部会長

笠原委員さん。今の話をするとこれめちゃめちゃな話になってしまいます。そういうことになるといつまでたっても、いい案が出ればいい、いい案が出ればいいっていうことでもって、いつまでたってもこのあれをやれということの意見だというふうに受け止めざるを得ないんですが、そのところを今一番確認してるんです。それだったなら部会の経過でもって、皆さん方この案になった時にはどういうお立場でもって賛成されたのか、ということをもう一回含めて今の笠原委員さんのことをもう一回私お聞きしたいと思うんですが。はい。

笠原委員

いや、要するにですね、最初からいろいろの意見出てますけど、じゃあそれをすべて並列にしてここで検討するということじゃなくて、結局検討するのは二つの案に絞って検討したということだったと思います。ですから、既にこの案もあったんですけど、その検討の結果として（宮澤部会長 それは認識が違います）それが…。いや、そうだと思いますけども。

宮澤部会長

皆さんから出された案でもって、それでもって皆さんが高田委員さんの出された案と、新村委員さんの出された案で、どうですかということにかけて、そしてこの二つの案ができあがってきたと思います。そこは今、高田委員さんも認めておられましたですけど、笠原さんの認識はちょっと違うんです。そこは、この部会の今までの審議の経過というものを全く無視したお考えなんってるんで、私は再度そのことをお聞きするんです。どうぞ。

笠原委員

でも、より良い案に対して検討するというのは当然じゃないでしょうか。

宮澤部会長

そんなこと言いましたら、いつ出てきてもというふうに言われてる方々の意見とまっ向から反対する意見になりますよ。そうすると話し合いの余地がなくなります。

笠原委員

これは突然出てきたものじゃなくて、もともとあった案ですね。ただ、検討の俎上（そじょう）に

その場では乗らなかったということだけだったと思いますけれども。

宮澤部会長

いや、違います。皆さん方から意見はございませんでした。ですから私は今日ワーキンググループの中でもって部会としてはこういう案も検討したことがありますけどということで今日ペーパー上げたんです。今までの中では、そういう意見を主張される方おりませんでした。

笠原委員

いや、案が出ております。最初の時にみんなから出す案という方に出ております。

宮澤部会長

もう一回ですね、高田委員さんの案と新村委員さんの案に絞る時に他に皆さんのご意見はございますかと何度も確認したはずです。その時に皆さん方からのご意見はございませんでした。それで、この二つの案を再度深めていきましょと、ここで決めさせていただいて次へ進んだんです。だから西村委員さんや新村委員さんや他の委員さんから出るんです。意見が。その経過だけはしっかりと受け止めていただかなければ、私は困ると思います。このことについてどうでしょうか。はい、武井さん。

武井秀夫委員

私が先ほど四案があってもいいじゃないかって言ったのは言葉のこれ綾であって、それは、それに理解していただきたいということとですね、要するに、先ほど高田委員もおっしゃったように、ようやくここまで、今日、様々な論議がきて、私たちの理解度が新村、いわゆる新村案についても、今日、かなりのたたき台になってやったと。そうしたら、A案・B案のやってるだけども、なかなかこれは折り合いが付かない部分があるなど、いった時に、初めて第三の選択肢っていうものが浮上してくるのが論理だと思うんです。ですから、(宮澤部会長 武井さんそれは違います)いや、論理というものはそういうもんじゃないでしょうか。(宮澤部会長 論理じゃなくて、それまでの経過が違います)というのは、経過は、どうしてそう押さえられるんですか。経過とい...先ほど笠原委員の言ったのは決して暴論を言ってるんでなくて、様々なことを検討してより良い案をやりようと思ったら、そしたらA案・B案もかなりハードなものがあるといった時に、じゃあこういう選択肢もあるんじゃないか、こういう...何て言いますか、取り組みもあるじゃないか、こういう組み合わせもあるじゃないかということで宮坂委員が第三案を出したとすれば、これは全然砥川部会の論議の中では反するものでないし、整合性のあるものです。それで先ほど部会長が決裁を成そうと思った時に大体意見は西村さん以外、西村さんじゃない藤森さん以外はあれだったんで、これはここは浜委員もおっしゃったし、清水委員もおっしゃったし、むげにそれは排除するものでないということだったら、これ以上これは、私が四案といったのはあれは別に意図があって言ったわけじゃない。ですから、この三案に絞って宮坂案を、宮坂案と言ってんですか、いわゆる宮坂案を俎上に乗せるのは決して無理な主張でないと思うし、始めから部会長さんが言っておられた、流域住民の意見として宮坂委員は言ってるわけですから、ですからそういう案が出てきたらそれは胸襟を開いて様々な角度からこの選択肢の整合性について検討していただきたいと思います。

宮澤部会長

武井委員さんの言われてることはよくわかります。私もそういう趣旨の先ほどご提案を申し上げました。その時に笠原委員さんからいい意見が出てきたら、どんどんどんどん何でも議論するが当然じゃないかと、こういうお話が笠原委員さんから出てきました。それで私は今問題にしたんです。そういうふうに私は理解しますが、他の方でもそうだと思います。どうですか。笠原委員さん。

笠原委員

いや、次から次へってということじゃなくて、先ほど僕が言ったように、これはもう最初から出てた案だったんですね。だからそういう案もあったんだけども俎上に乗らなかったというだけのことで、だから、他に少し問題があればそういうのも乗せるべきで、もう...

宮澤部会長

俎上に上がらなかったんじゃなくて俎上に上げる意見がなかったんです。もう一回申し上げます。俎上にいける案の時には、高田委員さんから出されてきているのと、新村委員さんから出されている二つの案の他に、他にございますかということで諮ったはずですが。その時に皆さんからはその意見が出てきませんでした。そこを間違えないでいただきたいんです。その時になかったということは、この二つの案に収れんしてよろしゅうございますかと私は何度もおかけしました。私は二つの案なんて言わないで、昔から三つの案というふうに申し上げておりました立場ですから。そういうふうに申し上げておりましたけれど皆さんの中にはなかった。そここのところは責任持っていただかないと、この次またこれで一つやってきたらまた次の案があるということで、そういう案を出されたんでは困りますよということで、今、西村委員さんから出されてるわけです。経過をふまえてお話しいただきたいと思います。お話ししてる趣旨はわかります。趣旨はわかりますけれど、この部会としての進行の経過はどうかご理解をいただきたいんです。それで今、武井さんのようなご意見が出てきたわけです。それで、浜委員さんのような意見も出てきたんです。そういうことの中で新村委員さんも出てきたわけでありまして。そういう中で、今、おふたりの藤森委員さんと中島委員さんは、いや、新しい案を聞くことはどうかと思うと。これ以上広げることとはどうかと思うという意見でございましたので、もしどうしてもなかったら中島委員さんと藤森委員さんのところへ、部会長、頭しこたに折って土下座してでもテーブルにのしていただくような努力をするようなことをやらなきゃいけないかというふうに私は考えてるわけです。その時に、また次のところ次のところと言われてしまったんじゃあ困ってしまうので、そこで一つの案は収れんされたと思うんです。ということで、この収れんされたと意味をもう一回確認をさせていただきたいんです。そしたら武井委員さんからそれでいいというお話がございました。そこでございますけど、こここのところまでの経過でございますが、私もちょっと熱が入って誠に申し訳ございませんけれど、ここ大事なところなところで、これからもそうだと思うんですよ。これずーっとなっていて、ということで、今後のことありまして、決して笠原委員さんの意見をあれしているわけではございませんが、大事なところへふれておりますので、そここのところ確認をさせていただきました。中島委員さん。この件についてお願いいたします。

中島委員

ええ、はい。これはですね、私、これが俎上に乗らなかったのは、暗黙の中にこのトンネル案というのが、やはりちょっとみんな問題があるなあと、そういうことを感じてこれは俎上に乗らなかったと。

私もこのトンネルの問題について高橋先生と個人的にお話したこともあります。それで、それはそれなりに、私は案ですから、これはだれの案が出しちゃいけないとかそういう問題じゃない。ただ、ここに今まで乗らなかってきたのは、もう、ちょっとトンネル案っていうのは難しいんだというように私は皆さんが理解をする中でこれが俎上に乗らなかったというように私解釈してしてるん。だから、私は、これだけの大勢の皆さん方がトンネルを入れてもいいじゃないかということであるなら、それはもう多数決で決めてね、それで、私は論議してもらえばいいことだというように解釈しています。

宮澤部会長

いや、中島委員さん。ここはなるべく多数決はやめとこうと、こういうことで進んできておりますので、もう一回それじゃあ浜委員さんも次の24日に検討して、それで案としてひとつ折れるかどうかということをしよと。こういうようなご意見。そのそこまでいく一步手前のお話もございました。それから、案としてやっぱり聞いたとすると案として受けるべきだと。こういうような案もありました。そんなことで、今二つのこれからの放水路案とそれから河川改修案を点検する中ではそういう意見がございましたですけれど、これは部会長のひとつお願いでございますが、どうでしょうか、この河川改修プラス放水路案、これをですね、次回の24日の日に検討をして、そしてこの案がのれるような状況があれば、この案をこだわらないのでせていくと、というようなことで、次回はっきりわかっておりませんので、宮坂委員さん一人にこれあれしてろって言っても難しゅうございますので、幹事会の方でもお手伝いをお願いいたして、そして皆さんの前に、これが最後の案の、ひとつ最後の案としてご提起いただきたいと。これを、そういうふうなことで部会長の方でとりまとめさせていただきます、いかがでございますでしょうか、藤森委員さん。はい。

藤森委員

部会長さんにおまかせします。

宮澤部会長

ああ、そうですか。ありがとうございます。中島委員さんと藤森委員さんから、そういう提案がございましたが、どうでしょうか、皆さん。ここでもって大体全員の皆さんの合意がとれたかと。すいません、申し上げますが、ここはいちいち議事録をおこして確認するということじゃなくて、どうかハートでもってここは行っていただきたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。よろしゅうございますか。はい。それじゃあ、宮坂委員さん、次回の時まで大変でございますが、そこら辺のところを幹事会とも詰めてご提案をいただきたいと思っております。

それでは、大変、長くなりました。1時間5分をオーバーをいたしました。部会長の進行の悪さを改めておわびを申し上げます。まだ、ふれてない意見とか、それぞれの意見ございます。意見がございましたら、今日当日で出されても今日当日答えられません。ですので、どうか、24日、朝9時30分からということ、後で事務局の方からお話を申し上げるところでございますが、それとですね、案がいろいろ出てくると思います。それをですね公聴会に諮らなければなりません。この公聴会をいつにするかと、こういうことで、皆さんの一番いい意見はですね、この会場関係から言いますと9日でございます。9日の日はですね、また幹事長から怒られてしまうわけでございまして、浅川部会がもう既に公聴会ということで決まっております。それで会場の方の都合をずーっとやってみましたらですね、10日

の日はですね、これは原則でございましたんで、市町村長のおふたりがこの10日の日は午前中は全くだめだということで、午後の時間も段取りするのがやっとということでございました。そうしますと今の状況で空いているのは、3月の2日だけだということでございます。そういうこととなりますと、また幹事会の方から議会中でもありますし弱っちまうと、こうすることで、幹事長からまた怒られそうでございますけれど、今そんなような状況下にあります。そして公聴会を聞かしていただいた後、また再度それを受けて部会を開かなければなりません。そういうような経過をふまえていただいで、先ほどの状況の経過の中に持っていかなければならないというふうに思うところでございますが、これについてどうでしょうか。ご意見。はい、中村委員さん。中島委員さん。

中島委員

私は、公聴会を開くことはもうとっても大事なことで、これはどうしてもやらなきゃいけないことだ。ただ、それ前にですね、公聴に来た人たちがわかるような状態に、高田先生の案は具体的にだれでもわかるような図面、そういうものを呈して、高田先生の案はこうだよと、新村案はこうだよと、ほれであるいは宮坂案はこうだよと。こういうものを指し示すような形で公聴会を開いていただきたい。これが私の意見です。

宮澤部会長

はい。はい、武井委員さん。

武井秀夫委員

部会長が大変ご苦労なさって3月2日にセットする、その公聴会については了解はいたしますけど、私、意見書の中で第4というところで、民意の吸収についてという意見を浜委員と第1回の時に、民意をどう吸収するか、そしてその我々の内容をどう流域住民に伝達するかという論議をしたことがありました。その時に住民投票うんぬんということまでちょっと口に出たりしたんですけど、それはなかなか住民投票条例ということによっては難しいとすれば、部会主導で公聴会プラスアルファの伝達方法と民意の吸収に対して、ある方策があったらそれを模索していただきたい。というのは、その意見書にも書きましたけれども、公聴会、両公聴会に出席なさった皆さんは最大限見積もっても100人くらいだとすれば、なかなかその流域住民のトータルの意見っていうのが吸収できない部分が、きらいがあると思うんです。ですからその点はこれをしなさいということは申し上げませんので、これからの論議の中で、じゃあ本当に広範な民意をどう吸収していくかという選択肢について、ご検討いただきたいと思います。

宮澤部会長

それぞれ重要なところで、第9回へ向けての各委員の意見書の提出のその他のところにも武井委員さん、宮坂委員さんからもその話が出ております。私も十二分にそれを読ませさせていただいております。そんなことで、しっかりとしたわかりやすい案をつくらなければならないと、こういうことでございますが、一番私どももあれでございますが、私どもも共にやっけていて苦労しております。それは、浅川部会でございます。石坂部会長、非常に苦労しております、本当に同じ部会長として憧憬をしているところでありますが、今朝の新聞を見ますと浅川部会はもっと日程的に混んでおりまして、あと6回を3月中にやらなければならないと、こういうような状況のようでございます。3月にご承知のとおり県

会ございまして、検討委員会いつにもってくかと、こういうような問題も非常に早いことございまして、なるべく浅川の立場も考えてやりたいなと私はこういうふうに考えております。そういうことになりますと、今のやり方はともかくといたしまして、10日以降にですね、これからまた必ず土曜日・日曜日ということになってくるわけでございますので、そういうことをですねこれから取っていくと、他の日はほとんど県会でございますから、なかなか部会長できられなくなってしまう。そうするとなれば早く早い時期にですね砥川の方を検討してやった方が、浅川の人たちにとってはまあいいんじゃないかなあと、こんなふうに思っております、できたら3月の2日の日に公聴会。そして10日の日に部会を開かしていただいて、まだ必要だったらそれからやっていくというふうに考えて、こういうスケジュールだけつくっておいたらいかがなものでしょうかと。こういうことでございます。

私どもも大変忙しい時期でございますし、幹事会の方も、今日も幹事長、毎回出席していただいておりますし、本当にこの部会の進行については幹事会も本当に心を痛めてくれております。そのことは本当に私も普段から感謝を申し上げるところでございますし、今日も危機管理室長からの発言もございました。そういうようなことで、できたら3月の2日に公聴会、そして3月の10日に部会、そしてその後、また必要だったら部会を開かなきゃなりません。それで検討委員会からまたこのことを検討してくれって言われますと、またそのことで部会を開かなければならなくなってくるわけでございます。そういうようなことも含めまして一応3月2日、2週間後でございますけれど、2週間後にはお願いできないだろうかなと、というのが今日程を事務局と打ち合わせをした時の案でございます。いかがでございましょうか。はい、西村委員。

西村委員

3月2日の公聴会につきましては、治水について公聴するということですね。

宮澤部会長

あのですね、治水と利水。これを両方やらきゃいけないと思うんです。例えば午前中、これ治水につきましては、検討委員会の中でですね大熊委員さんも基本高水の問題のことについてはということありましたし、私どもも確認する中で、また幹事長の言葉の中でも、流域住民の意見を聞いてもらいたいと、こういうことが明確にございました。ですので、流域住民の皆さんには、これは必ずお聞きをさせていただかなければいけないんじゃないか。それから利水の関係につきましても、やっぱりこの場合お約束でございますから、このことについてもやらなければいけないんじゃないか、ということになりますと、午前中と午後に分けさせていただいていかがなものかなと、こういうふうに思うところでございます。いかがでしょうか。

西村委員

そうしますと、今日初めて出された第三案の放水路案につきまして、これ24日の日に幹事の方ご苦労いただいて資料が出ると思うんですけれど、高田先生の案ですら二回書き直しているという状況の中で、24日に例えば出てきたものに対してもう一度やる機会が全くないですね。2日だと。そうしますと、そこで問題が例えばある案について、もう公聴会に掛けていくということになりますと、部会の質が問われりゃしないかというふうには実は思います。まあこういう案がありますよというお示しをするだけだったらいいいんですけれど、それが結局、結果的に問題がもしあるとすれば、これ公聴会をする意味

がないもんですから。この、もしこの2日にやるんでしたらもう一度部会を持たなきゃいけないというふうに私は思いますが。

宮澤部会長

全く大事なところでございまして、当初、宮坂さんからこういう案が出てくるということは今日想定をしておりませんでしたので、そういうようなポイント、要するにそういうようなステップを取ったこともこれも否めない事実でございます。どういうふうにいたしましょうか。はい、武井委員さん。

武井秀夫委員

西村さんの今、意見に私も賛成です。先ほどもふれましたけども、周知徹底して流域住民にどの程度理解させていくかっていう浜さんと論議があった伝達方法ということについて、かなり留意していただかないと、今西村さんが言ったとおり、部会の論議が不十分なまま公聴会に臨めるかっていう点は危惧は持ちます。ただ、いろいろの日程の中でね様々な伝達方法があってその意見を聞けるというような、そういう方法が、そんな都合のいい方法があるかどうかわかりませんが、そこを加味していただいて検討なさらないと、ちょっとやっぱりかなり大変だなと感じます。

宮澤部会長

実は、私もそういうふうには感じておりまして、そこら辺のところにつきましてですね、宮坂さんの案がどの程度煮詰まってくるか。ここのところが一番大きなポイントになってくるような気がするわけでございます。また、もちろん今日、高田委員さんの問題、それから、あっ失礼しました。河川改修案、それからダムプラス河川改修案もまだ積み残しもございます。私も利水の問題のことについても、この24日の部会のところで私なりにこの前議論されたことをまとめさせていただいて、私の意見を付け加えとかそういうことじゃなくて、まとめる方向でご提案を申し上げますと、こういうふうなお話も申し上げた経過もございますが。そこら辺のところを含めて、こういうステップで進んできたわけでございますが、じゃそこら辺のところを含めまして、今、武井さんからなるべく時間を掛けた方がいいけれど伝達の方法は他にいいのかどうか。あればというお話もいただきました。ここら辺のところも大変難しい問題でございまして、やるとしたならばどっちにしても、それで10日の日は午後だけになってしまいます。午後だけになってしまいます。そういうこととなりますとですね、少なくとも今度はですね、説明の他にですね3時間はやっぱりご論議をいただかなければまずいんじゃないだろうかなと、いうことになってまいりますと、10日以後の日にちでまたそれを考えなければなりません。つまり10日ではできなくなってしまうと。そうすると、17日ですか。17日ですね。17日ということになってまいります。ということになってますとそういう状況にもなってくるわけでございます。ここら辺のところも含めて、どうか浅川の進行状況もどうかご念頭に入れていただいているいろいろな面でのご理解をいただきたいと、こういうところでございますが。24日、とりあえず集中的にさせていただくということで、2日にするか、その次にするか。ちょっとっですね今日ここでもって、今、もうご意見は十二分に拝聴いたしました。そこでもって大至急、事務局の方から協議させていただく中で、ちょっともう時間も7時20分までまいっておりますので、一応今のステップを確認をさせていただいて、決定ではございません。ということを含めて、今日ご提案だけさせていただくということにさせていただきたいと思っております。よろしゅうございますでしょうか。はい。

それじゃ、そんなことでございます。どうか委員の皆さんにおかれましては、小沢委員さん、松島委員さんが先ほどあれの点もございましたということがございましたら、どうぞどうぞ、どしどし現地へ出向くなり、その時は幹事会の方もお願いしてございますので、それぞれ調査をさせていただきたいとこんなことを願います。そんなようなことで、今日は大変申し訳ございません。進行が下手くそなものですから7時今20分でございます。予定時間よりも1時間20分遅れております。そんなことで、今日はここで解散とさせていただきます、第10回目の部会を10月24日に開催させていただきたいと思っております。会場のこととか細かいことについては事務局の方からお願いを申し上げます。失礼、失礼。2月。私ももうぼーっとしてまいりまして、はい。2月24日。あの、9時半ということにするか9時にするかということでございますけど、この前9時と言ったようですが、9時半、9時。じゃこれ予定どおりということで。じゃ、お願いいたします。はい、じゃあ事務局の方からご発表をお願いします。

田中治水・利水検討室長

それでは、2月24日9時からということで、場所は岡谷市役所の会議室。岡谷市役所の会議室でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

宮澤部会長

わかりやすいようなことであります。また、お昼ご飯のそれぞれのオーダーがございましたら事務局の方にそれぞれ手を挙げていただきたいと思います。

田中治水・利水検討室長

一日でございます。9時から5時ということで、岡谷市役所の9階に会議室がありますので、また、詳細なご連絡はいたしますけれども、そういったことで予定をお願いしたいと思います。

宮澤部会長

それでは、皆さん今日はどうもご苦労さまでございました。まだ、いろいろあるかと思ひますけれど、もしご意見ございましたら終わった後私のところへお越しいただきたいと思います。幹事会の皆さん、それから傍聴の皆さん、それからマスコミの皆さん、長時間にわたりましてありがとうございました。これにて第9回目の部会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。